

Ⅱ 調査結果の概要

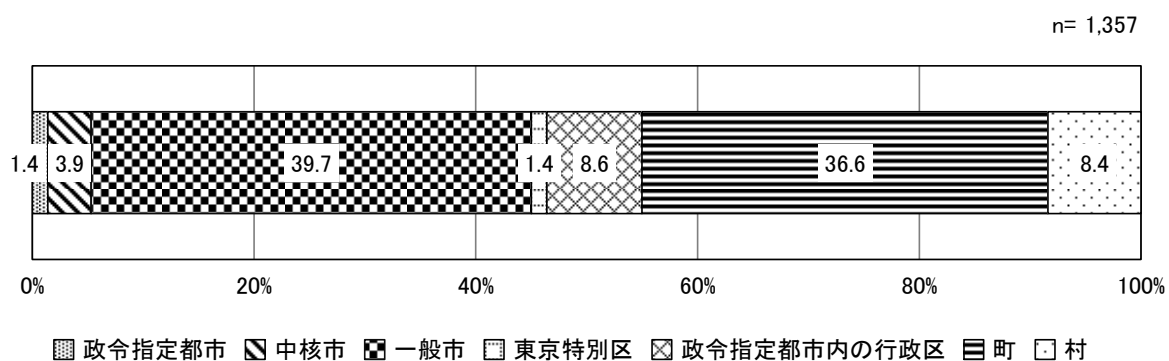
Ⅱ 調査結果の概要

1 民児協ならびに市区町村の概要について

(1) 地方公共団体の区分

本調査に回答いただいた民児協の地方公共団体の区分は、「政令指定都市」(1.4%)、「中核市」(3.9%)、「一般市」(39.7%)、「東京特別区」(1.4%)、「政令指定都市内の行政区」(8.6%)、「町」(36.6%)、「村」(8.4%) となっている。

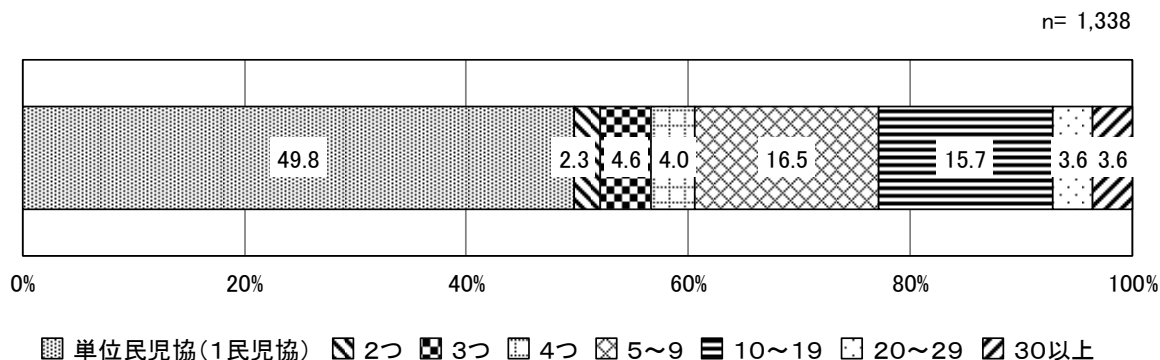
図表 1-1 地方公共団体の区分



(2) 法定単位民児協数

法定単位民児協数は、「単位民児協（1民児協）」(49.8%)が最も高く、次いで「5～9」(16.5%)、「10～19」(15.7%)となっている。

図表 1-2 法定単位民児協数

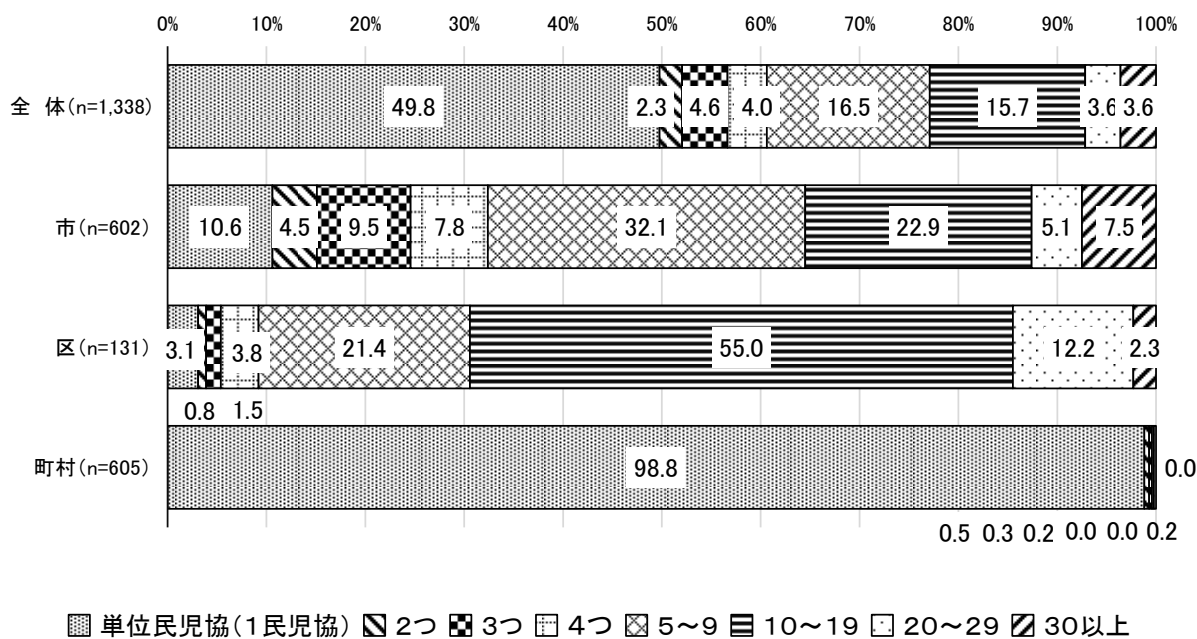


市区町村別にみると、市では、「5～9」(32.1%)が最も高く、次いで「10～19」(22.9%)、「単位民児協（1民児協）」(10.6%)となっている。

区では、「10～19」(55.0%)が最も高く、次いで「5～9」(21.4%)、「20～29」(12.2%)となっている。

町村では、「単位民児協（1民児協）」(98.8%)が最も高く、次いで「30以上」(0.5%)、「10～19」(0.3%)となっている。

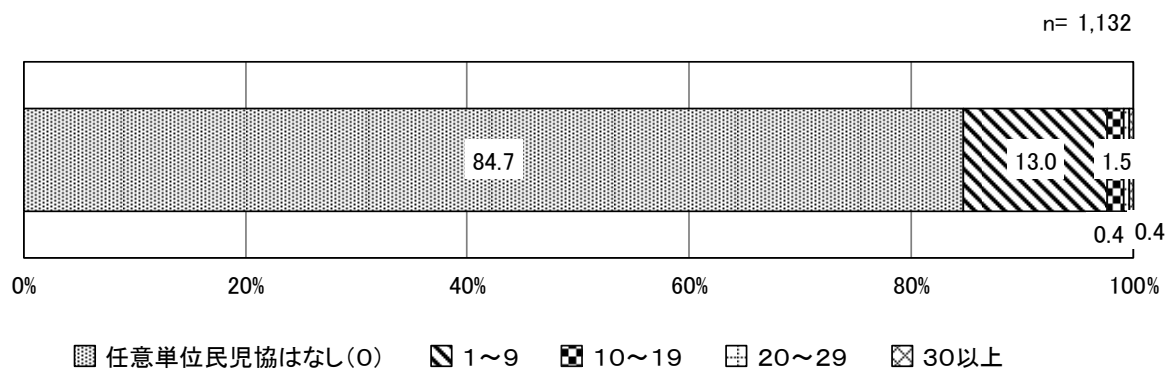
図表 1-3 法定単位民児協数（市区町村別）



(3) 任意単位民児協数（みなし単位民児協）

任意単位民児協数（みなし単位民児協）は、「任意単位民児協はなし（0）」（84.7%）が最も高く、次いで「1～9」（13.0%）、「10～19」（1.5%）となっている。

図表 1-4 任意単位民児協数（みなし単位民児協）

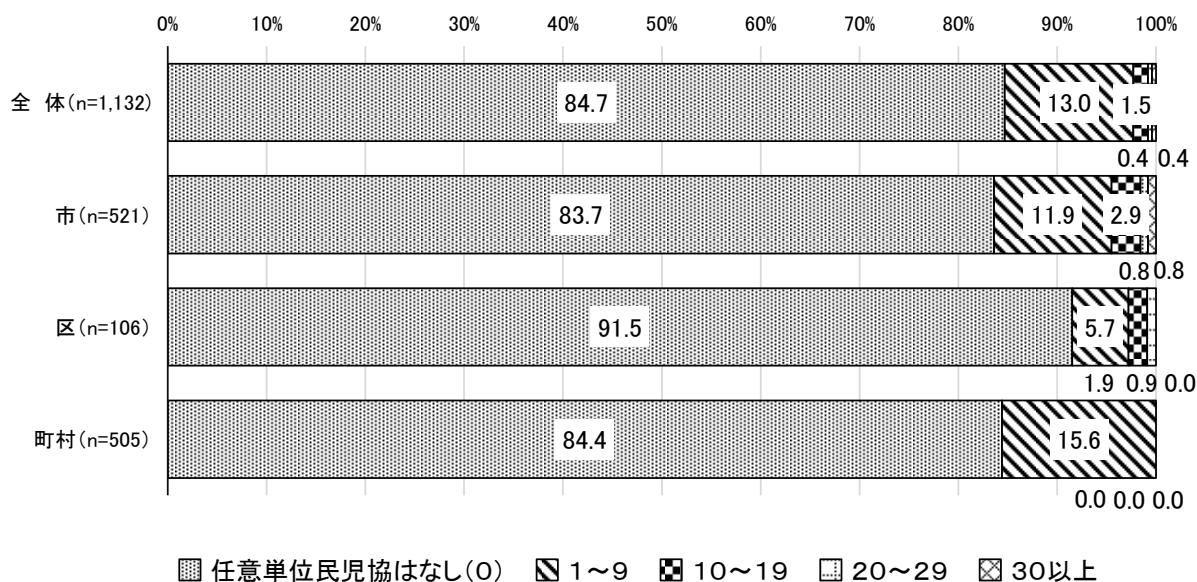


市区町村別にみると、市では、「任意単位民児協はなし（0）」（83.7%）が最も高く、次いで「1～9」（11.9%）、「10～19」（2.9%）となっている。

区では、「任意単位民児協はなし（0）」（91.5%）が最も高く、次いで「1～9」（5.7%）、「10～19」（1.9%）となっている。

町村では、「任意単位民児協はなし（0）」（84.4%）が最も高く、次いで「1～9」（15.6%）となっている。

図表 1-5 任意単位民児協数（みなし単位民児協）（市区町村別）



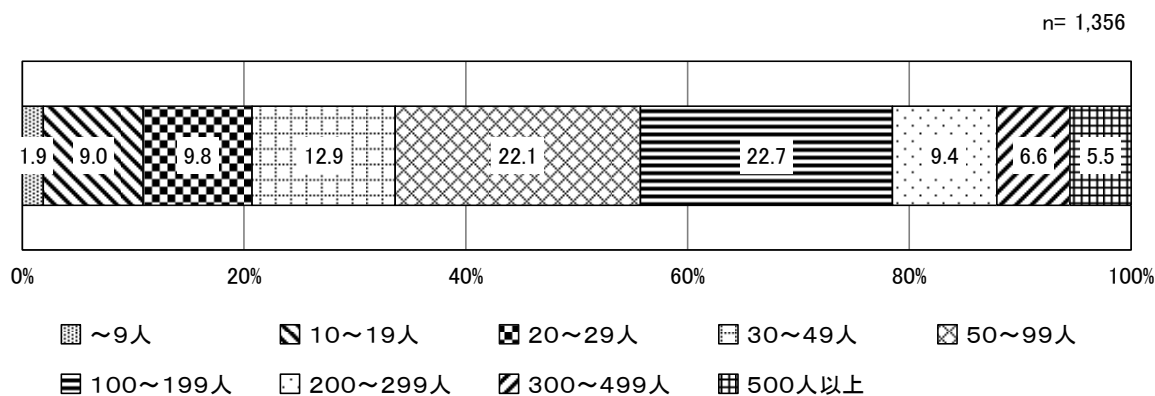
2 民児協の構成、組織・運営

(1) 民生委員・児童委員

1) 定数

民生委員・児童委員の定数は、「100～199人」(22.7%)が最も高く、次いで「50～99人」(22.1%)、「30～49人」(12.9%)となっている。

図表 2-1 民生委員・児童委員の定数

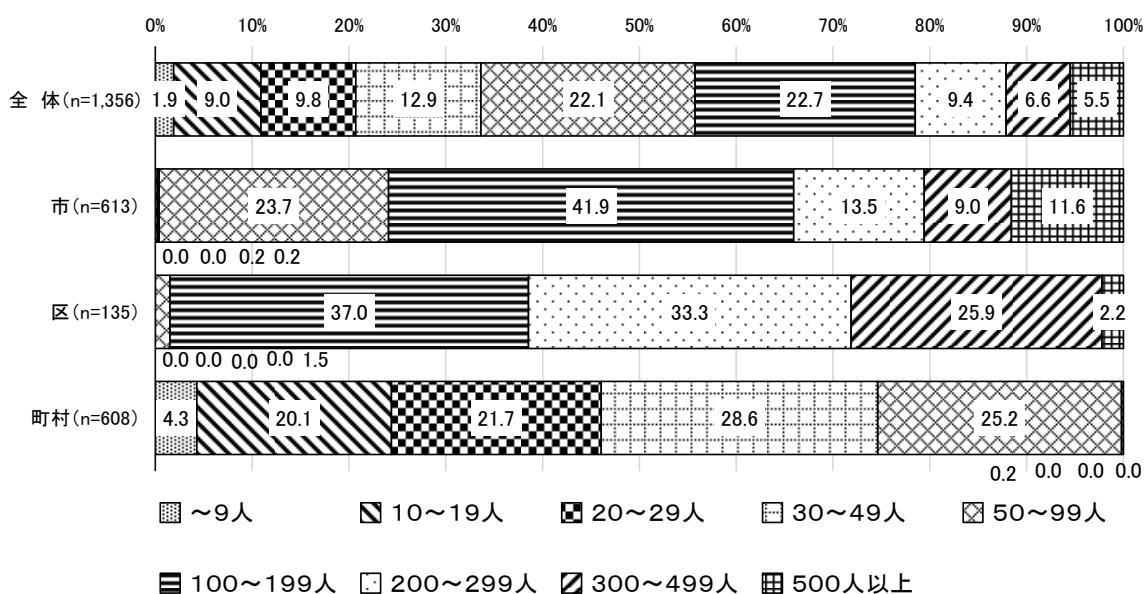


市区町村別にみると、市では、「100～199人」(41.9%)が最も高く、次いで「50～99人」(23.7%)、「200～299人」(13.5%)となっている。

区では、「100～199人」(37.0%)が最も高く、次いで「200～299人」(33.3%)、「300～499人」(25.9%)となっている。

町村では、「30～49人」(28.6%)が最も高く、次いで「50～99人」(25.2%)、「20～29人」(21.7%)となっている。

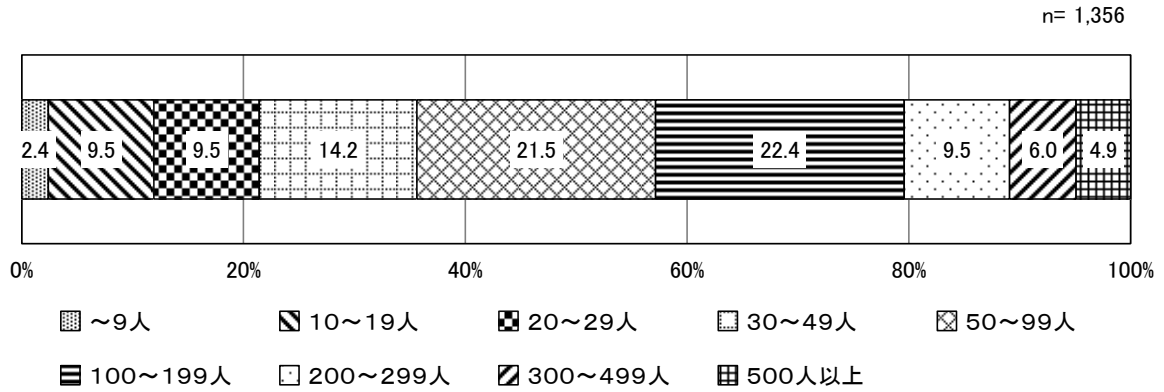
図表 2-2 民生委員・児童委員の定数（市区町村別）



2) 現員数

民生委員・児童委員の現員数は、「100～199人」(22.4%)が最も高く、次いで「50～99人」(21.5%)、「30～49人」(14.2%)となっている。

図表 2-3 民生委員・児童委員の現員数

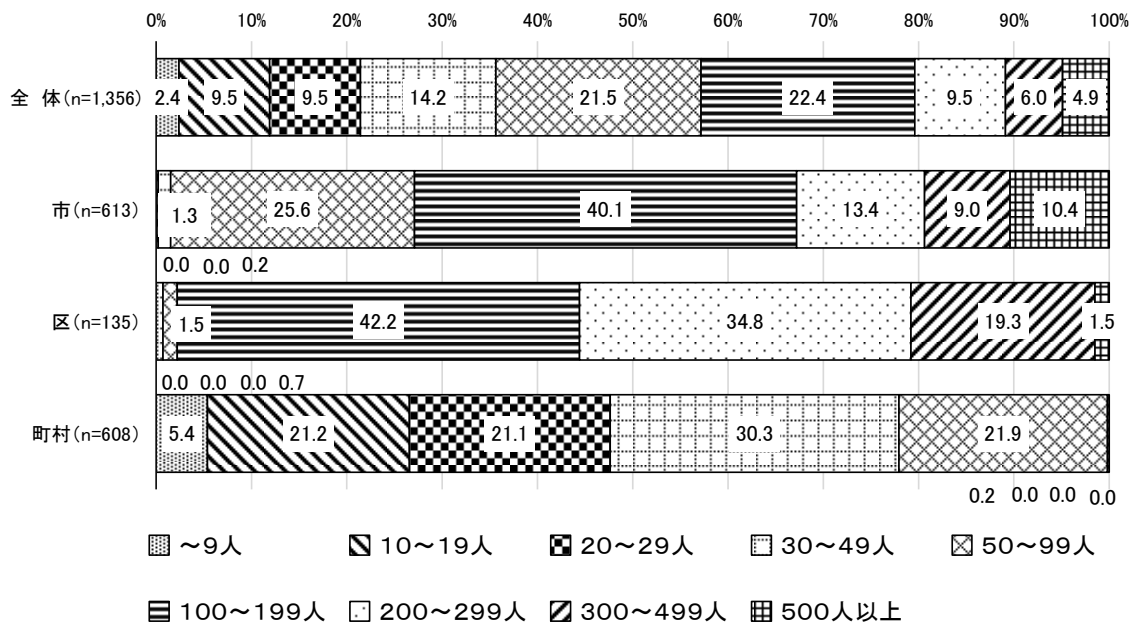


市区町村別にみると、市では、「100～199人」(40.1%)が最も高く、次いで「50～99人」(25.6%)、「200～299人」(13.4%)となっている。

区では、「100～199人」(42.2%)が最も高く、次いで「200～299人」(34.8%)、「300～499人」(19.3%)となっている。

町村では、「300～499人」(30.3%)が最も高く、次いで「50～99人」(21.9%)、「10～19人」(21.2%)となっている。

図表 2-4 民生委員・児童委員の現員数 (市区町村別)

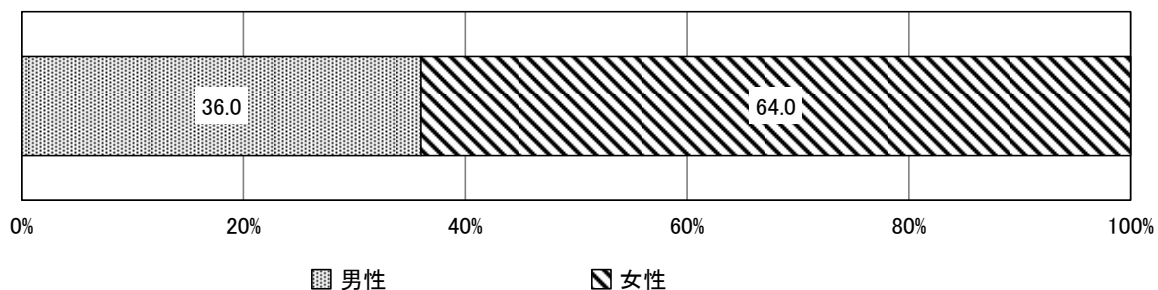


3) 性別

民生委員・児童委員の性別は、「男性」(36.0%)、「女性」(64.0%)となっている。

図表 2-5 民生委員・児童委員の性別

n= 193,899



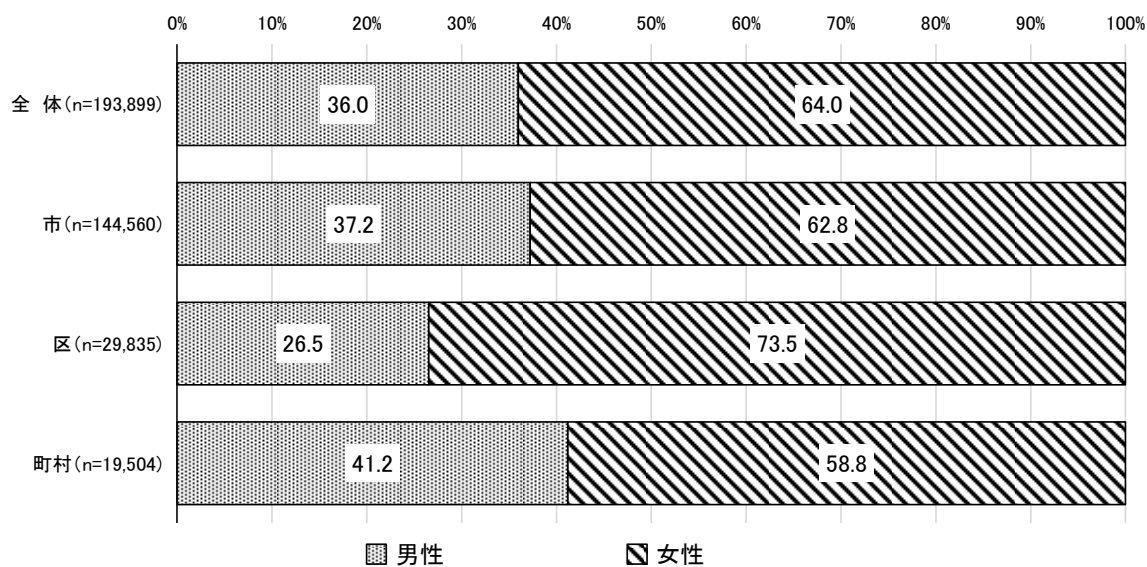
※n数は、男性人数、女性人数の合計

市区町村別にみると、市では、「男性」(37.2%)「女性」(62.8%)となっている。

区では、「男性」(26.5%)、「女性」(73.5%)となっている。

町村では、「男性」(41.2%)、「女性」(58.8%)となっている。

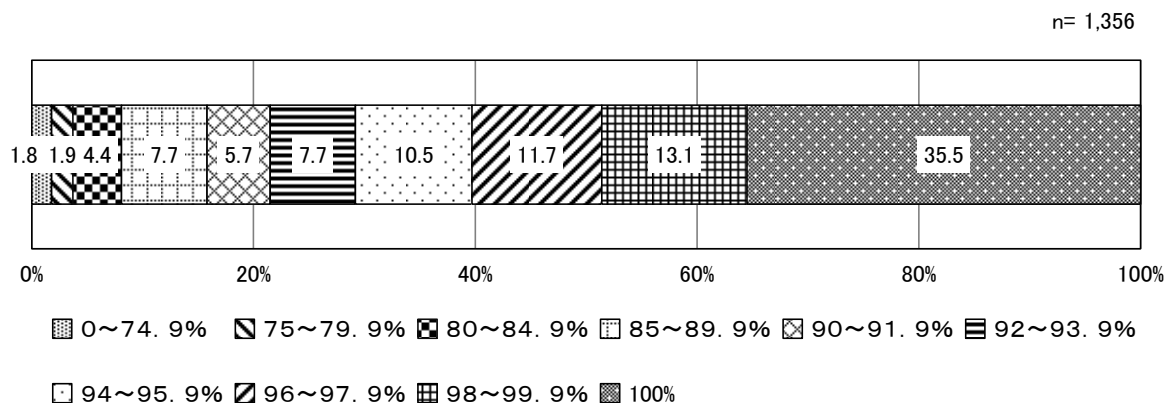
図表 2-6 民生委員・児童委員の性別(市区町村別)



4) 充足率

民生委員・児童委員の充足率は、「100%」(35.5%)が最も高く、次いで「98~99.9%」(13.1%)、「96~97.9%」(11.7%)となっている。

図表 2-7 民生委員・児童委員の充足率

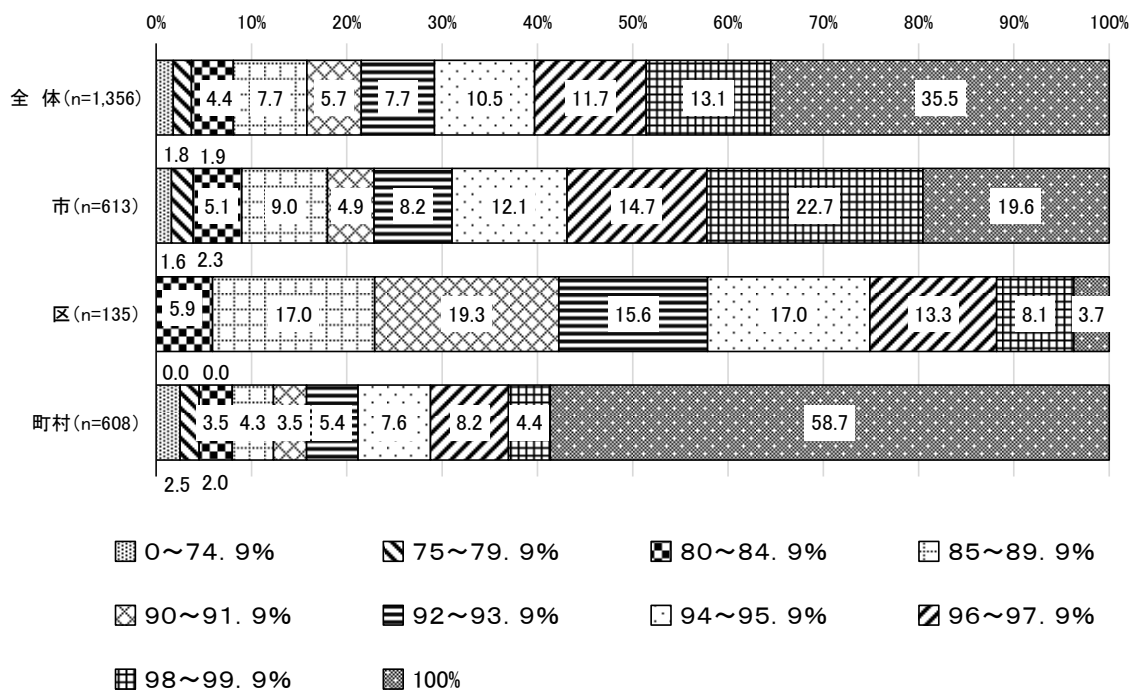


市区町村別にみると、市では、「98~99.9%」(22.7%)が最も高く、次いで「100%」(19.6%)、「96~97.9%」(14.7%)となっている。

区では、「90~91.9%」(19.3%)が最も高く、次いで「94~95.9%」(17.0%)、「85~89.9%」(17.0%)となっている。

町村では、「100%」(58.7%)が最も高く、次いで「96~97.9%」(8.2%)、「94~95.9%」(7.6%)となっている。

図表 2-8 民生委員・児童委員の充足率 (市区町村別)

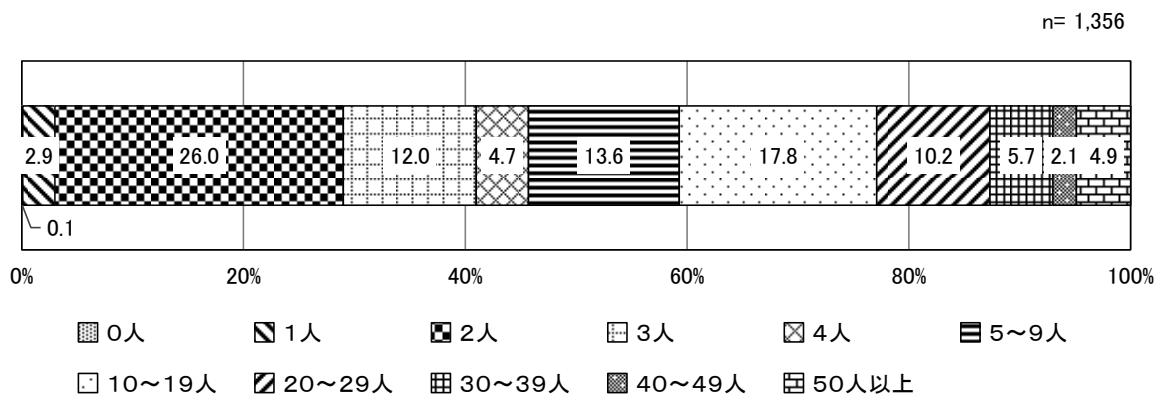


(2) 主任児童委員

1) 定数

主任児童委員の定数は、「2人」(26.0%)が最も高く、次いで「10～19人」(17.8%)、「5～9人」(13.6%)となっている。

図表 2-9 主任児童委員の定数

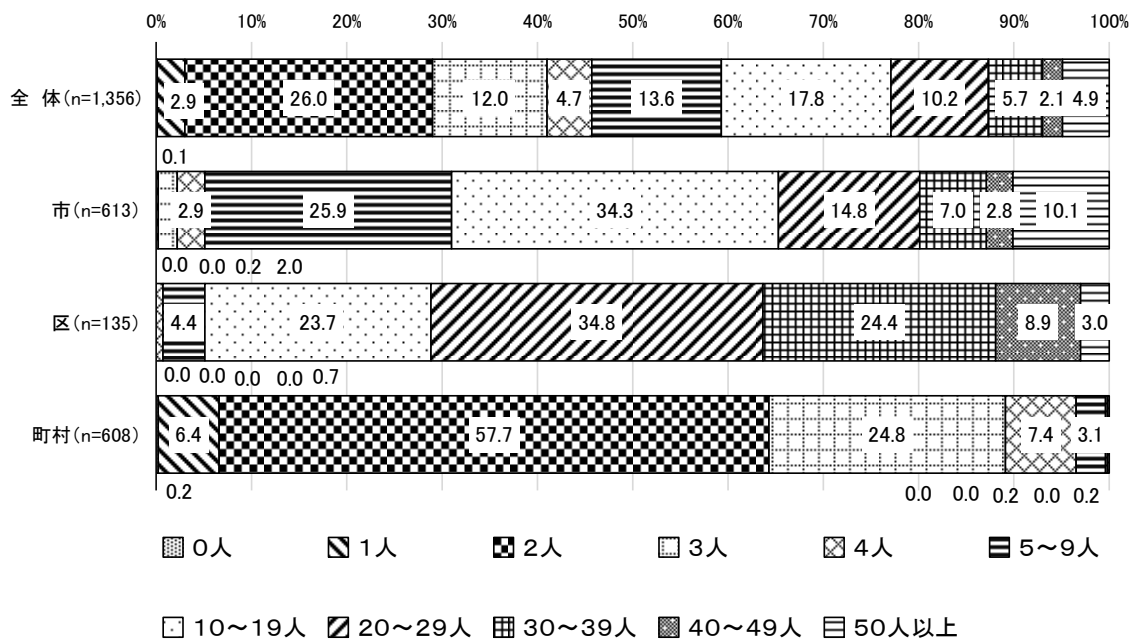


市区町村別にみると、市では、「10～19人」(34.3%)が最も高く、次いで「5～9人」(25.9%)、「20～29人」(14.8%)となっている。

区では、「20～29人」(34.8%)が最も高く、次いで「30～39人」(24.4%)、「10～19人」(23.7%)となっている。

町村では、「2人」(57.7%)が最も高く、次いで「3人」(24.8%)、「4人」(7.4%)となっている。

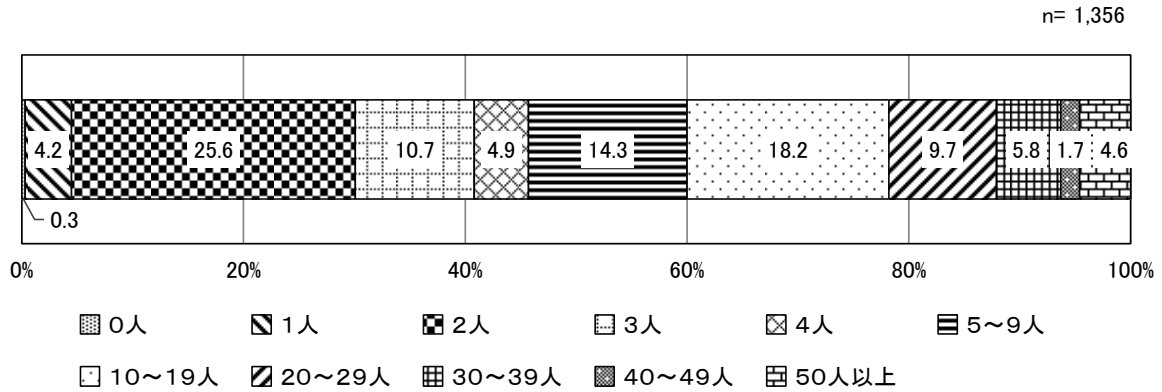
図表 2-10 主任児童委員の定数 (市区町村別)



2) 現員数

主任児童委員の現員数は、「2人」(25.6%)が最も高く、次いで「10～19人」(18.2%)、「5～9人」(14.3%)となっている。

図表 2-11 主任児童委員の現員数

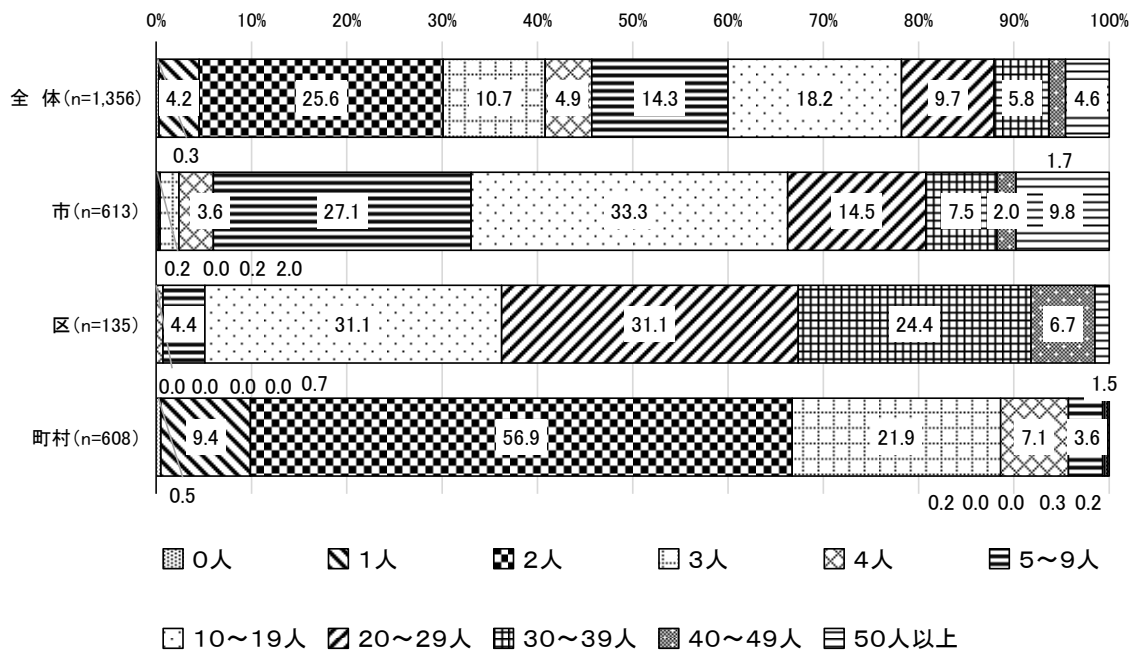


市区町村別にみると、市では、「10～19人」(33.3%)が最も高く、次いで「5～9人」(27.1%)、「20～29人」(14.5%)となっている。

区では、「20～29人」(31.1%)が最も高く、次いで「10～19人」(31.1%)、「30～39人」(24.4%)となっている。

町村では、「2人」(56.9%)が最も高く、次いで「3人」(21.9%)、「1人」(9.4%)となっている。

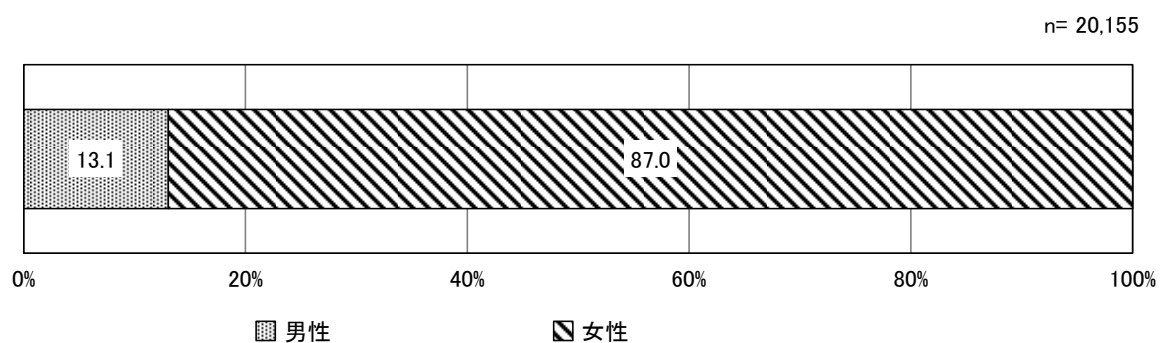
図表 2-12 主任児童委員の現員数 (市区町村別)



3) 性別

主任児童委員の性別は、「男性」(13.1%)、「女性」(87.0%)となっている。

図表 2-13 主任児童委員の性別



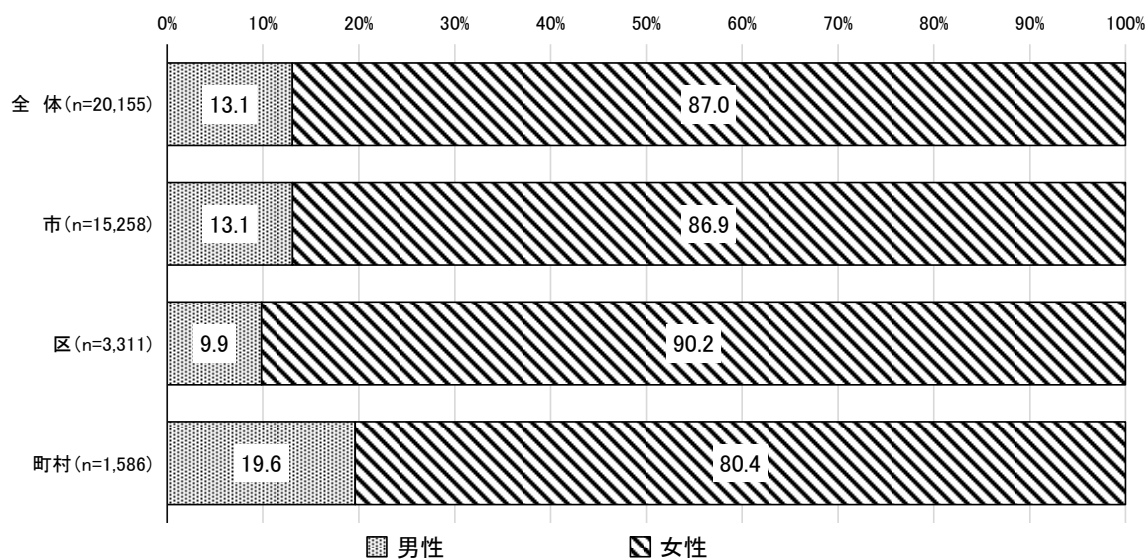
※n数は、男性人数、女性人数の合計

市区町村別にみると、市では、「男性」(13.1%)、「女性」(86.9%)となっている。

区では、「男性」(9.9%)、「女性」(90.2%)となっている。

町村では、「男性」(19.6%)、「女性」(80.4%)となっている。

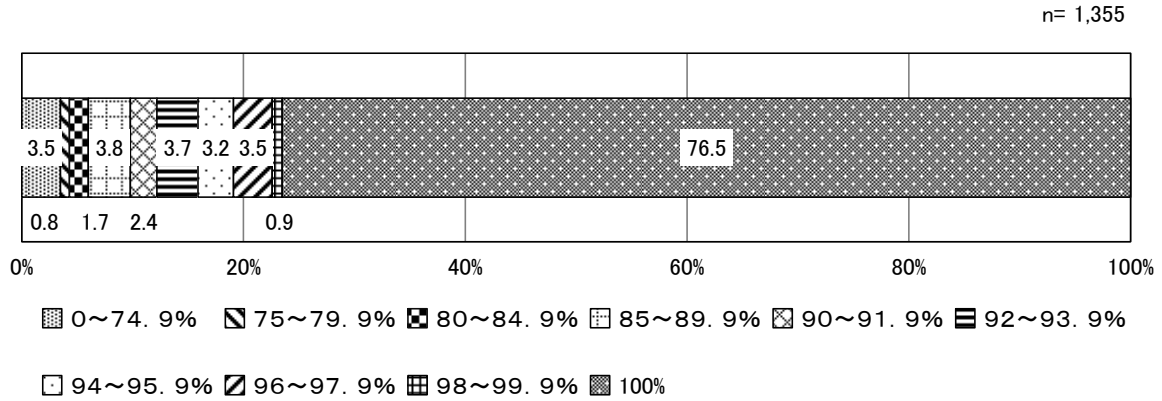
図表 2-14 主任児童委員の性別(市区町村別)



4) 充足率

主任児童委員の充足率は、「100%」(76.5%)が最も高く、次いで「85～89.9%」(3.8%)、「92～93.9%」(3.7%)となっている。

図表 2-15 主任児童委員の充足率

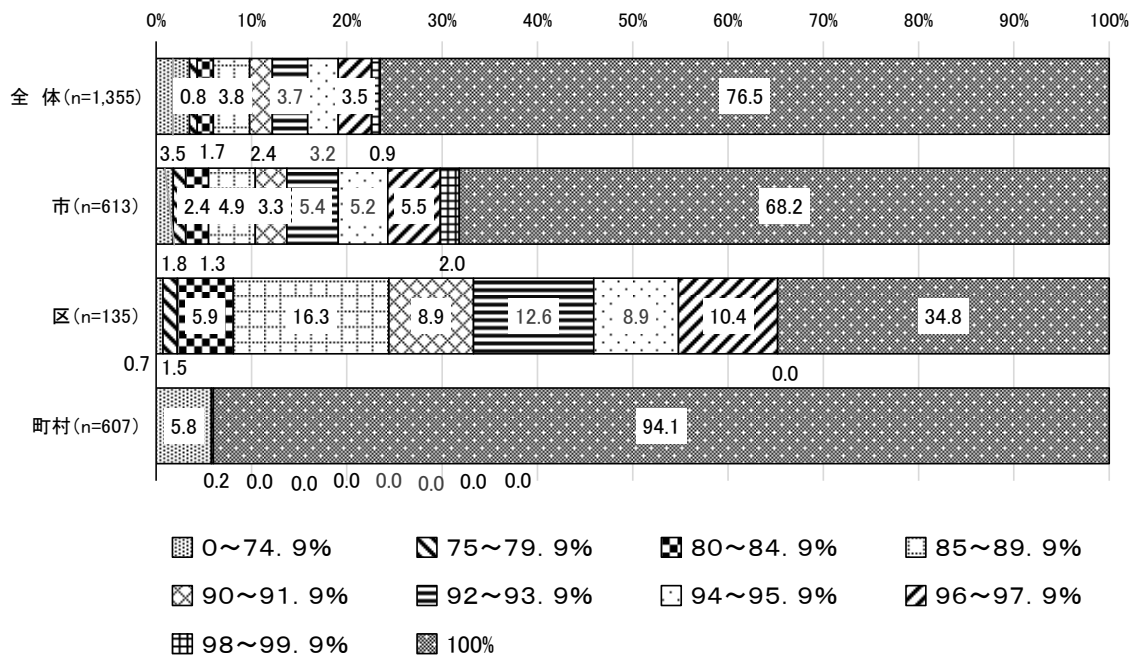


市区町村別にみると、市では、「100%」(68.2%)が最も高く、次いで「96～97.9%」(5.5%)、「92～93.9%」(5.4%)となっている。

区では、「100%」(34.8%)が最も高く、次いで「85～89.9%」(16.3%)、「92～93.9%」(12.6%)となっている。

町村では、「100%」(94.1%)が最も高く、次いで「0～74.9%」(5.8%)、「75～79.9%」(0.2%)となっている。

図表 2-16 主任児童委員の充足率 (市区町村別)

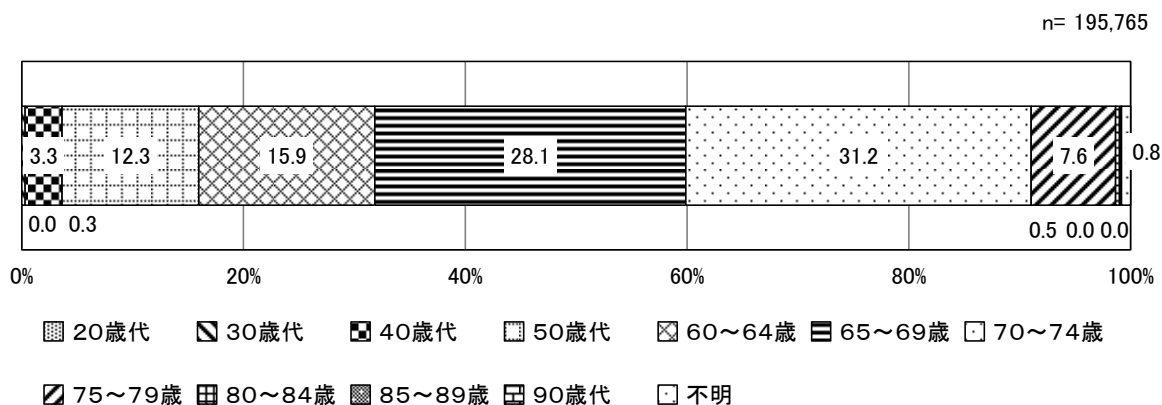


(3) 年齢構成

1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員の年齢構成は、「70～74歳」(31.2%)が最も高く、次いで「65～69歳」(28.1%)、「60～64歳」(15.9%)となっている。

図表 2-17 民生委員・児童委員の年齢構成



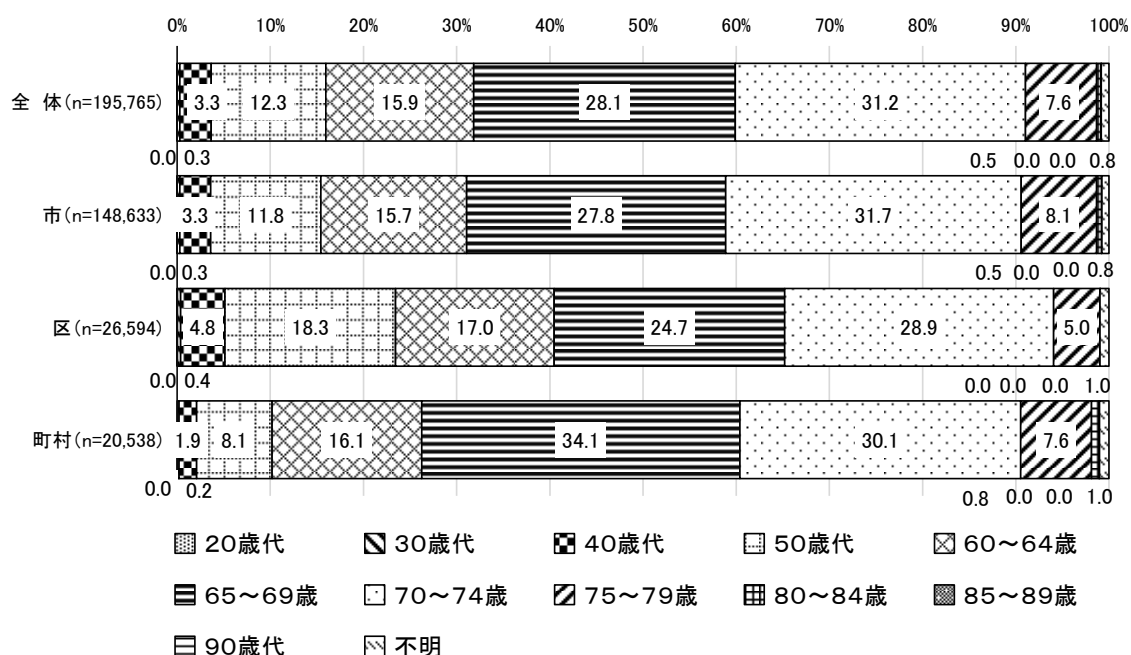
※n数は、各年代の人数の合計

市区町村別にみると、市では、「70～74歳」(31.7%)が最も高く、次いで「65～69歳」(27.8%)、「60～64歳」(15.7%)となっている。

区では、「70～74歳」(28.9%)が最も高く、次いで「65～69歳」(24.7%)、「50歳代」(18.3%)となっている。

町村では、「65～69歳」(34.1%)が最も高く、次いで「70～74歳」(30.1%)、「60～64歳」(16.1%)となっている。

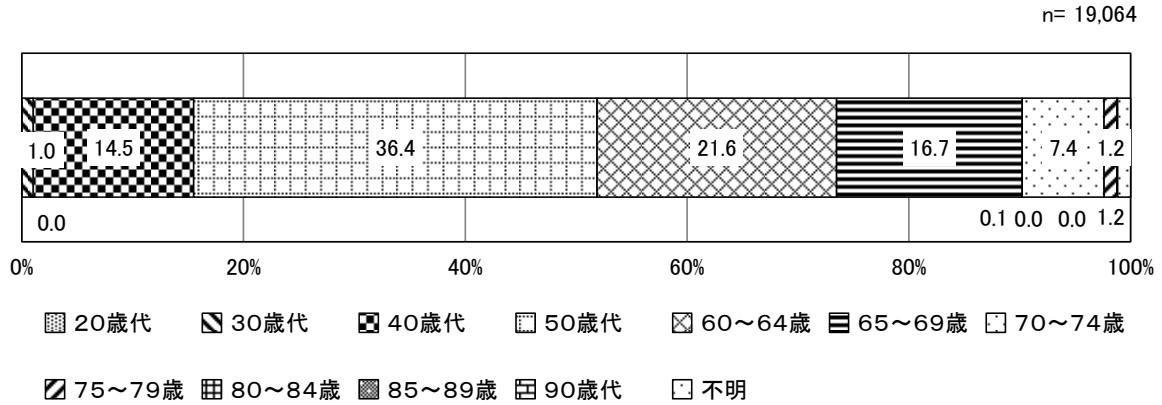
図表 2-18 民生委員・児童委員の年齢構成 (市区町村別)



2) 主任児童委員

主任児童委員の年齢構成は、「50歳代」(36.4%)が最も高く、次いで「60～64歳」(21.6%)、「65～69歳」(16.7%)となっている。

図表 2-19 主任児童委員の年齢構成



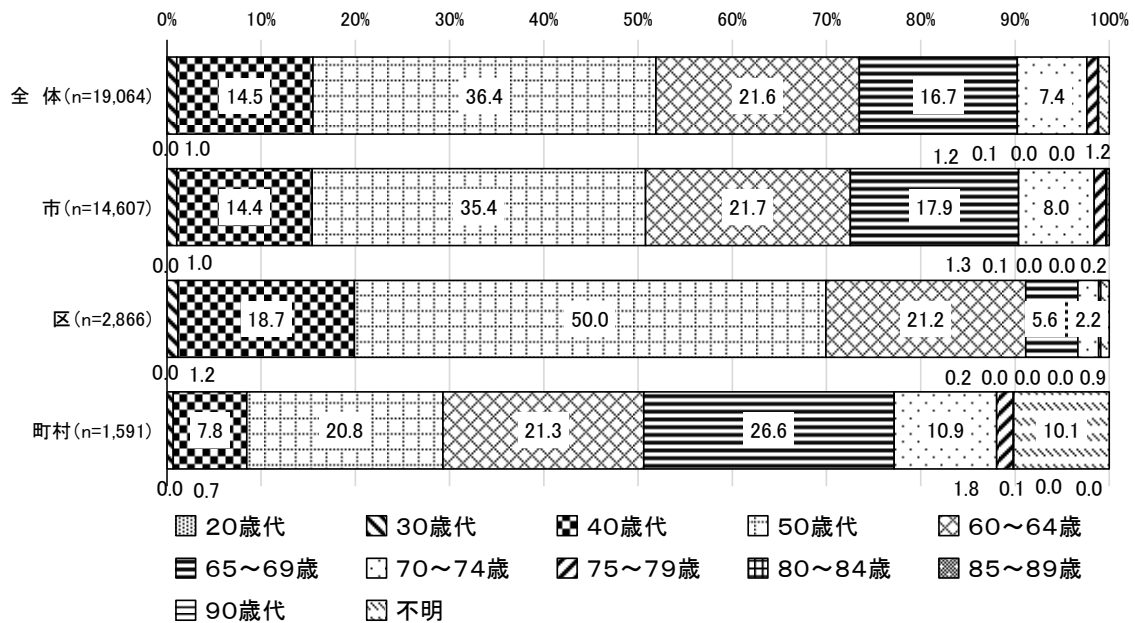
※n数は、各年代の人数の合計

市区町村別にみると、市では、「50歳代」(35.4%)が最も高く、次いで「60～64歳」(21.7%)、「65～69歳」(17.9%)となっている。

区では、「50歳代」(50.0%)が最も高く、次いで「60～64歳」(21.2%)、「40歳代」(18.7%)となっている。

町村では、「65～69歳」(26.6%)が最も高く、次いで「60～64歳」(21.3%)、「50歳代」(20.8%)となっている。

図表 2-20 主任児童委員の年齢構成 (市区町村別)



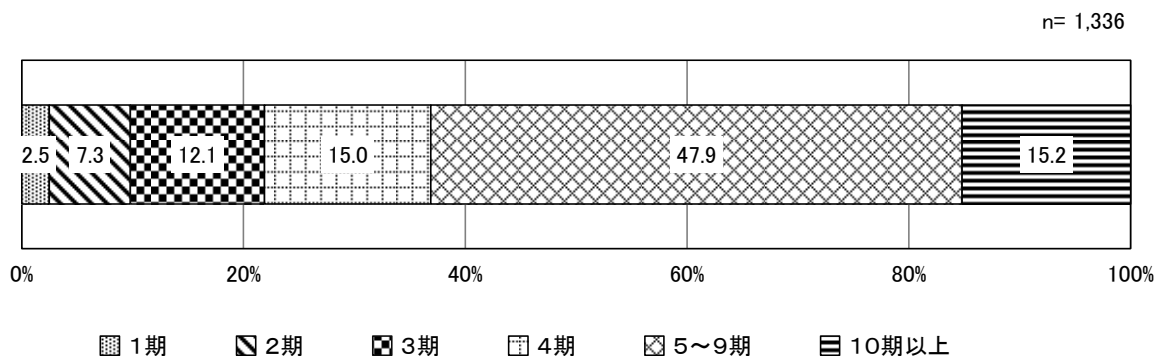
(4) 役員構成

1) 会長

① 委員経験期数

市区町村民児協会長の委員経験期数は、「5～9期」(47.9%)が最も高く、次いで「10期以上」(15.2%)、「4期」(15.0%)となっている。

図表 2-21 会長の委員経験期数

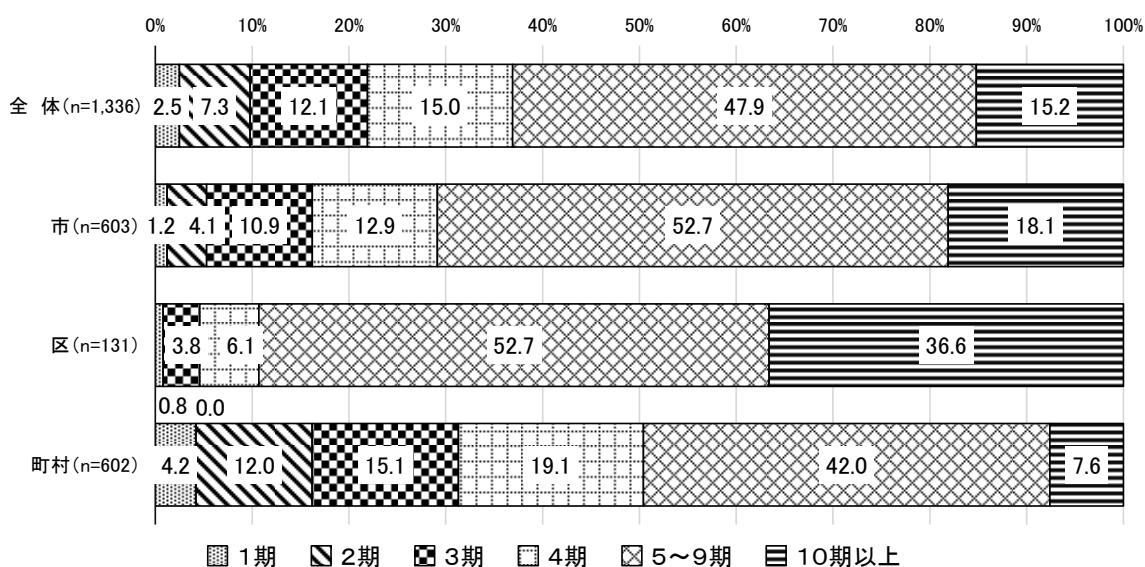


市区町村別にみると、市では、「5～9期」(52.7%)が最も高く、次いで「10期以上」(18.1%)、「4期」(12.9%)となっている。

区では、「5～9期」(52.7%)が最も高く、次いで「10期以上」(36.6%)、「4期」(6.1%)となっている。

町村では、「5～9期」(42.0%)が最も高く、次いで「4期」(19.1%)、「3期」(15.1%)となっている。

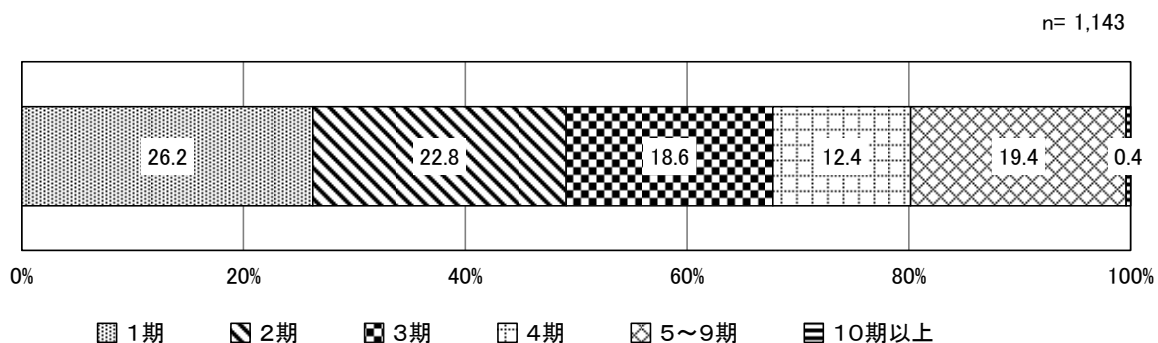
図表 2-22 会長の委員経験期数 (市区町村別)



② 単位民児協会長任期数

市区町村民児協会長の単位民児協会長任期数は、「1期」(26.2%)が最も高く、次いで「2期」(22.8%)、「5～9期」(19.4%)となっている。

図表 2-23 会長の単位民児協会長任期数

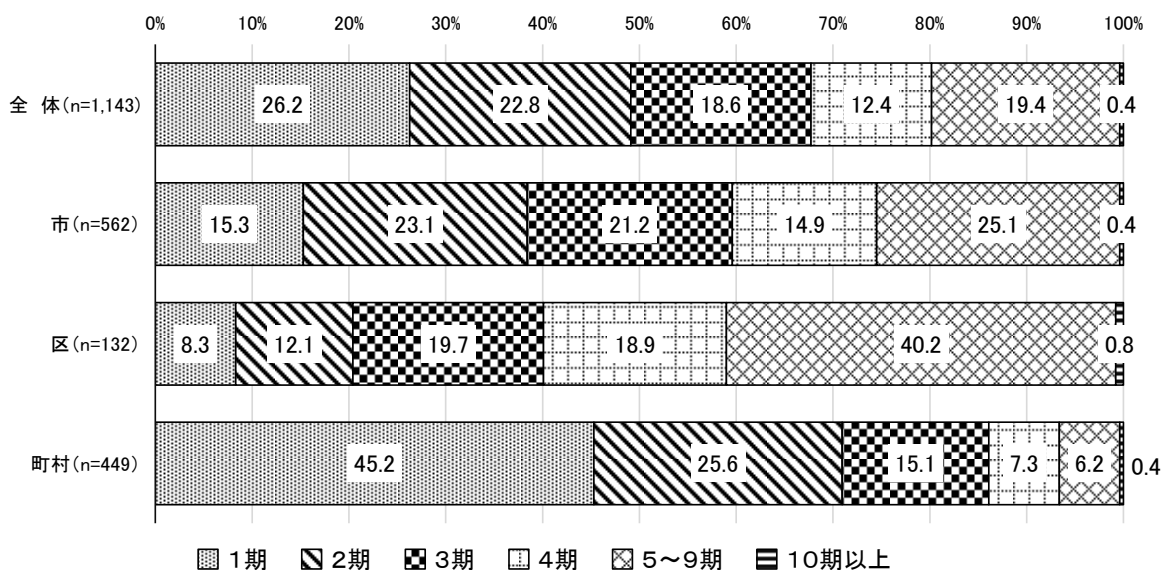


市区町村別にみると、市では、「5～9期」(25.1%)が最も高く、次いで「2期」(23.1%)、「3期」(21.2%)となっている。

区では、「5～9期」(40.2%)が最も高く、次いで「3期」(19.7%)、「4期」(18.9%)となっている。

町村では、「1期」(45.2%)が最も高く、次いで「2期」(25.6%)、「3期」(15.1%)となっている。

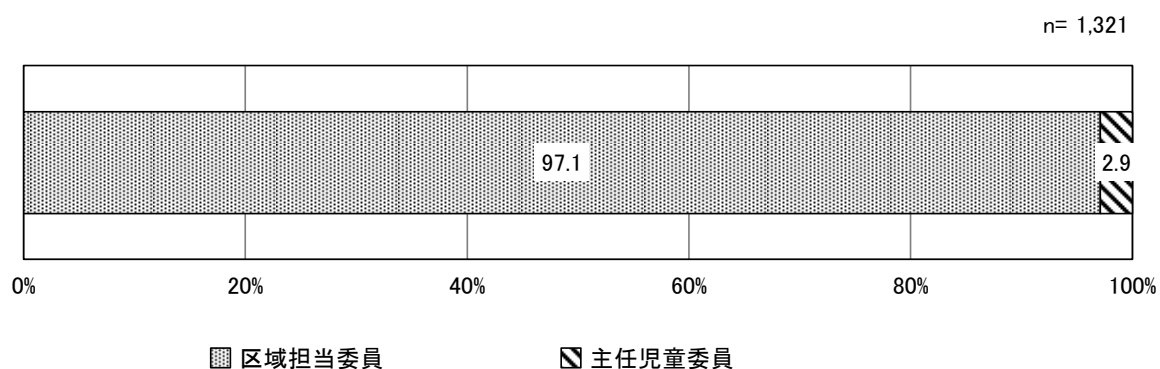
図表 2-24 会長の単位民児協会長任期数 (市区町村別)



③ 会長の属性

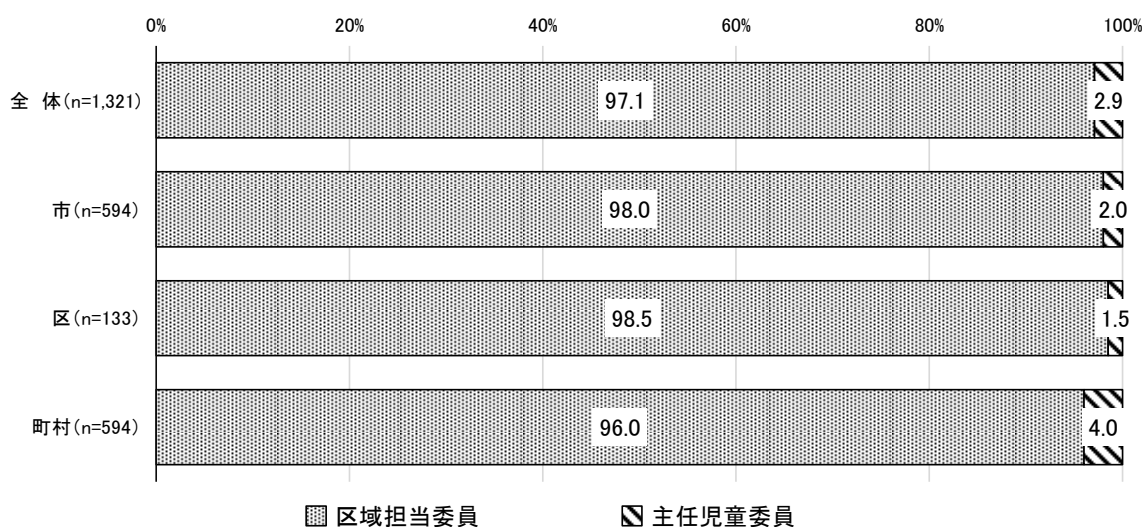
会長は、「区域担当委員」(97.1%)、「主任児童委員」(2.9%)となっている。

図表 2-25 会長の属性



市区町村別にみると、市では、「区域担当委員」(98.0%)、「主任児童委員」(2.0%)となっている。区では、「区域担当委員」(98.5%)、「主任児童委員」(1.5%)となっている。町村では、「区域担当委員」(96.0%)、「主任児童委員」(4.0%)となっている。

図表 2-26 会長の属性(市区町村別)



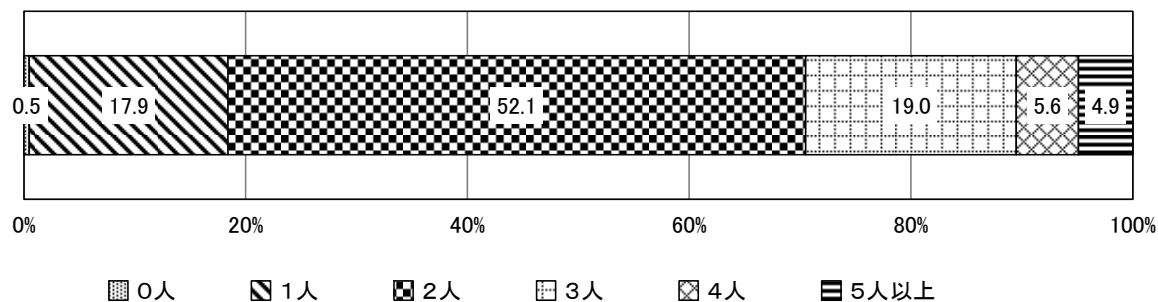
2) 副会長

① 人数

副会長の人数は、「2人」(52.1%)が最も高く、次いで「3人」(19.0%)、「1人」(17.9%)となっている。

図表 2-27 副会長の人数

n= 1,354

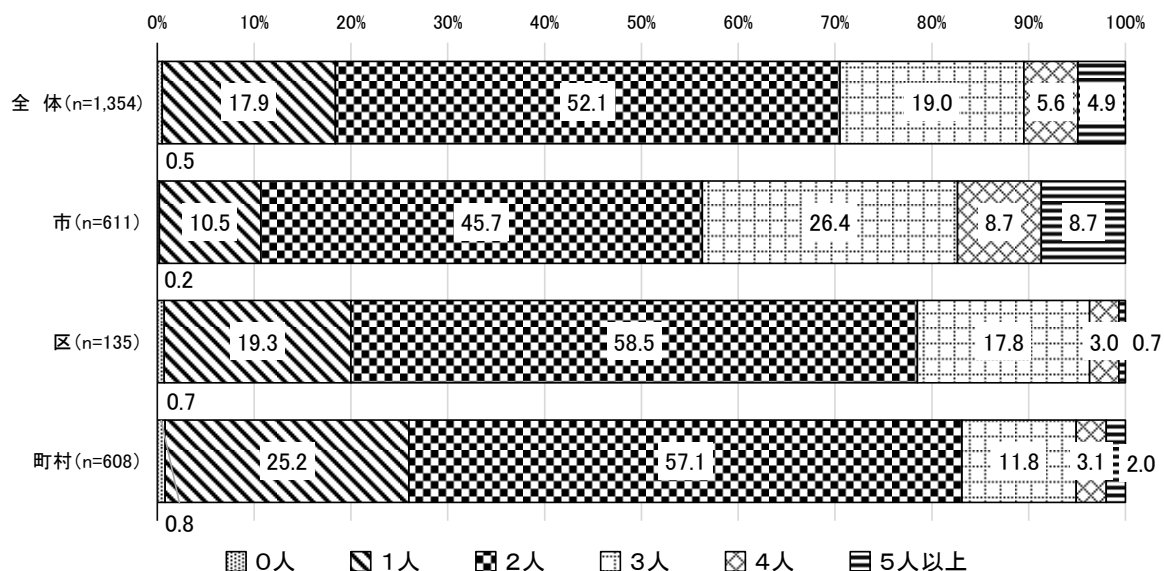


市区町村別にみると、市では、「2人」(45.7%)が最も高く、次いで「3人」(26.4%)、「1人」(10.5%)となっている。

区では、「2人」(58.5%)が最も高く、次いで「1人」(19.3%)、「3人」(17.8%)となっている。

町村では、「2人」(57.1%)が最も高く、次いで「1人」(25.2%)、「3人」(11.8%)となっている。

図表 2-28 副会長の人数 (市区町村別)

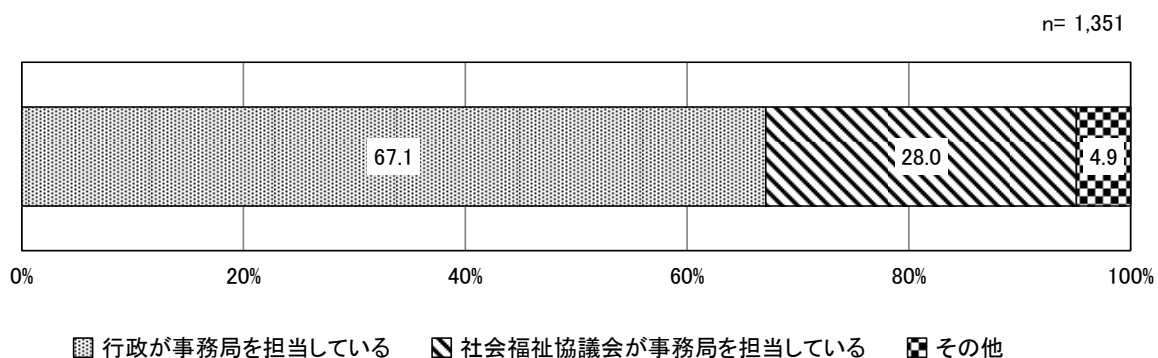


3 事務局機能

(1) 事務局の所在

事務局の所在は、「行政が事務局を担当している」(67.1%)、「社会福祉協議会が事務局を担当している」(28.0%)となっている。

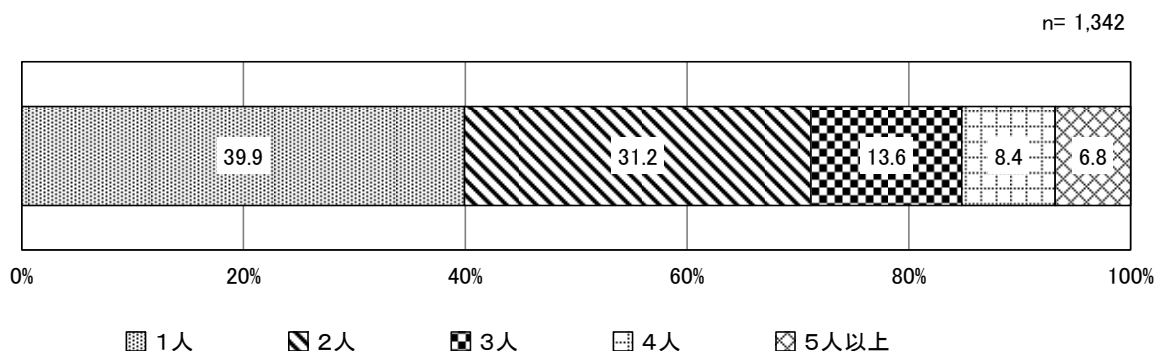
図表 3-1 事務局の所在



(2) 職員数 (専任職員+兼任職員)

職員数 (専任職員+兼任職員) は、「1人」(39.9%)が最も高く、次いで「2人」(31.2%)、「3人」(13.6%)となっている。

図表 3-2 専任職員と兼任職員の全体合計

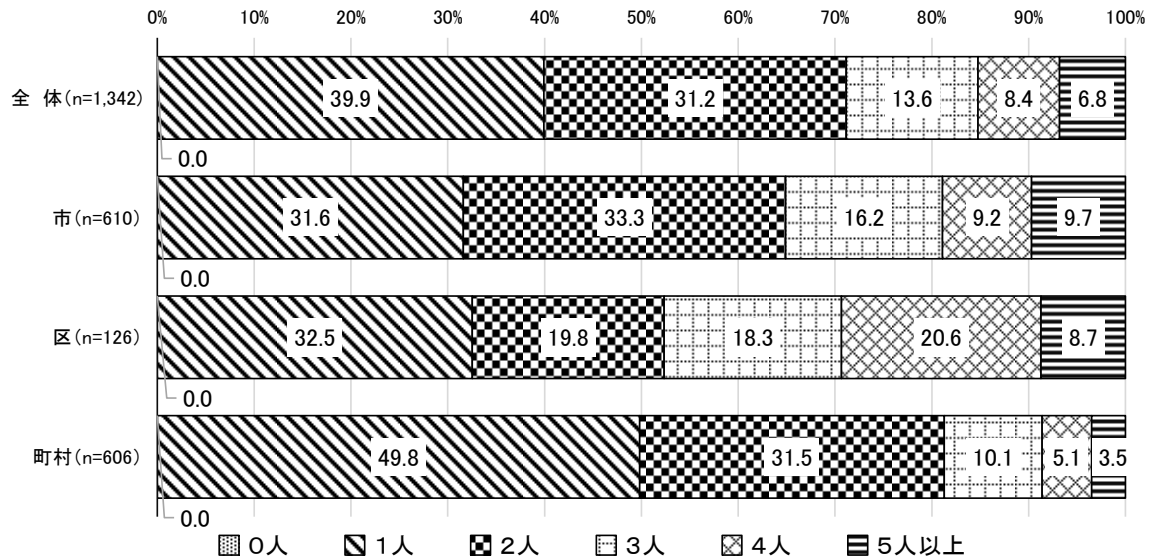


市区町村別にみると、市では、「2人」(33.3%)が最も高く、次いで「1人」(31.6%)、「3人」(16.2%)となっている。

区では、「1人」(32.5%)が最も高く、次いで「4人」(20.6%)、「2人」(19.8%)となっている。

町村では、「1人」(49.8%)が最も高く、次いで「2人」(31.5%)、「3人」(10.1%)となっている。

図表 3-3 専任職員と兼任職員の全体合計（市区町村別）



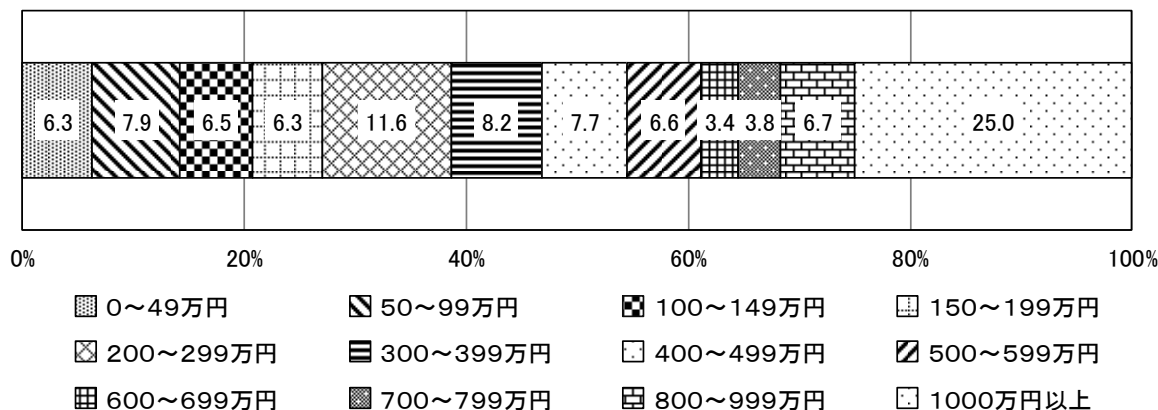
4 市区町村民児協の財政・財源について

(1) 全体収入予算額

全体収入予算額は、「1000万円以上」(25.0%)が最も高く、次いで「200～299万円」(11.6%)、「300～399万円」(8.2%)となっている。

図表 4-1 全体収入予算額

n= 1,311

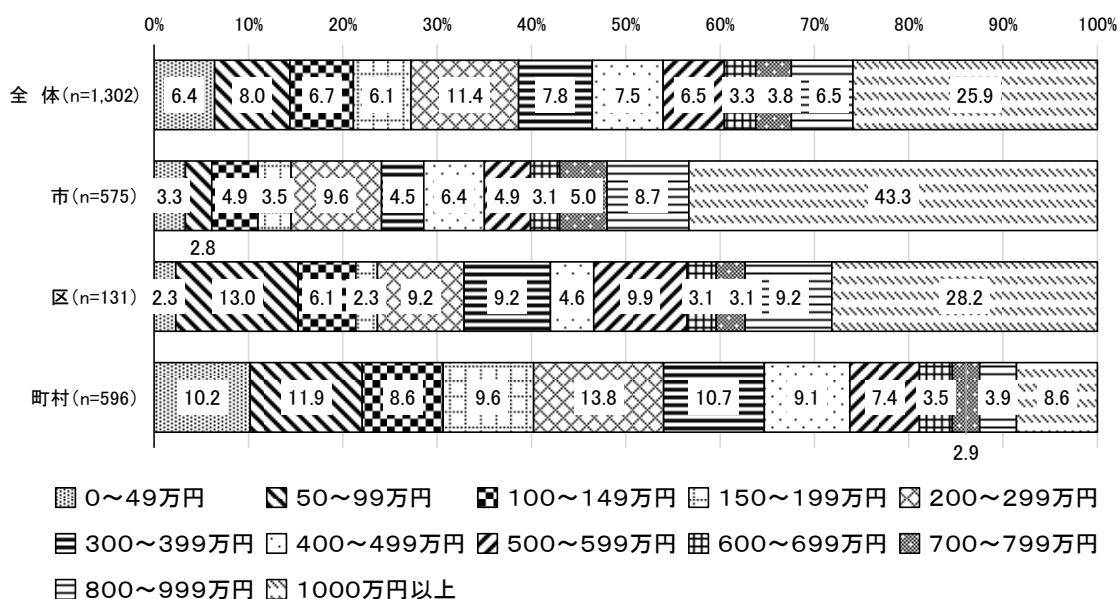


市区町村別にみると、市では、「1000万円以上」(43.3%)が最も高く、次いで「200～299万円」(9.6%)、「800～999万円」(8.7%)となっている。

区では、「1000万円以上」(28.2%)が最も高く、次いで「50～99万円」(13.0%)、「500～599万円」(9.9%)となっている。

町村では、「200～299万円」(13.8%)が最も高く、次いで「50～99万円」(11.9%)、「300～399万円」(10.7%)となっている。

図表 4-2 全体収入予算額 (市区町村別)

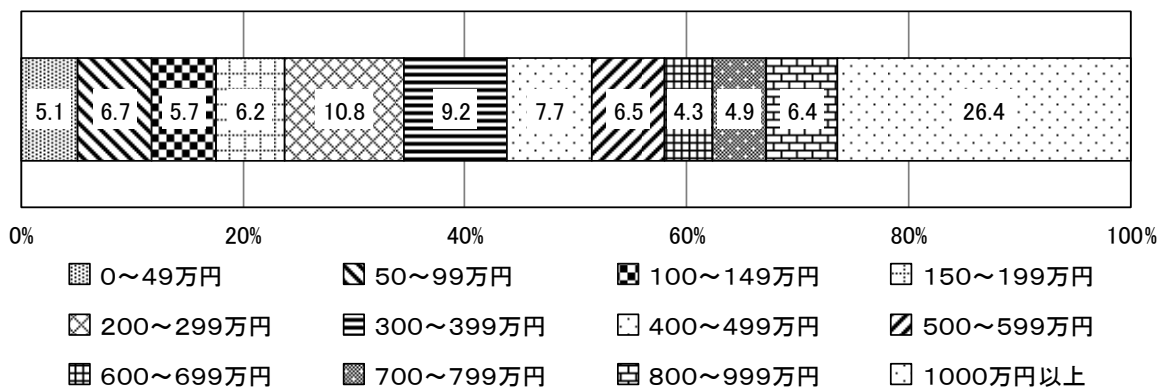


(2) 全体支出予算額

全体支出予算額は、「1000万円以上」(26.4%)が最も高く、次いで「200～299万円」(10.8%)、「300～399万円」(9.2%)となっている。

図表 4-3 全体支出予算

n = 1,297

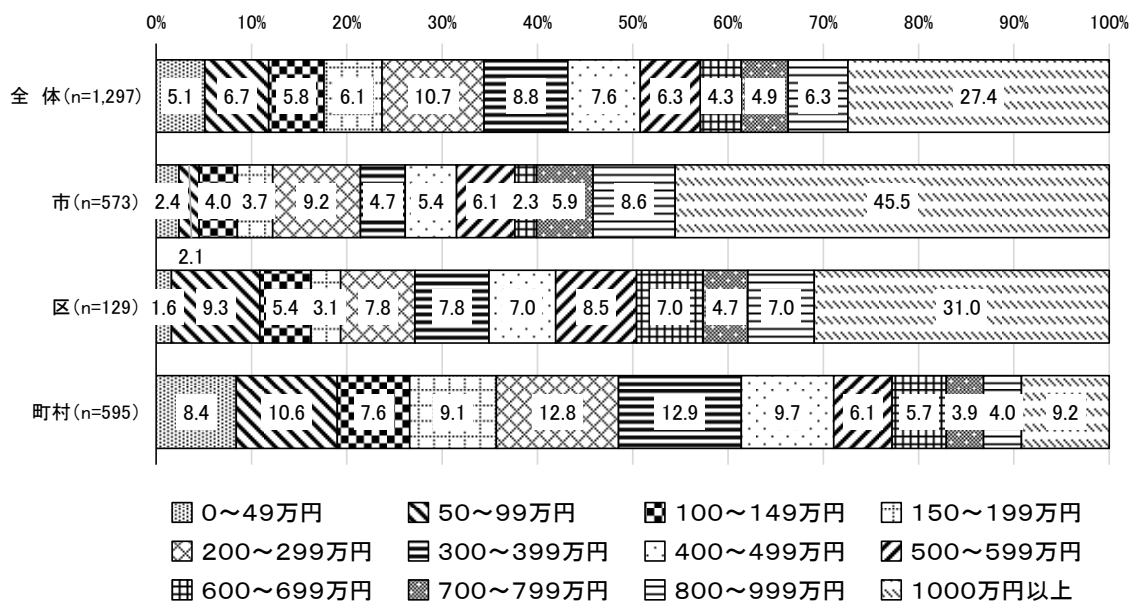


市区町村別にみると、市では、「1000万円以上」(45.5%)が最も高く、次いで「200～299万円」(9.2%)、「800～999万円」(8.6%)となっている。

区では、「1000万円以上」(31.0%)が最も高く、次いで「50～99万円」(9.3%)、「500～599万円」(8.5%)となっている。

町村では、「300～399万円」(12.9%)が最も高く、次いで「200～299万円」(12.8%)、「50～99万円」(10.6%)となっている。

図表 4-4 全体支出予算 (市区町村別)

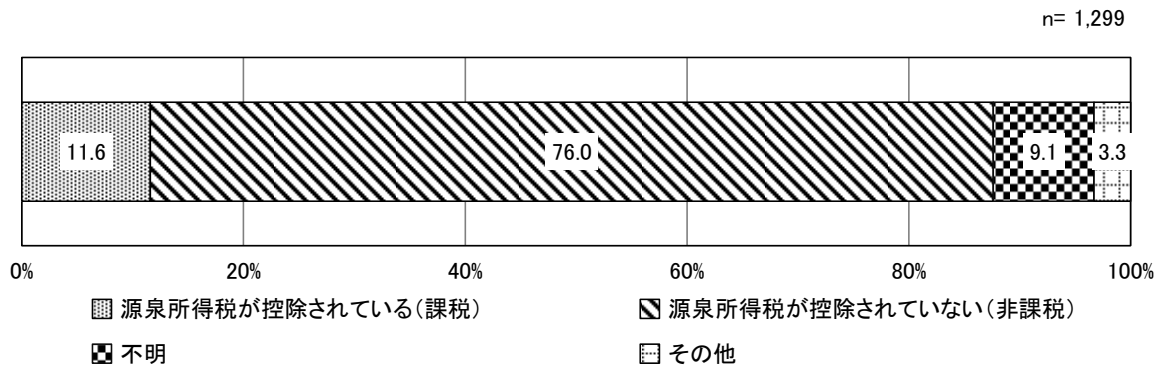


5 管内単位民児協等の財政・財源について

(1) 自治体における委員活動費の源泉所得税の取扱い

自治体における委員活動費の源泉所得税の取扱いは、「源泉所得税が控除されていない（非課税）」（76.0%）が最も高く、次いで「源泉所得税が控除されている（課税）」（11.6%）、「不明」（9.1%）となっている。

図表 5-1 自治体における委員活動費の源泉所得税の取扱い

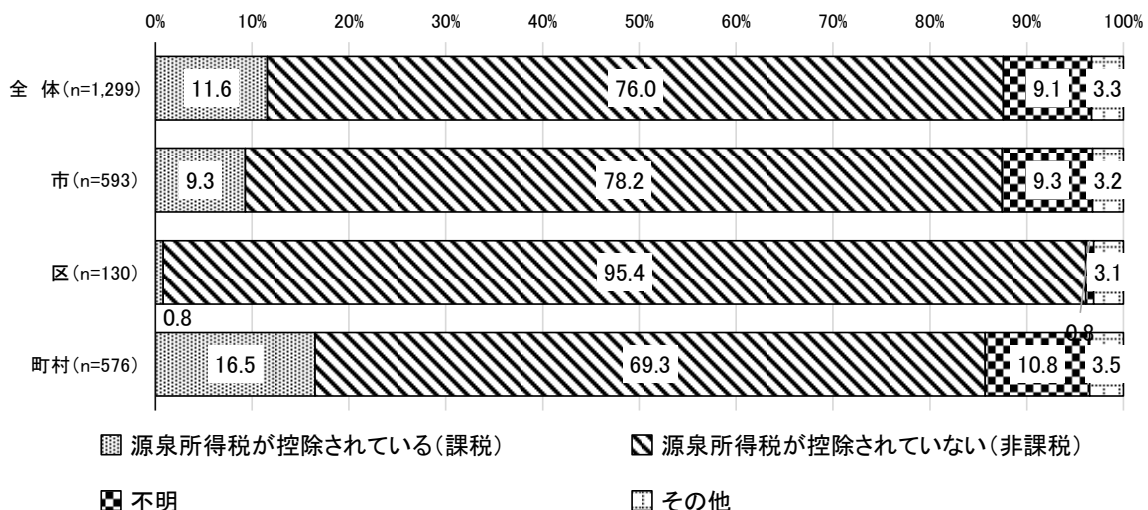


市区町村別にみると、市では、「源泉所得税が控除されていない（非課税）」（78.2%）が最も高く、次いで「不明」（9.3%）、「源泉所得税が控除されている（課税）」（9.3%）となっている。

区では、「源泉所得税が控除されていない（非課税）」（95.4%）が最も高く、次いで「不明」（0.8%）、「源泉所得税が控除されている（課税）」（0.8%）となっている。

町村では、「源泉所得税が控除されていない（非課税）」（69.3%）が最も高く、次いで「源泉所得税が控除されている（課税）」（16.5%）、「不明」（10.8%）となっている。

図表 5-2 自治体における委員活動費の源泉所得税の取扱い（市区町村別）



6 民生委員・児童委員への研修等の実施

(1) 研修の実施有無／令和4年度

令和4年度の研修の実施有無を研修対象別にみると、

単位民児協会長は、「実施あり」が24.4%、「実施なし」が75.6%となっている。

単位民児協役員等は、「実施あり」が23.4%、「実施なし」が76.6%となっている。

民生委員・児童委員（全体）は、「実施あり」が80.8%、「実施なし」が19.2%となっている。

主任児童委員（全体）のみは、「実施あり」が39.0%、「実施なし」が61.0%となっている。

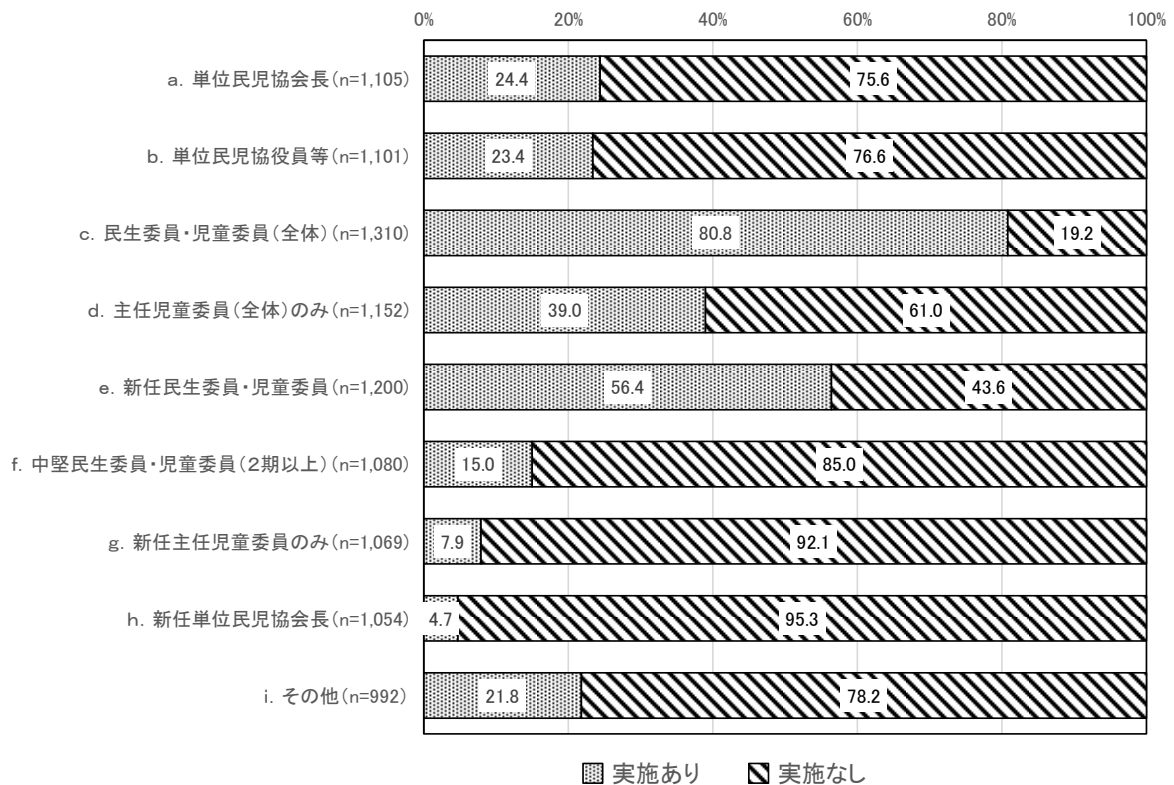
新任民生委員・児童委員は、「実施あり」が56.4%、「実施なし」が43.6%となっている。

中堅民生委員・児童委員（2期以上）は、「実施あり」が15.0%、「実施なし」が85.0%となっている。

新任主任児童委員のみは、「実施あり」が7.9%、「実施なし」が92.1%となっている。

新任単位民児協会長は、「実施あり」が4.7%、「実施なし」が95.3%となっている。

図表 6-1 研修の実施有無／令和4年度



(2) 研修対象、延べ実施回数／令和4年度

令和4年度に研修を実施した市区町村について、延べ回数を研修対象別にみると、単位民児協会長は、「1回」(68.5%)が最も高く、次いで「5回以上」(12.6%)、「2回」(12.2%)となっている。

単位民児協役員等は、「1回」(58.9%)が最も高く、次いで「2回」(17.4%)、「5回以上」(14.0%)となっている。

民生委員・児童委員(全体)は、「1回」(39.8%)が最も高く、次いで「5回以上」(21.9%)、「2回」(21.3%)となっている。

主任児童委員(全体)のみは、「1回」(56.8%)が最も高く、次いで「2回」(20.5%)、「5回以上」(8.9%)となっている。

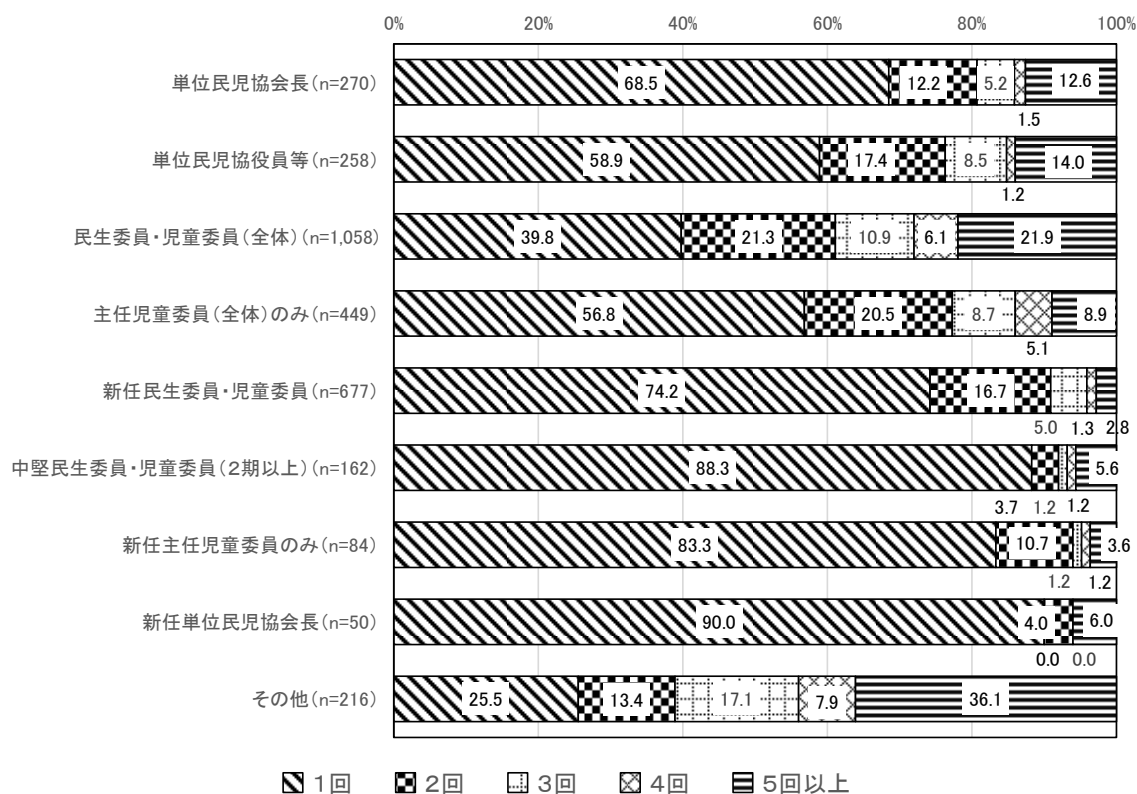
新任民生委員・児童委員は、「1回」(74.2%)が最も高く、次いで「2回」(16.7%)、「3回」(5.0%)となっている。

中堅民生委員・児童委員(2期以上)は、「1回」(88.3%)が最も高く、次いで「5回以上」(5.6%)、「2回」(3.7%)となっている。

新任主任児童委員のみは、「1回」(83.3%)が最も高く、次いで「2回」(10.7%)、「5回以上」(3.6%)となっている。

新任単位民児協会長は、「1回」(90.0%)が最も高く、次いで「5回以上」(6.0%)、「2回」(4.0%)となっている。

図表 6-2 延べ研修実施回数／令和4年度



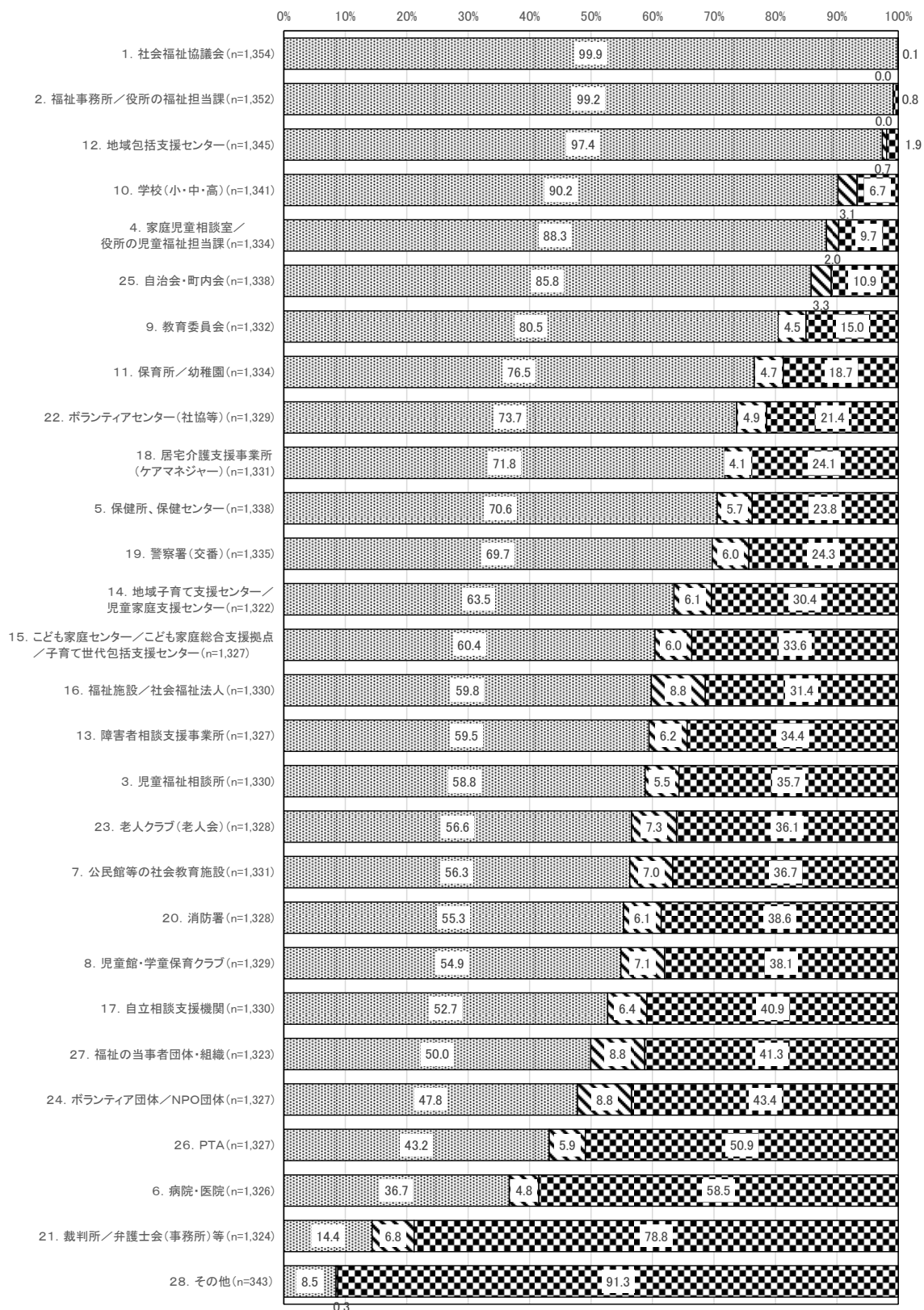
7 民児協としての関係機関・団体、行政との連携等について

(1) 関係機関・団体、行政との連携・協力の有無、連携の程度

関係機関・団体、行政と「連携・協力している」の割合を高い順にみると、

「1. 社会福祉協議会」(99.9%)が最も高く、次いで、「2. 福祉事務所／役所の福祉担当課」(99.2%)、「12. 地域包括支援センター」(97.4%)、「10. 学校(小・中・高)」(90.2%)となっている。

図表 7-1 関係機関・団体、行政との連携・協力の有無



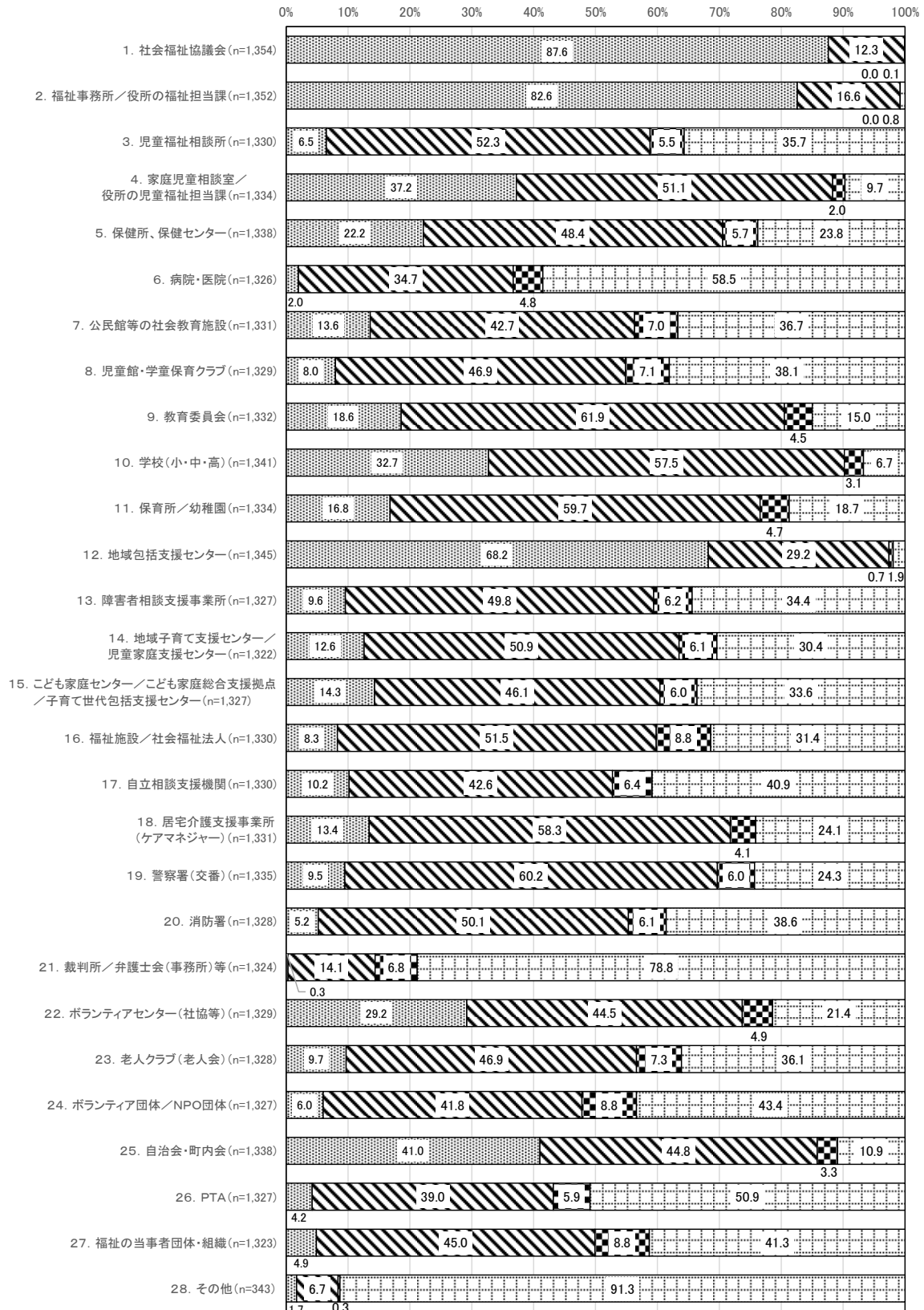
■ 連携・協力している

▨ 機関紙(広報誌)の交換等の情報交換はしているが、連携・協力まではしていない

■ ほとんど連携・協力していない

※「連携・協力している」「日常的ではないが、必要に応じて連携・協力している」を「連携・協力している」として、集計しています。

図表 7-2 関係機関・団体、行政との連携・協力の程度



☐ 連携・協力している

▨ 日常的ではないが、必要に応じて連携・協力している

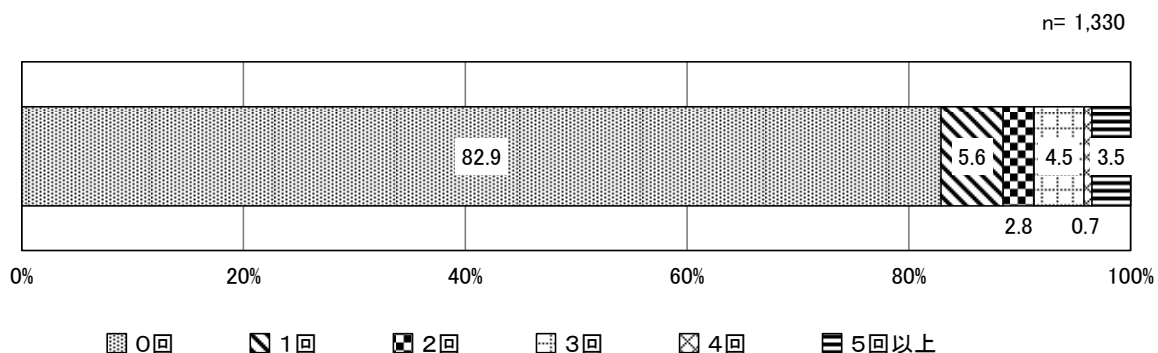
▩ 機関紙(広報誌)の交換等の情報交換はしているが、連携・協力まではしていない

□ ほとんど連携・協力していない

(2) 市区町村行政への意見具申を実施した回数／令和2～4年度

実施回数合計は、「0回」(82.9%)が最も高く、次いで「1回」(5.6%)、「3回」(4.5%)となっている。

図表 7-3 市区町村行政への意見具申の実施回数

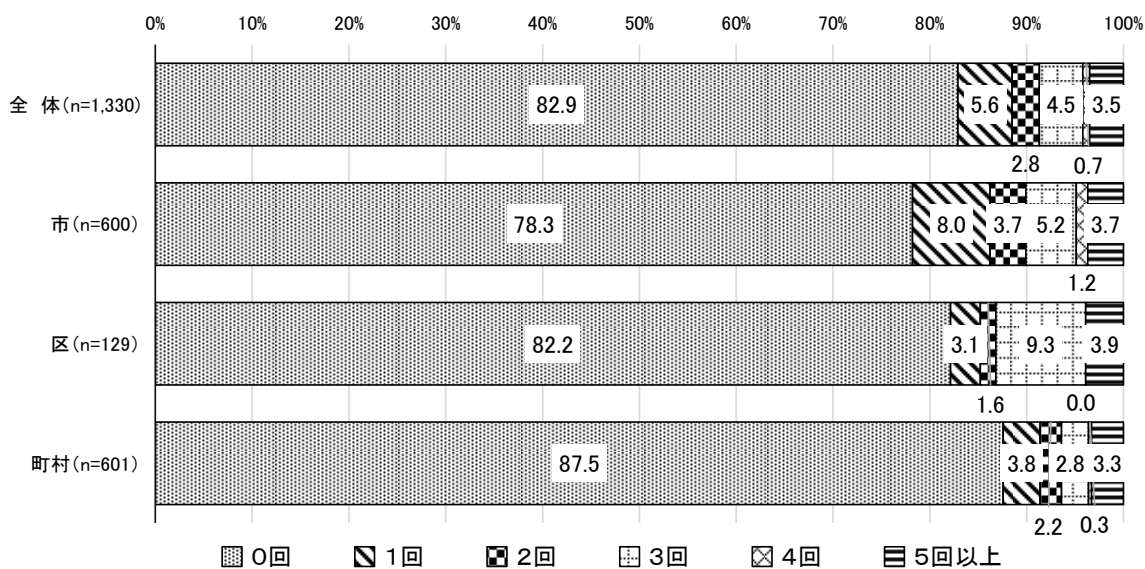


市区町村別にみると、市では、「0回」(78.3%)が最も高く、次いで「1回」(8.0%)、「3回」(5.2%)となっている。

区では、「0回」(82.2%)が最も高く、次いで「3回」(9.3%)、「5回以上」(3.9%)となっている。

町村では、「0回」(87.5%)が最も高く、次いで「1回」(3.8%)、「5回以上」(3.3%)となっている。

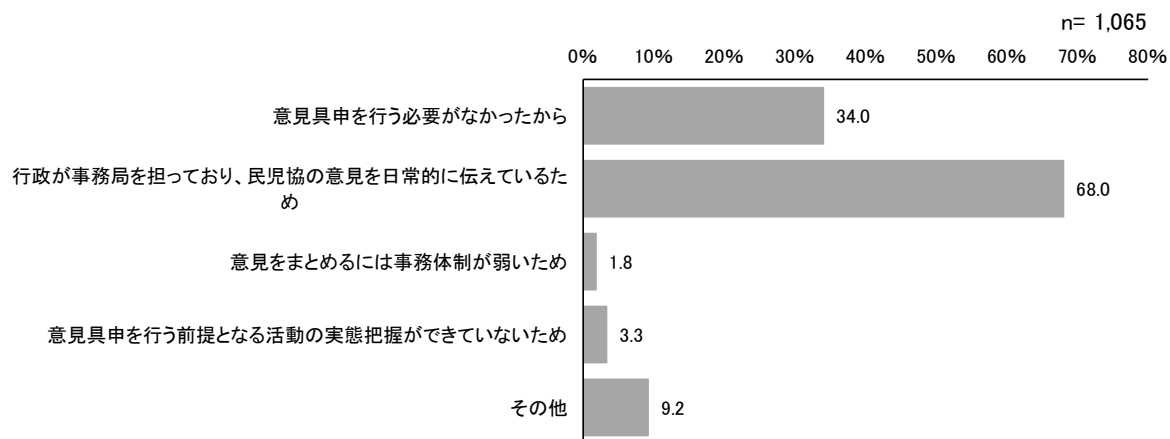
図表 7-4 市区町村行政への意見具申の実施回数（市区町村別）／令和2～4年度



(3) 市区町村行政への意見具申を実施していない理由

市区町村行政への意見具申を実施していない理由は、「行政が事務局を担っており、民児協の意見を日常的に伝えているため」(68.0%)が最も高く、次いで「意見具申を行う必要がなかったから」(34.0%)、「意見具申を行う前提となる活動の実態把握ができていないため」(3.3%)となっている。

図表 7-5 市区町村行政への意見具申を実施していない理由

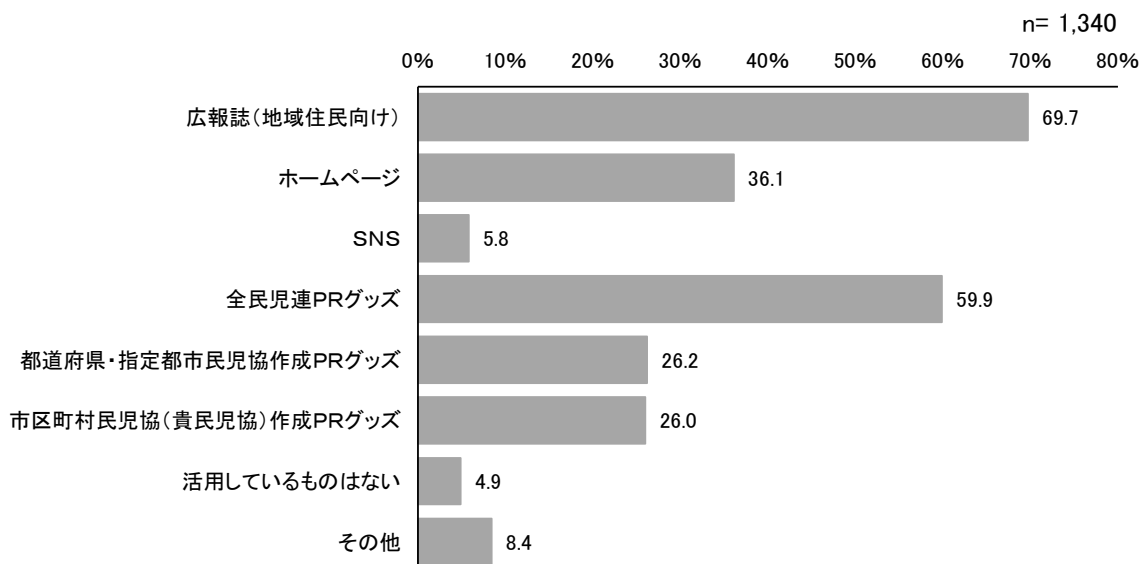


8 民生委員・児童委員に関する広報・啓発活動について

(1) SNS、ホームページ、広報誌、広報グッズの活用状況

SNS、ホームページ、広報誌、広報グッズの活用状況は、「広報誌（地域住民向け）」(69.7%)が最も高く、次いで「全民児連PRグッズ」(59.9%)、「ホームページ」(36.1%)となっている。

図表 8-1 SNS、ホームページ、広報誌、広報グッズの活用状況

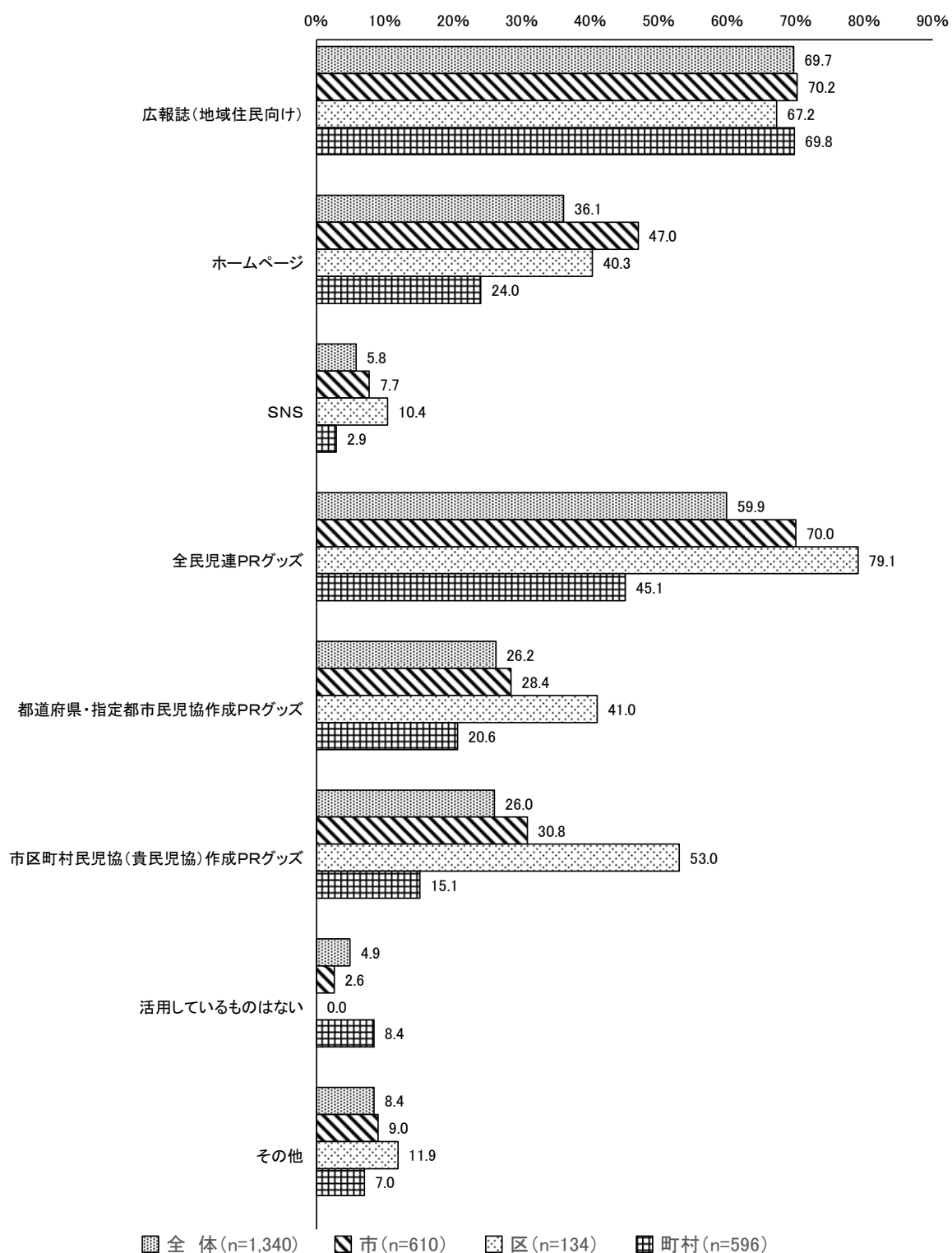


市区町村別にみると、市では、「広報誌（地域住民向け）」（70.2%）が最も高く、次いで「全民児連PRグッズ」（70.0%）、「ホームページ」（47.0%）となっている。

区では、「全民児連PRグッズ」（79.1%）が最も高く、次いで「広報誌（地域住民向け）」（67.2%）、「市区町村民児協（貴民児協）作成PRグッズ」（53.0%）となっている。

町村では、「広報誌（地域住民向け）」（69.8%）が最も高く、次いで「全民児連PRグッズ」（45.1%）、「ホームページ」（24.0%）となっている。

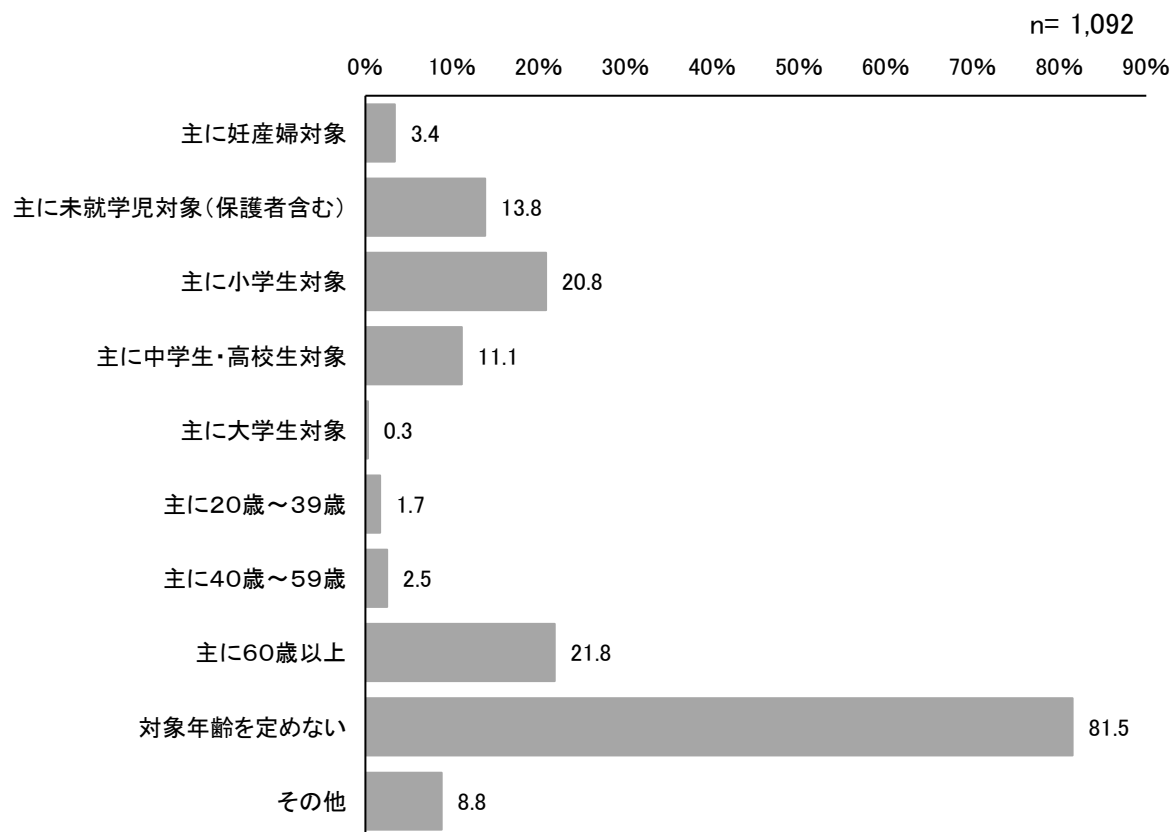
図表 8-2 SNS、ホームページ、広報誌、広報グッズの活用状況（市区町村別）



(2) 民児協で実施している主な広報・啓発活動の主な対象

主な対象は、「対象年齢を定めない」(81.5%)が最も高く、次いで「主に60歳以上」(21.8%)、「主に小学生対象」(20.8%)となっている。

図表 8-3 民児協で実施している主な広報・啓発活動とその対象



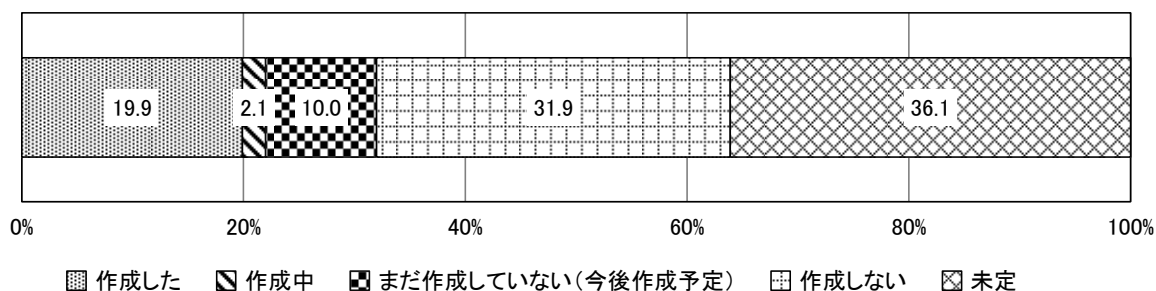
9 地域版活動強化方策への取り組みについて

(1) 「市区町村民児協版活動強化方策」の作成状況

「市区町村民児協版活動強化方策」の作成状況は、「未定」(36.1%)が最も高く、次いで「作成しない」(31.9%)、「作成した」(19.9%)となっている。

図表 9-1 「市区町村民児協版活動強化方策」の作成状況

n= 1,348

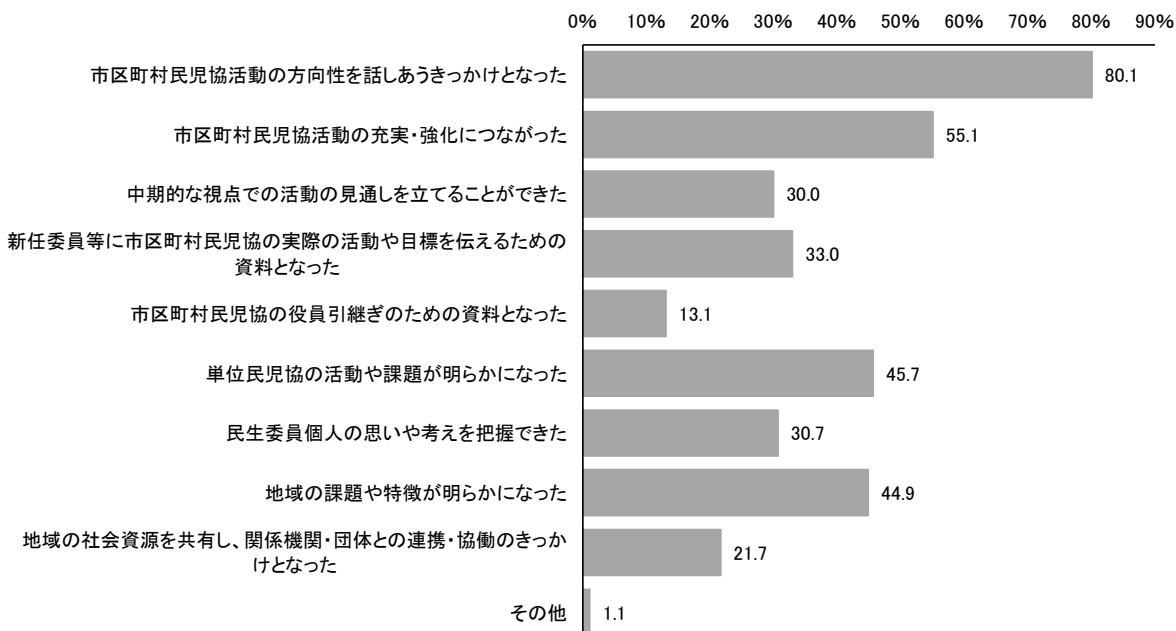


(2) 「市区町村民児協版活動強化方策」を作成してよかったこと

市区町村民児協版活動強化方策を作成してよかったことは、「市区町村民児協活動の方向性を話しあうきっかけとなった」(80.1%)が最も高く、次いで「市区町村民児協活動の充実・強化につながった」(55.1%)、「単位民児協の活動や課題が明らかになった」(45.7%)となっている。

図表 9-2 「市区町村民児協版活動強化方策」を作成してよかったこと

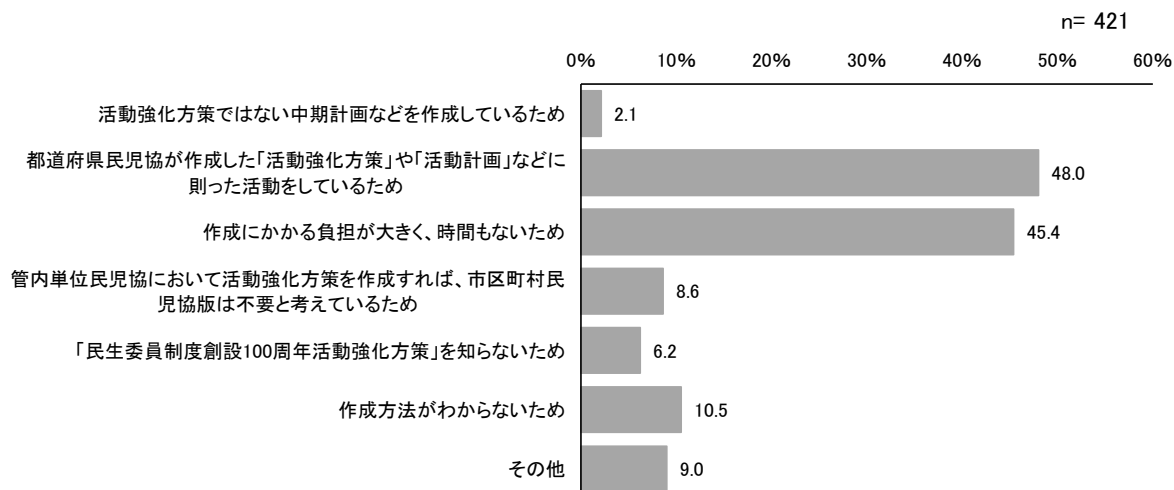
n= 267



(3) 「市区町村民児協版活動強化方策」を作成しない理由

「市区町村民児協版活動強化方策」を作成しない理由は、「都道府県民児協が作成した「活動強化方策」や「活動計画」などに則った活動をしているため」(48.0%)が最も高く、次いで「作成にかかる負担が大きく、時間もないため」(45.4%)、「作成方法がわからないため」(10.5%)となっている。

図表 9-3 「市区町村民児協版活動強化方策」を作成しない理由

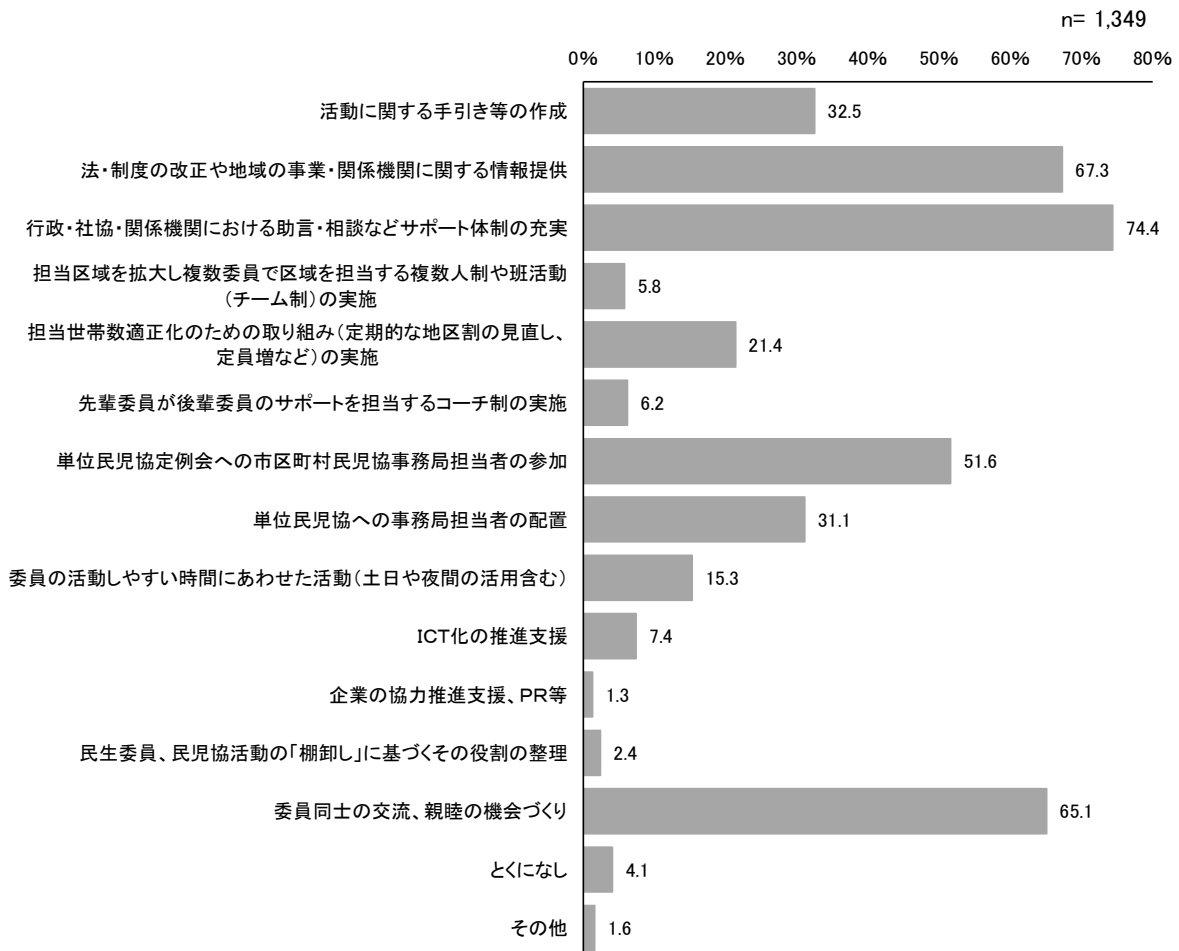


10 委員活動等への支援の状況について

(1) 民生委員・児童委員活動への支援の実施状況

民生委員・児童委員活動への支援の実施状況は、「行政・社協・関係機関における助言・相談などサポート体制の充実」(74.4%)が最も高く、次いで「法・制度の改正や地域の事業・関係機関に関する情報提供」(67.3%)、「委員同士の交流、親睦の機会づくり」(65.1%)となっている。

図表 10-1 民生委員・児童委員活動支援の実施状況

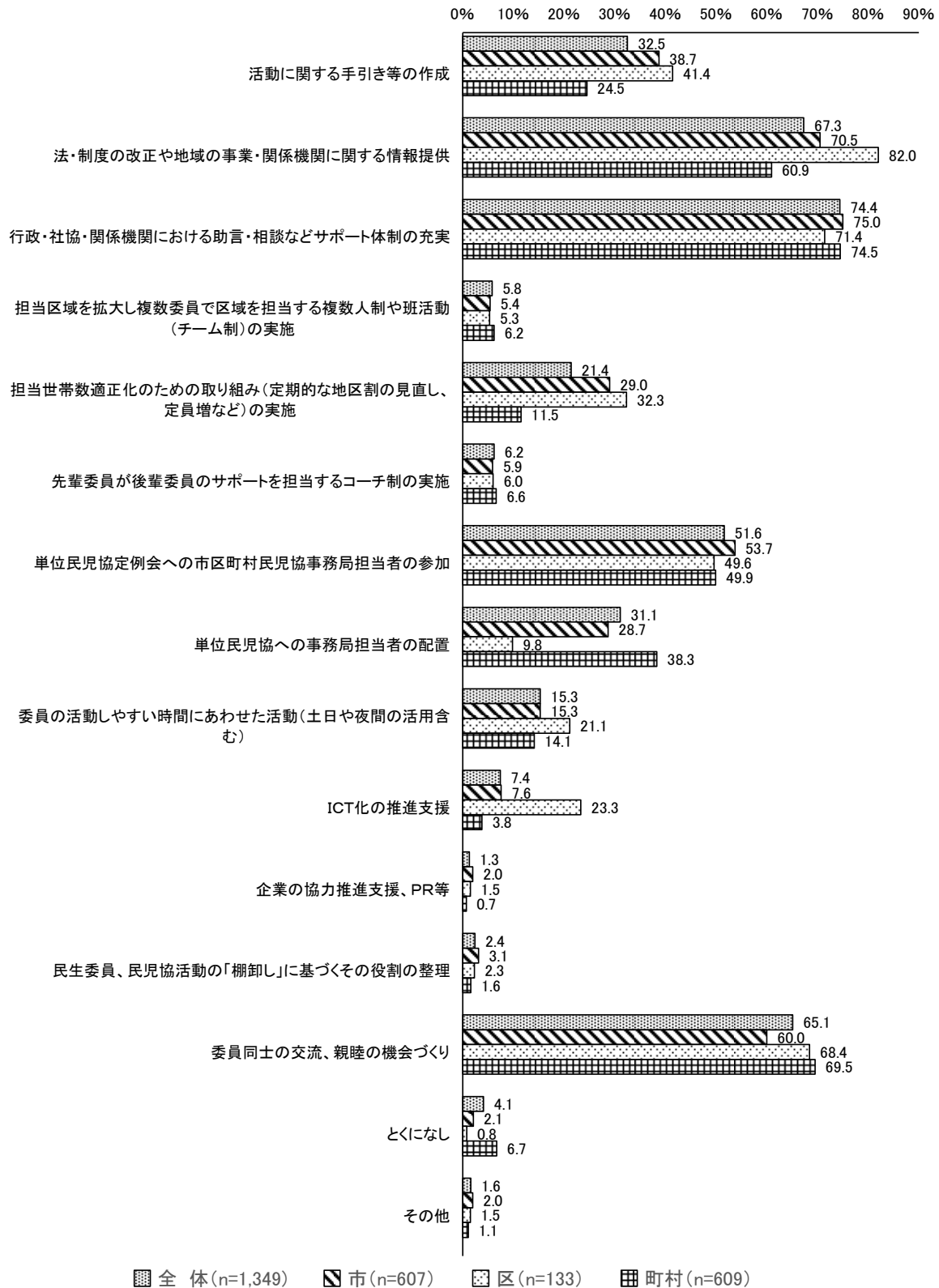


市区町村別にみると、市では、「行政・社協・関係機関における助言・相談などサポート体制の充実」(75.0%)が最も高く、次いで「法・制度の改正や地域の事業・関係機関に関する情報提供」(70.5%)、「委員同士の交流、親睦の機会づくり」(60.0%)となっている。

区では、「法・制度の改正や地域の事業・関係機関に関する情報提供」(82.0%)が最も高く、次いで「行政・社協・関係機関における助言・相談などサポート体制の充実」(71.4%)、「委員同士の交流、親睦の機会づくり」(68.4%)となっている。

町村では、「行政・社協・関係機関における助言・相談などサポート体制の充実」(74.5%)が最も高く、次いで「委員同士の交流、親睦の機会づくり」(69.5%)、「法・制度の改正や地域の事業・関係機関に関する情報提供」(60.9%)となっている。

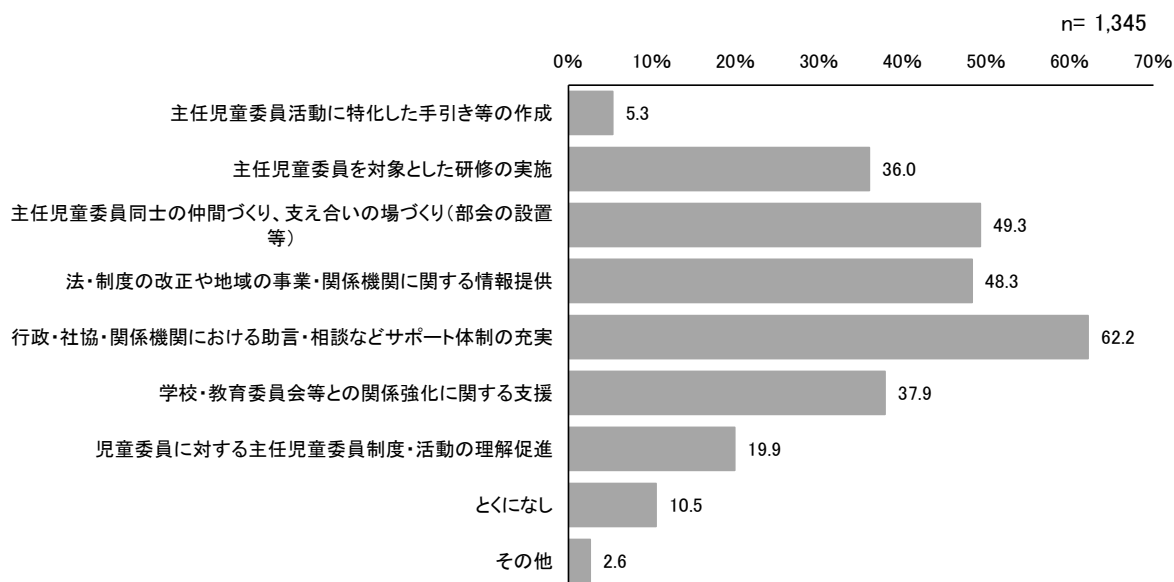
図表 10-2 民生委員・児童委員活動への支援の実施状況（市区町村別）



(2) 主任児童委員活動への支援の実施状況

主任児童委員活動への支援の実施状況は、「行政・社協・関係機関における助言・相談などサポート体制の充実」(62.2%)が最も高く、次いで「主任児童委員同士の仲間づくり、支え合いの場づくり(部会の設置等)」(49.3%)、「法・制度の改正や地域の事業・関係機関に関する情報提供」(48.3%)となっている。

図表 10-3 主任児童委員活動への支援の実施状況

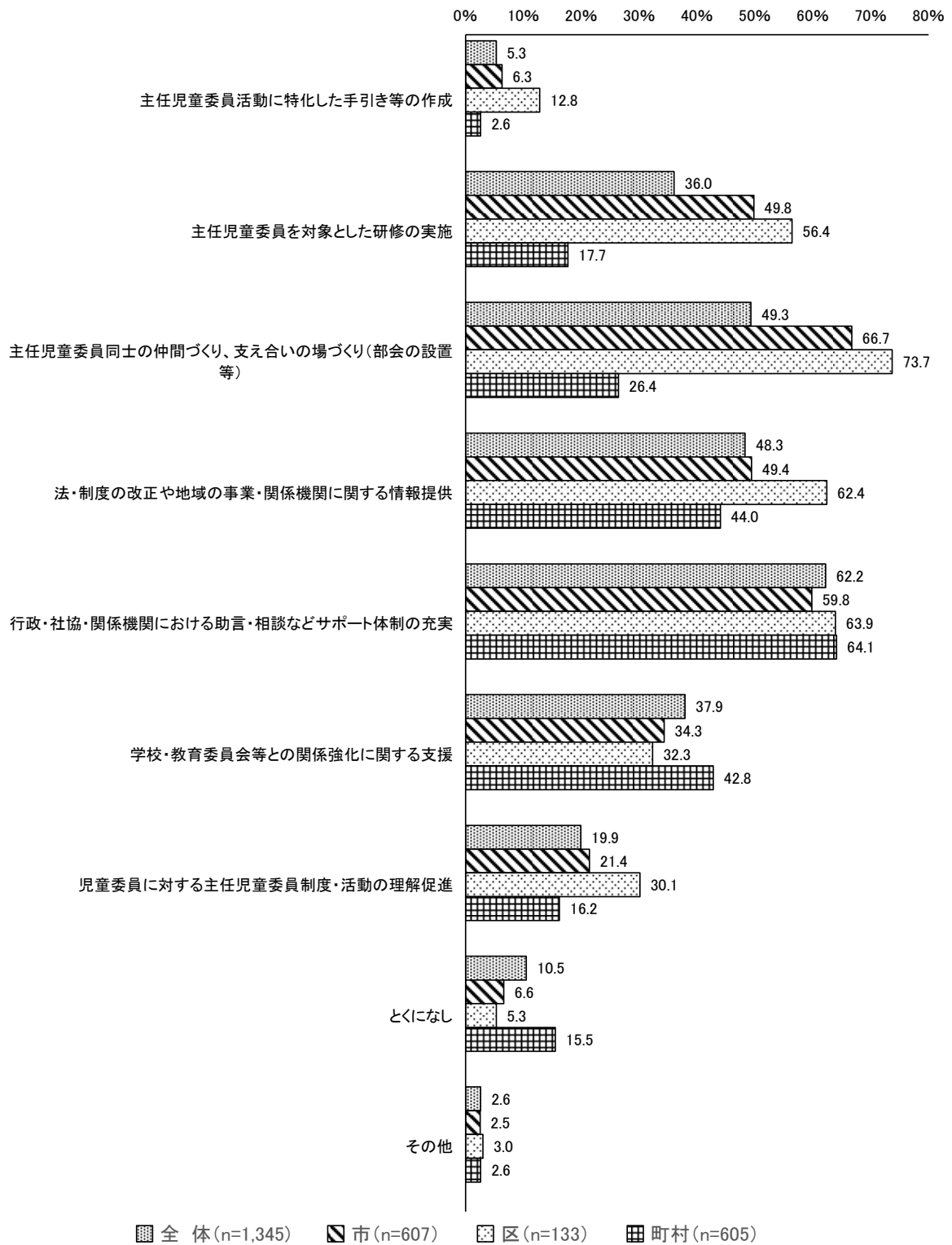


市区町村別にみると、市では、「主任児童委員同士の仲間づくり、支え合いの場づくり(部会の設置等)」(66.7%)が最も高く、次いで「行政・社協・関係機関における助言・相談などサポート体制の充実」(59.8%)、「主任児童委員を対象とした研修の実施」(49.8%)となっている。

区では、「主任児童委員同士の仲間づくり、支え合いの場づくり(部会の設置等)」(73.7%)が最も高く、次いで「行政・社協・関係機関における助言・相談などサポート体制の充実」(63.9%)、「法・制度の改正や地域の事業・関係機関に関する情報提供」(62.4%)となっている。

町村では、「行政・社協・関係機関における助言・相談などサポート体制の充実」(64.1%)が最も高く、次いで「法・制度の改正や地域の事業・関係機関に関する情報提供」(44.0%)、「学校・教育委員会等との関係強化に関する支援」(42.8%)となっている。

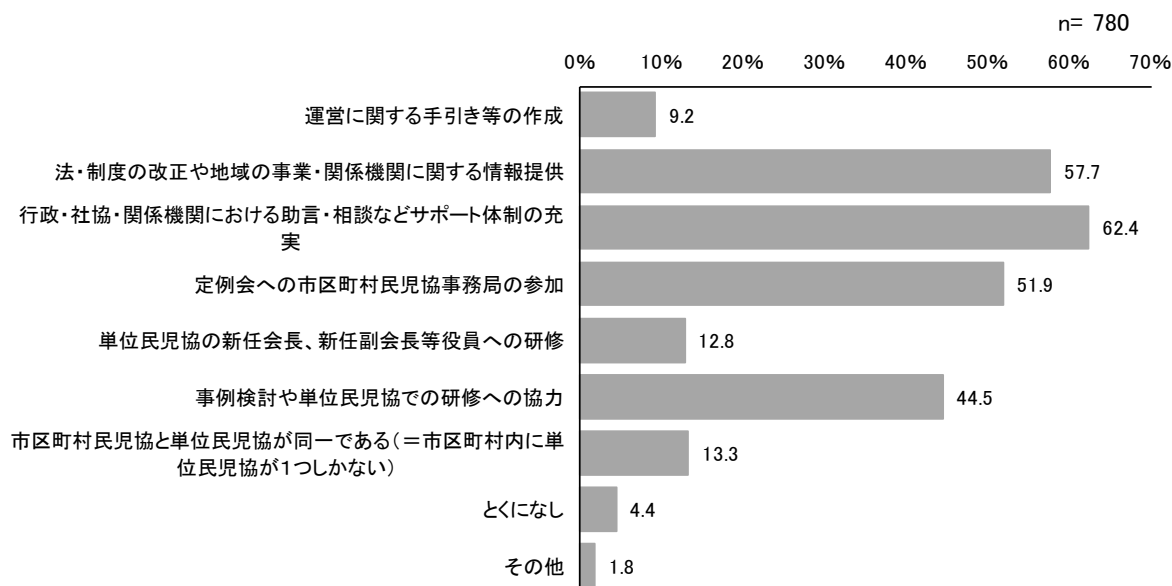
図表 10-4 主任児童委員活動への支援の実施状況（市区町村別）



(3) 単位民児協活動への支援の実施状況

単位民児協活動への支援の実施状況は、「行政・社協・関係機関における助言・相談などサポート体制の充実」(62.4%)が最も高く、次いで「法・制度の改正や地域の事業・関係機関に関する情報提供」(57.7%)、「定例会への市区町村民児協事務局の参加」(51.9%)となっている。

図表 10-5 単位民児協活動への支援の実施状況



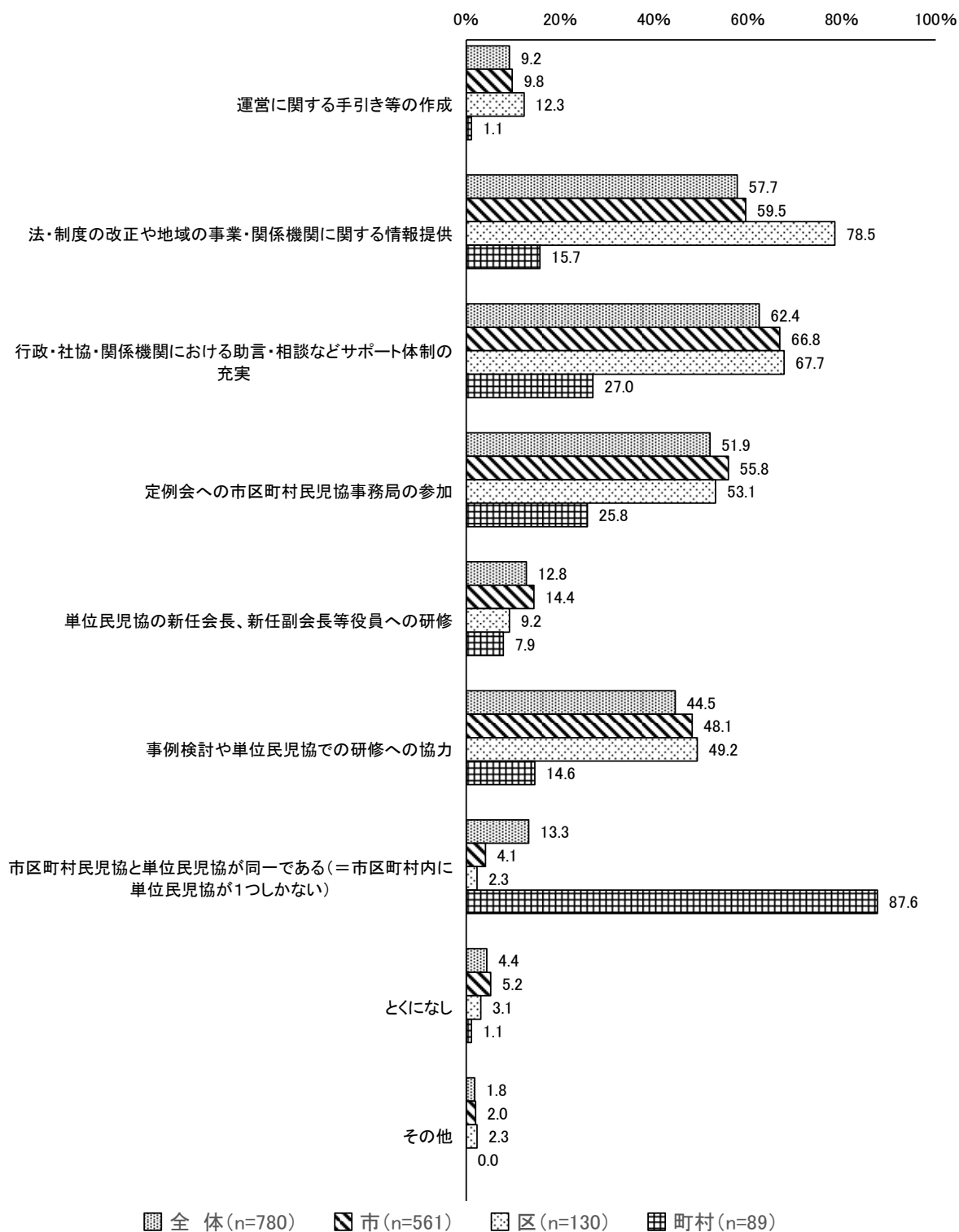
※本設問では、市区町村民児協が法定単位民児協であり、かつ、管内に任意単位民児協がない市区町村を集計分母から抜いています。

市区町村別にみると、市では、「行政・社協・関係機関における助言・相談などサポート体制の充実」(66.8%)が最も高く、次いで「法・制度の改正や地域の事業・関係機関に関する情報提供」(59.5%)、「定例会への市区町村民児協事務局の参加」(55.8%)となっている。

区では、「法・制度の改正や地域の事業・関係機関に関する情報提供」(78.5%)が最も高く、次いで「行政・社協・関係機関における助言・相談などサポート体制の充実」(67.7%)、「定例会への市区町村民児協事務局の参加」(53.1%)となっている。

町村では、「行政・社協・関係機関における助言・相談などサポート体制の充実」(27.0%)が最も高く、次いで、定例会への市区町村民児協事務局の参加」(25.8%)、「事例検討や単位民児協での研修への協力」(14.6%)となっている。

図表 10-6 単位民児協活動への支援の実施状況（市区町村別）



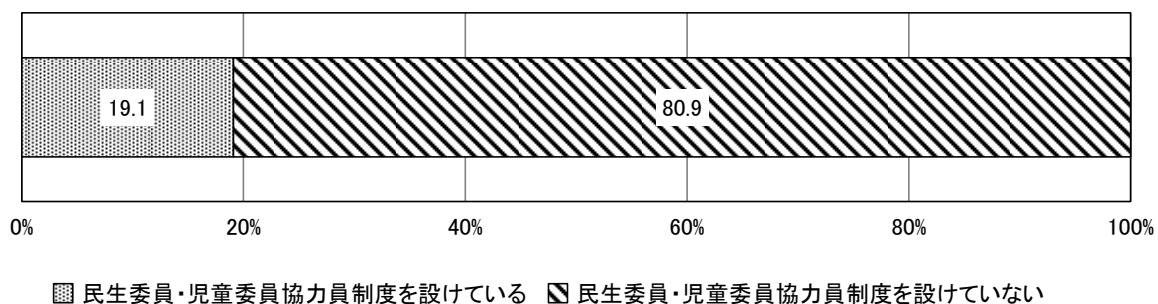
※本設問では、市区町村民児協が法定単位民児協であり、かつ、管内に任意単位民児協がない市区町村を集計分母から抜いています。

(4) 民生委員・児童委員協力員制度の有無

民生委員・児童委員協力員制度の有無は、「民生委員・児童委員協力員制度を設けている」(19.1%)、「民生委員・児童委員協力員制度を設けていない」(80.9%)となっている。

図表 10-7 民生委員・児童委員協力員制度の有無

n= 1,347

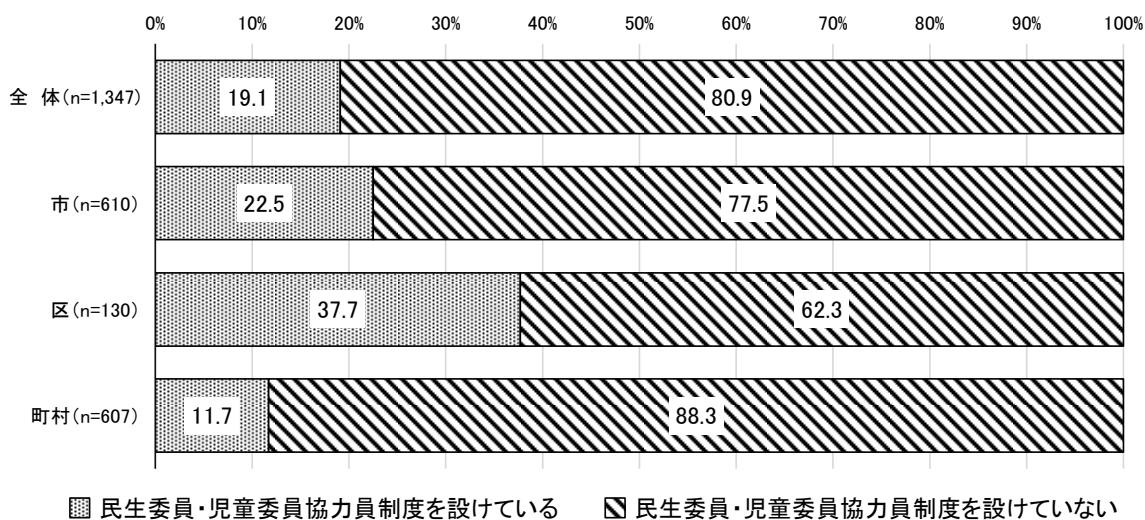


市区町村別にみると、市では、「民生委員・児童委員協力員制度を設けている」(22.5%)、「民生委員・児童委員協力員制度を設けていない」(77.5%)となっている。

区では、「民生委員・児童委員協力員制度を設けている」(37.7%)、「民生委員・児童委員協力員制度を設けていない」(62.3%)となっている。

町村では、「民生委員・児童委員協力員制度を設けている」(11.7%)、「民生委員・児童委員協力員制度を設けていない」(88.3%)となっている。

図表 10-8 民生委員・児童委員協力員制度の有無 (市区町村別)

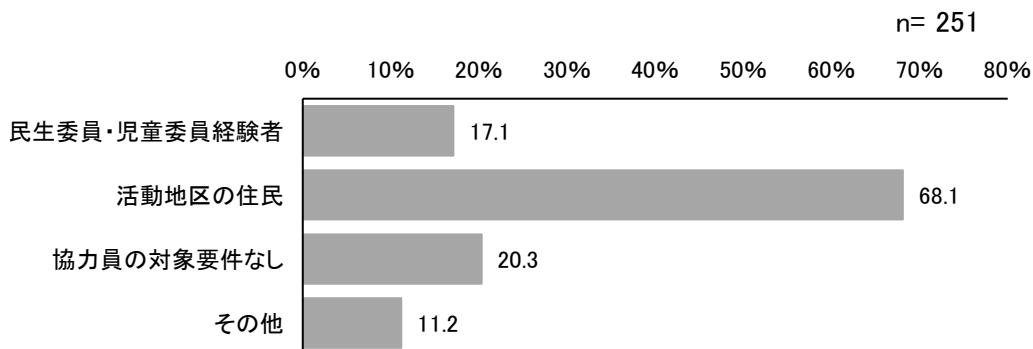


(5) 実施している民生委員・児童委員協力員制度の詳細

1) 協力員の対象要件

協力員の対象要件は、「活動地区の住民」(68.1%)が最も高く、次いで「協力員の対象要件なし」(20.3%)、「民生委員・児童委員経験者」(17.1%)となっている。

図表 10-9 民生委員・児童委員協力員の対象要件

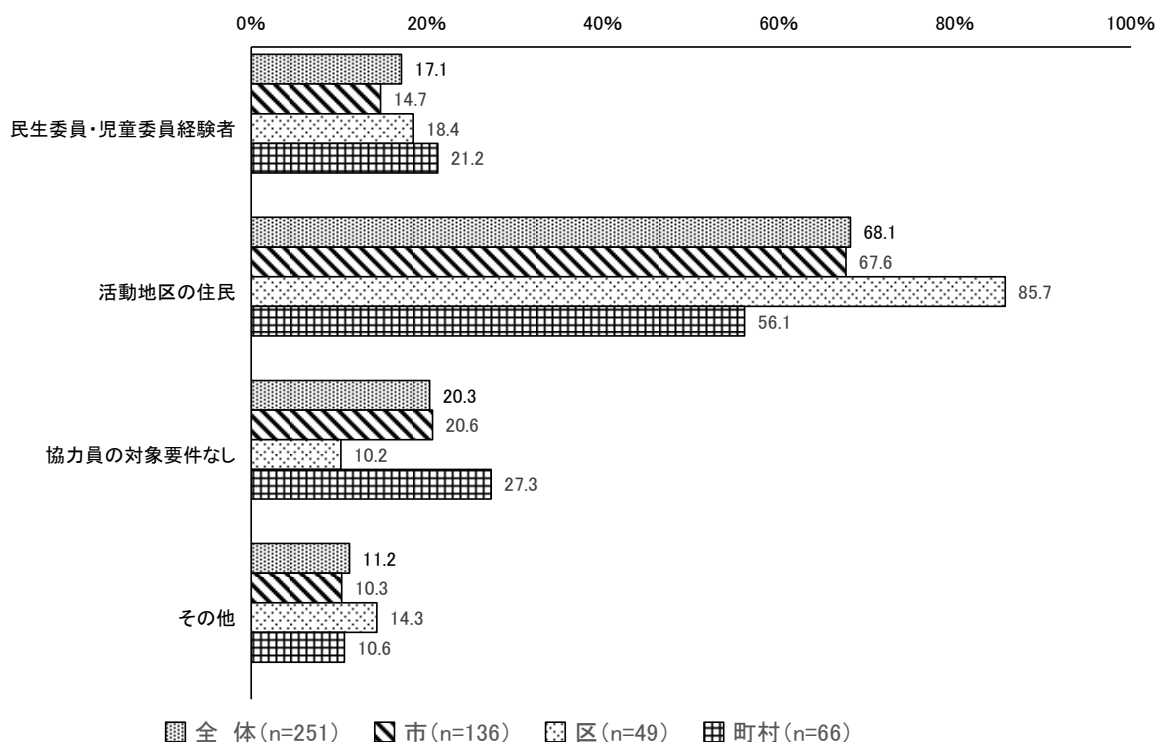


市区町村別にみると、市では、「活動地区の住民」(67.6%)が最も高く、次いで「協力員の対象要件なし」(20.6%)、「民生委員・児童委員経験者」(14.7%)となっている。

区では、「活動地区の住民」(85.7%)が最も高く、次いで「民生委員・児童委員経験者」(18.4%)、「協力員の対象要件なし」(10.2%)となっている。

町村では、「活動地区の住民」(56.1%)が最も高く、次いで「協力員の対象要件なし」(27.3%)、「民生委員・児童委員経験者」(21.2%)となっている。

図表 10-10 民生委員・児童委員協力員の対象要件 (市区町村別)

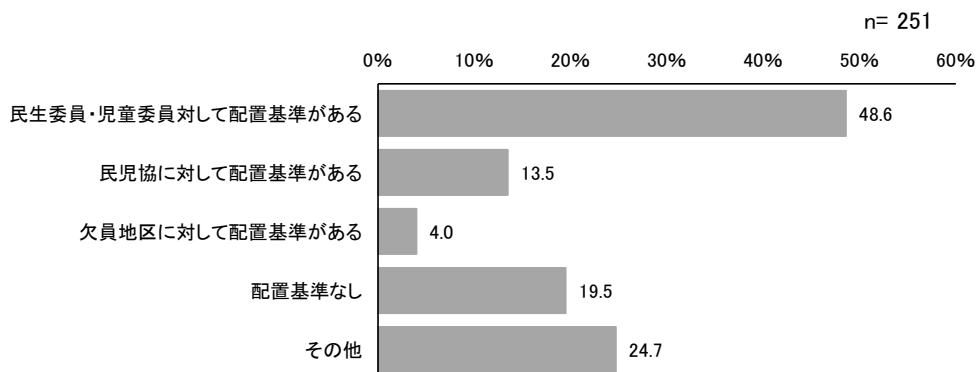


2) 配置基準

① 配置基準の有無

配置基準は、「民生委員・児童委員に対して配置基準がある」(48.6%)が最も高く、次いで「配置基準なし」(19.5%)「民児協に対して配置基準がある」(13.5%)となっている。

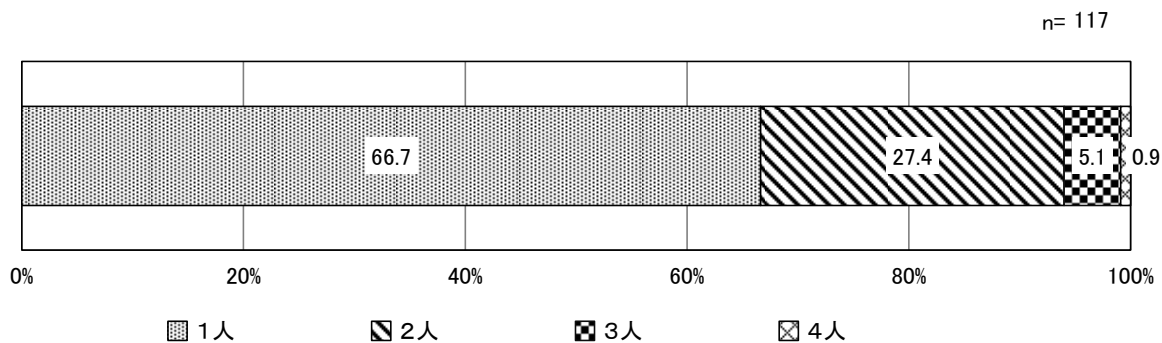
図表 10-11 配置基準の有無



② 民生委員・児童委員 1 人に対する協力員の配置可能人数

民生委員・児童委員 1 人に対する協力員の配置可能人数は、「1 人」(66.7%)が最も高く、次いで「2 人」(27.4%)、「3 人以上」(5.1%)となっている。

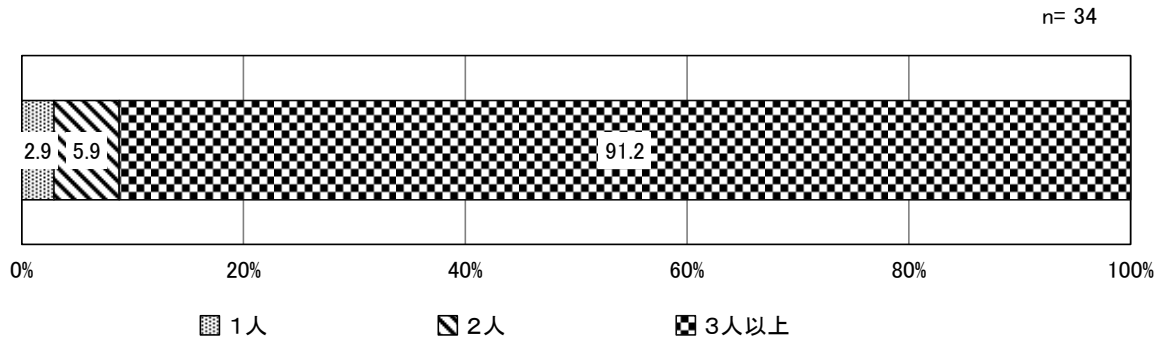
図表 10-12 民生委員・児童委員 1 人に対する協力員の配置可能人数



③ 民児協1か所に対する協力員の配置可能人数

民児協1か所に対する協力員の配置可能人数は、「3人以上」(91.2%)が最も高く、次いで「2人」(5.9%)、「1人」(2.9%)となっている。

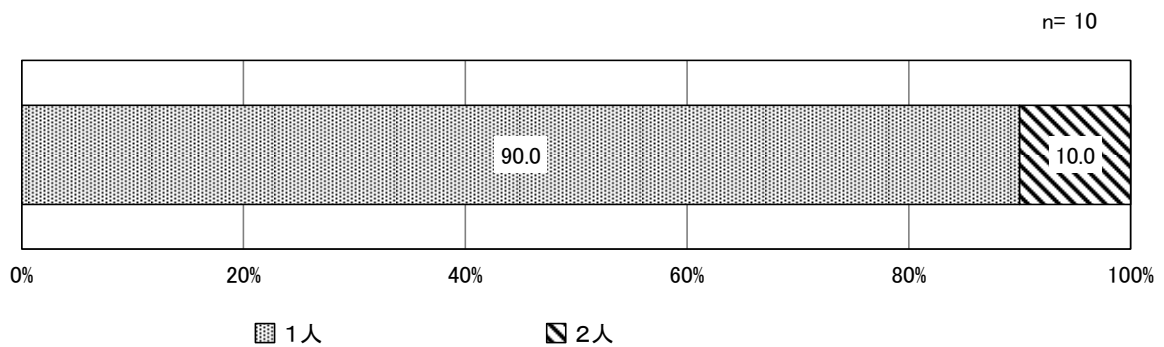
図表 10-13 民児協1か所に対する協力員の配置可能人数



④ 欠員地区1地域に対する協力員の配置可能人数

欠員地区1地域に対する協力員の配置可能人数は、「1人」(90.0%)が最も高く、次いで「2人」(10.0%)となっている。

図表 10-14 欠員地区1地域に対する協力員の配置可能人数



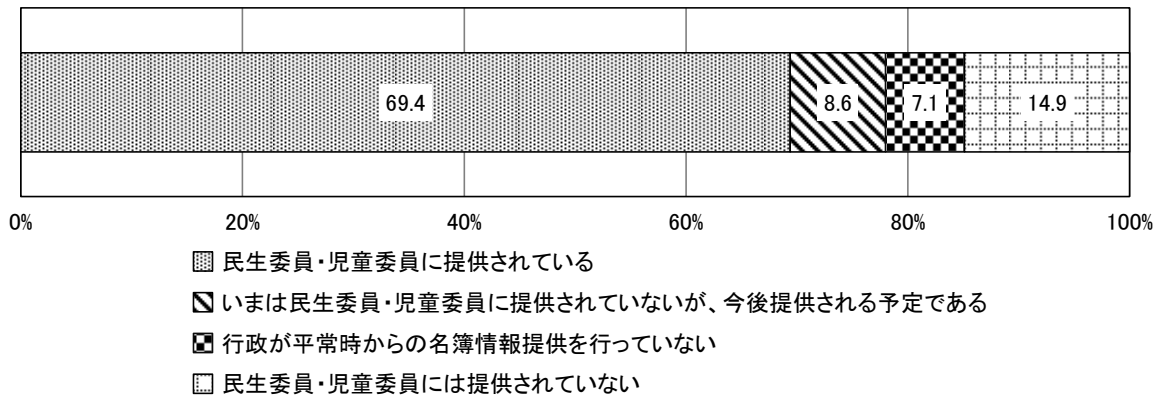
1 1 災害に備える対応について

(1) 行政からの「避難行動要支援者名簿」の提供

行政からの「避難行動要支援者名簿」の提供は、「民生委員・児童委員に提供されている」(69.4%)が最も高く、次いで「民生委員・児童委員には提供されていない」(14.9%)、「いまは民生委員・児童委員に提供されていないが、今後提供される予定である」(8.6%)となっている。

図表 1 1 - 1 行政からの「避難行動要支援者名簿」の提供

n = 1,344

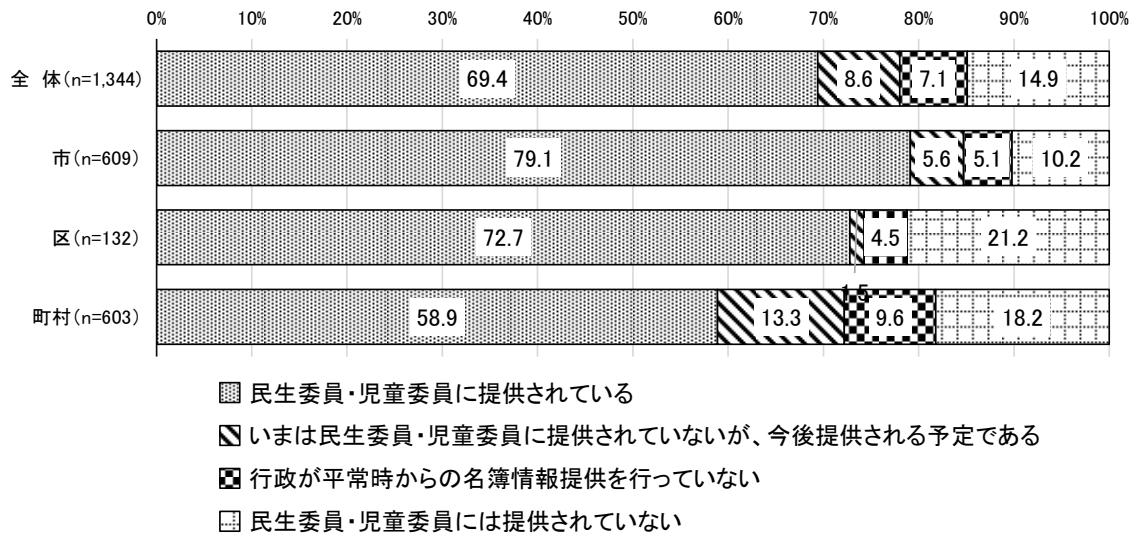


市区町村別にみると、市では、「民生委員・児童委員に提供されている」(79.1%)が最も高く、次いで「民生委員・児童委員には提供されていない」(10.2%)、「いまは民生委員・児童委員に提供されていないが、今後提供される予定である」(5.6%)となっている。

区では、「民生委員・児童委員に提供されている」(72.7%)が最も高く、次いで「民生委員・児童委員には提供されていない」(21.2%)、「行政が平常時からの名簿情報提供を行っていない」(4.5%)となっている。

町村では、「民生委員・児童委員に提供されている」(58.9%)が最も高く、次いで「民生委員・児童委員には提供されていない」(18.2%)、「いまは民生委員・児童委員に提供されていないが、今後提供される予定である」(13.3%)となっている。

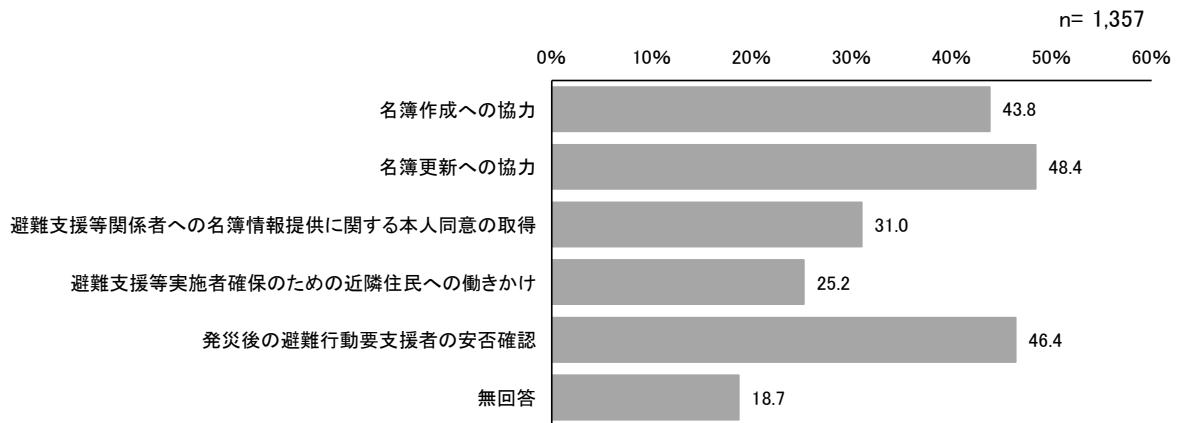
図表 11-2 行政からの「避難行動要支援者名簿」の提供（市区町村別）



(2) 避難行動要支援者名簿にかかる市区町村行政からの協力依頼

避難行動要支援者名簿にかかる市区町村行政からの協力依頼は、「名簿更新への協力」(48.4%)が最も高く、次いで「発災後の避難行動要支援者の安否確認」(46.4%)、「名簿作成への協力」(43.8%)となっている。

図表 11-3 避難行動要支援者名簿にかかる市区町村行政からの協力依頼

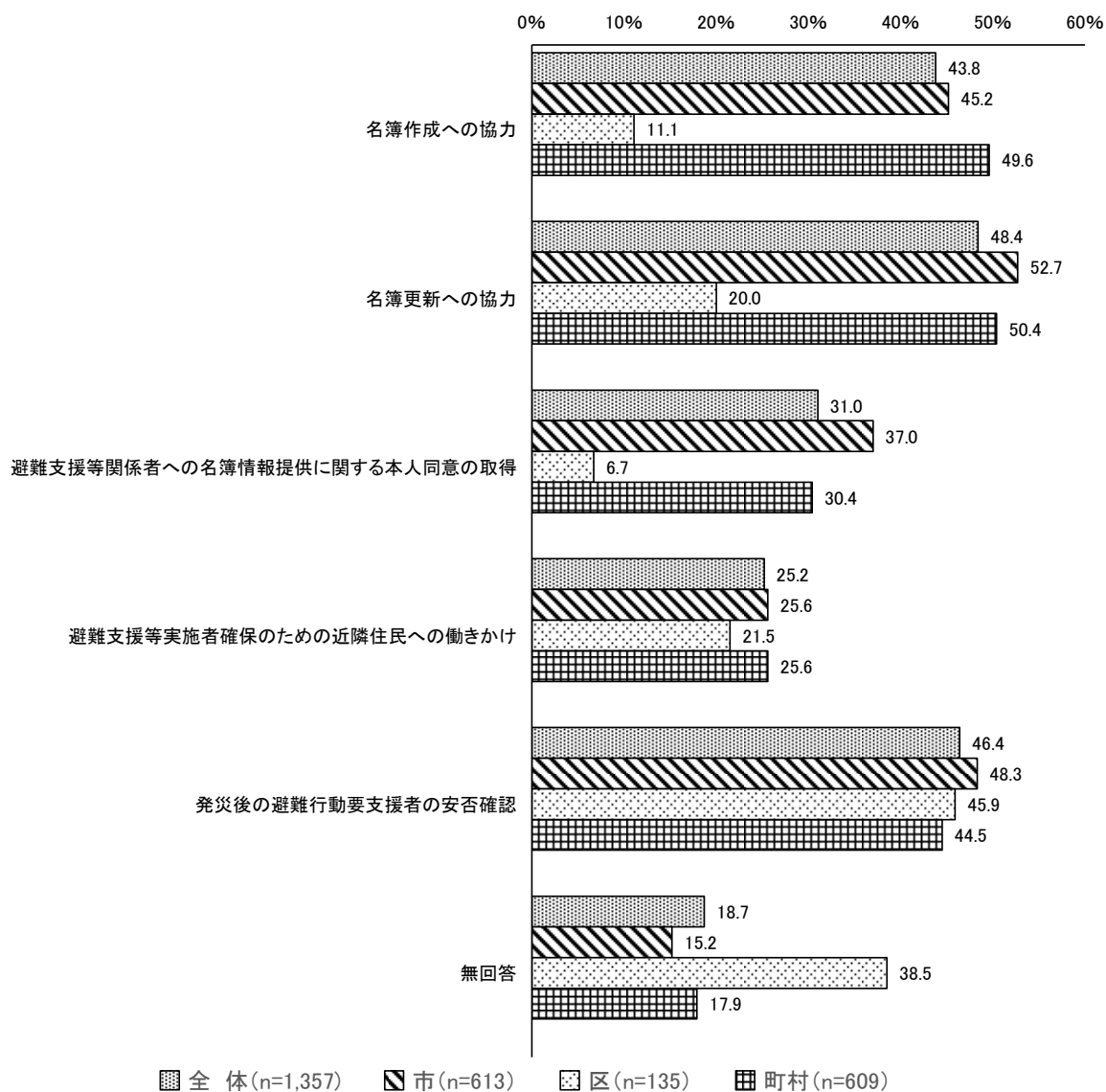


市区町村別にみると、市では、「名簿更新への協力」(52.7%)が最も高く、次いで「発災後の避難行動要支援者の安否確認」(48.3%)、「名簿作成への協力」(45.2%)となっている。

区では、「発災後の避難行動要支援者の安否確認」(45.9%)が最も高く、次いで「無回答」(38.5%)、「避難支援等実施者確保のための近隣住民への働きかけ」(21.5%)となっている。

町村では、「名簿更新への協力」(50.4%)が最も高く、次いで「名簿作成への協力」(49.6%)、「発災後の避難行動要支援者の安否確認」(44.5%)となっている。

図表 1 1 - 4 避難行動要支援者名簿にかかる市区町村行政からの協力依頼（市区町村別）

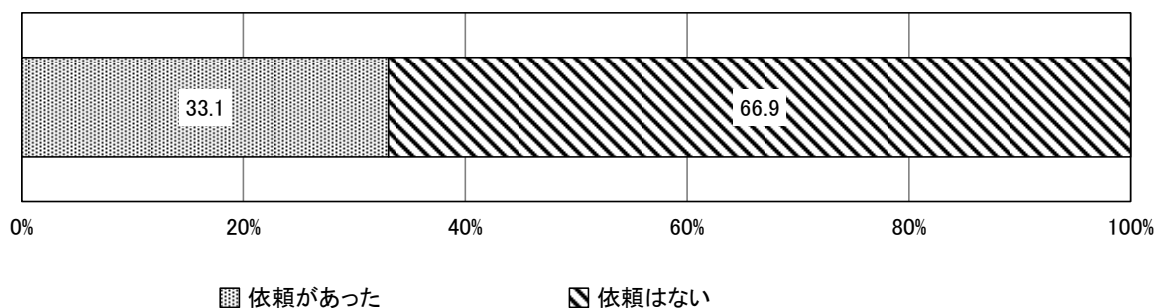


(3) 市区町村行政からの「個別避難計画」作成にかかる協力依頼

市区町村行政からの「個別避難計画」作成にかかる協力依頼は、「依頼があった」(33.1%)、「依頼はない」(66.9%)となっている。

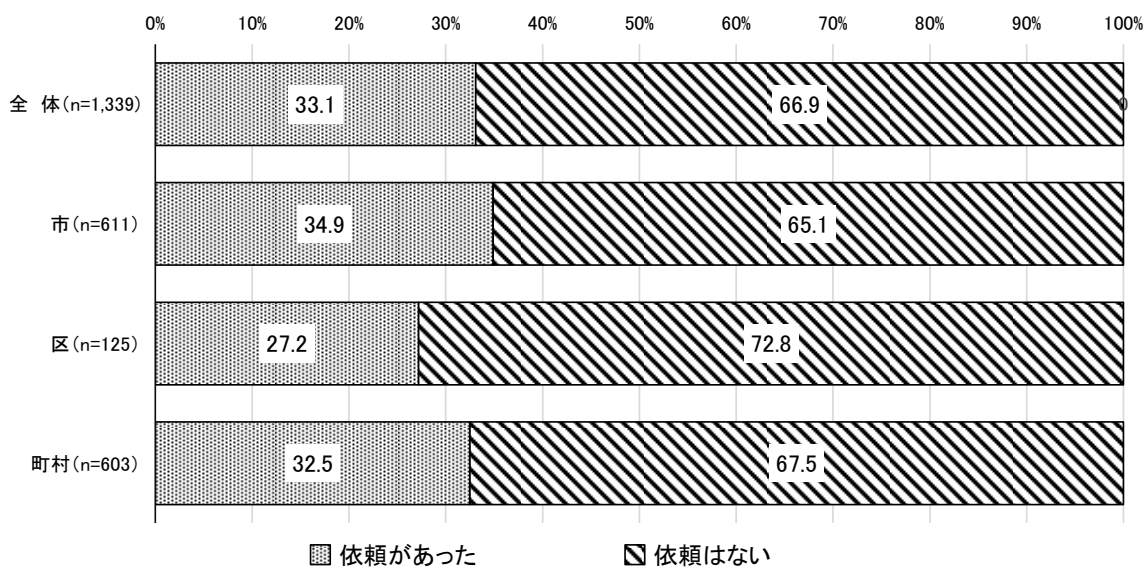
図表 11-5 市区町村行政からの「個別避難計画」作成にかかる協力依頼

n= 1,339



市区町村別にみると、市では、「依頼があった」(34.9%)、「依頼はない」(65.1%)となっている。区では、「依頼があった」(27.2%)、「依頼はない」(72.8%)となっている。町村では、「依頼があった」(32.5%)、「依頼はない」(67.5%)となっている。

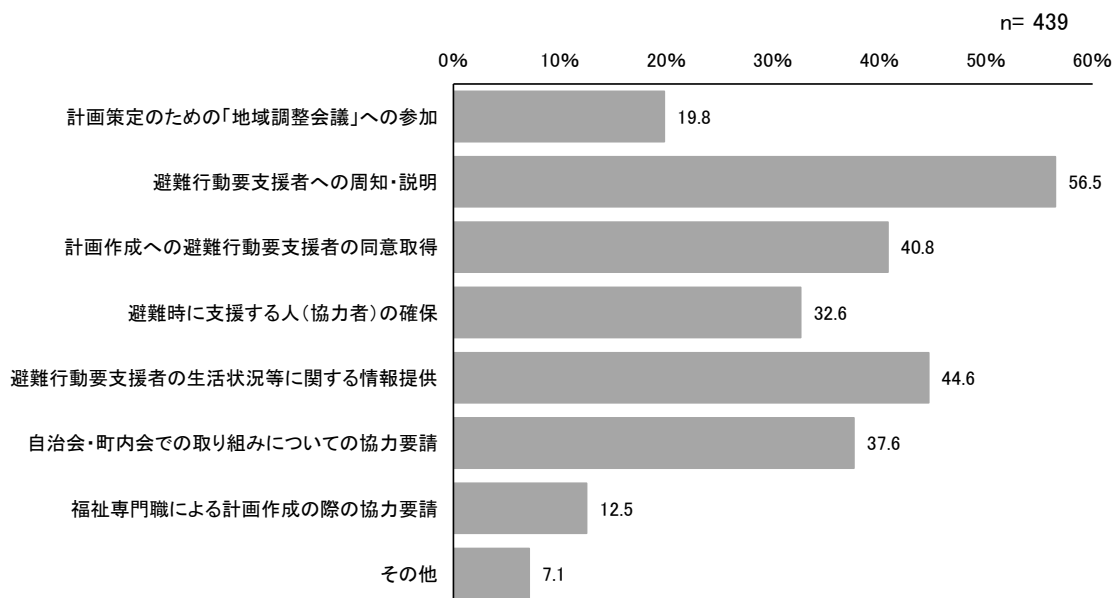
図表 11-6 市区町村行政からの「個別避難計画」作成にかかる協力依頼 (市区町村別)



(4) 市区町村行政からの「個別避難計画」作成にかかる協力依頼の内容

市区町村行政からの「個別避難計画」作成にかかる協力依頼の内容は、「避難行動要支援者への周知・説明」(56.5%)が最も高く、次いで「避難行動要支援者の生活状況等に関する情報提供」(44.6%)、「計画作成への避難行動要支援者の同意取得」(40.8%)となっている。

図表 11-7 市区町村行政からの「個別避難計画」作成にかかる協力依頼の内容

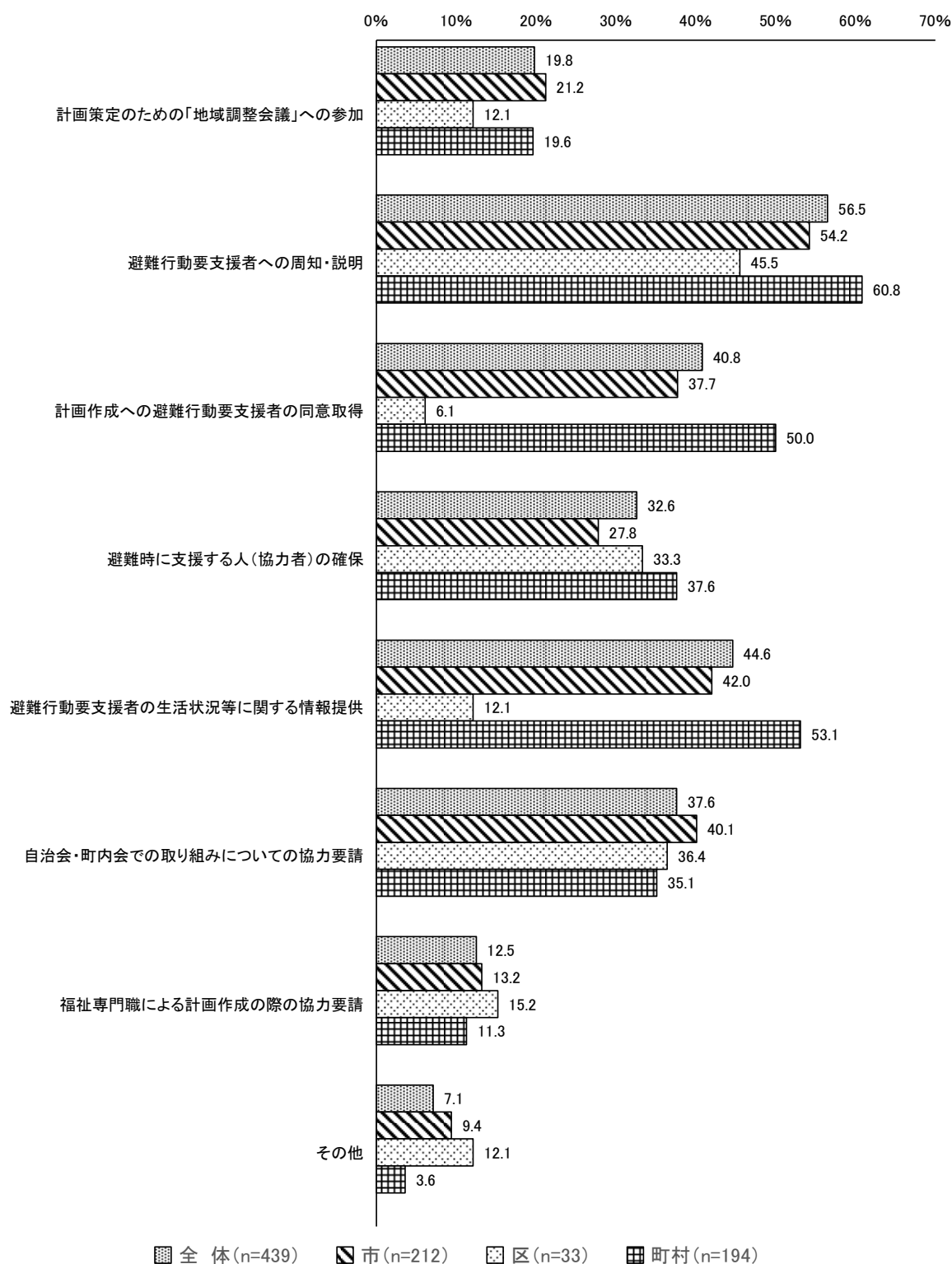


市区町村別にみると、市では、「避難行動要支援者への周知・説明」(54.2%)が最も高く、次いで「避難行動要支援者の生活状況等に関する情報提供」(42.0%)、「自治会・町内会での取り組みについての協力要請」(40.1%)となっている。

区では、「避難行動要支援者への周知・説明」(45.5%)が最も高く、次いで「自治会・町内会での取り組みについての協力要請」(36.4%)、「避難時に支援する人(協力者)の確保」(33.3%)となっている。

町村では、「避難行動要支援者への周知・説明」(60.8%)が最も高く、次いで「避難行動要支援者の生活状況等に関する情報提供」(53.1%)、「計画作成への避難行動要支援者の同意取得」(50.0%)となっている。

図表 11-8 市区町村行政からの「個別避難計画」作成にかかる協力依頼の内容（市区町村別）



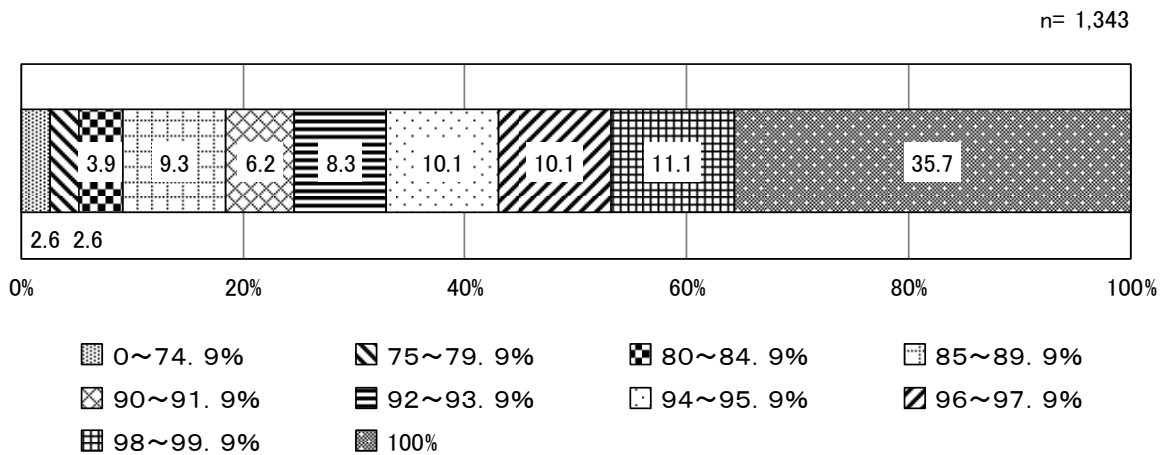
1.2 一斉改選について

(1) 自治体の充足率

1) 令和4年12月の一斉改選の状況

令和4年12月1日現在では、「100%」(35.7%)が最も高く、次いで「98~99.9%」(11.1%)、「94~95.9%」(10.1%)、「96~97.9%」(10.1%)となっている。

図表 1.2-1 令和4年12月の一斉改選の状況

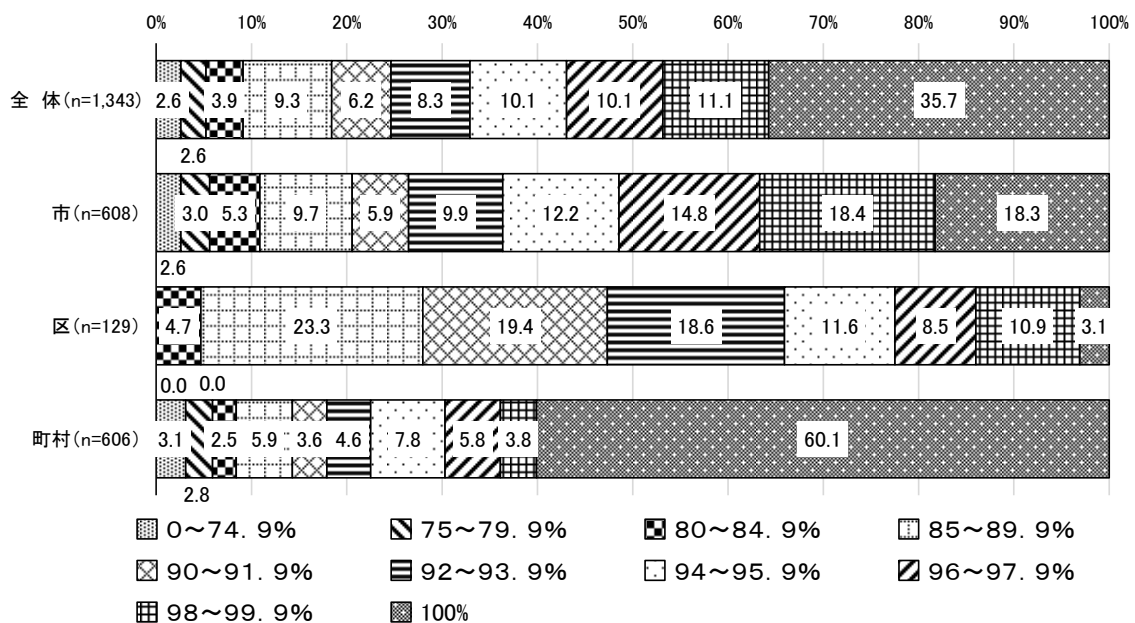


市区町村別にみると、市では、「98~99.9%」(18.4%)が最も高く、次いで「100%」(18.3%)、「96~97.9%」(14.8%)となっている。

区では、「85~89.9%」(23.3%)が最も高く、次いで「90~91.9%」(19.4%)、「92~93.9%」(18.6%)となっている。

町村では、「100%」(60.1%)が最も高く、次いで「94~95.9%」(7.8%)、「85~89.9%」(5.9%)となっている。

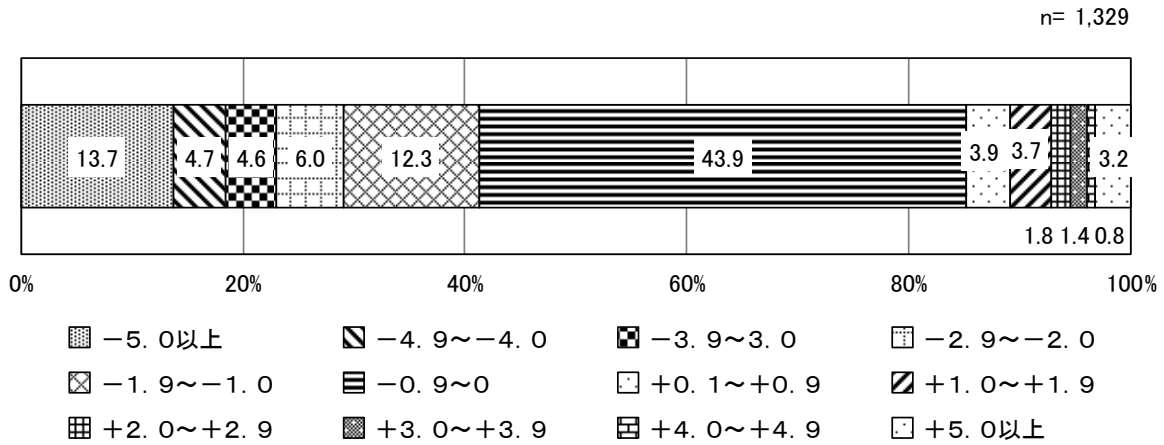
図表 1.2-2 令和4年12月の一斉改選の状況（市区町村別）



2) 令和4年12月と令和元年12月の一斉改選後の充足率の増減

令和4年12月の改選後の充足率が令和元年12月の一斉改選時からどの程度増減したかをみると、「-0.9~0」(43.9%)が最も高く、次いで「-5.0以上」(13.7%)、「-1.9~-1.0」(12.3%)となっている。

図表 12-3 令和4年12月と令和元年12月の一斉改選後の充足率の増減比較

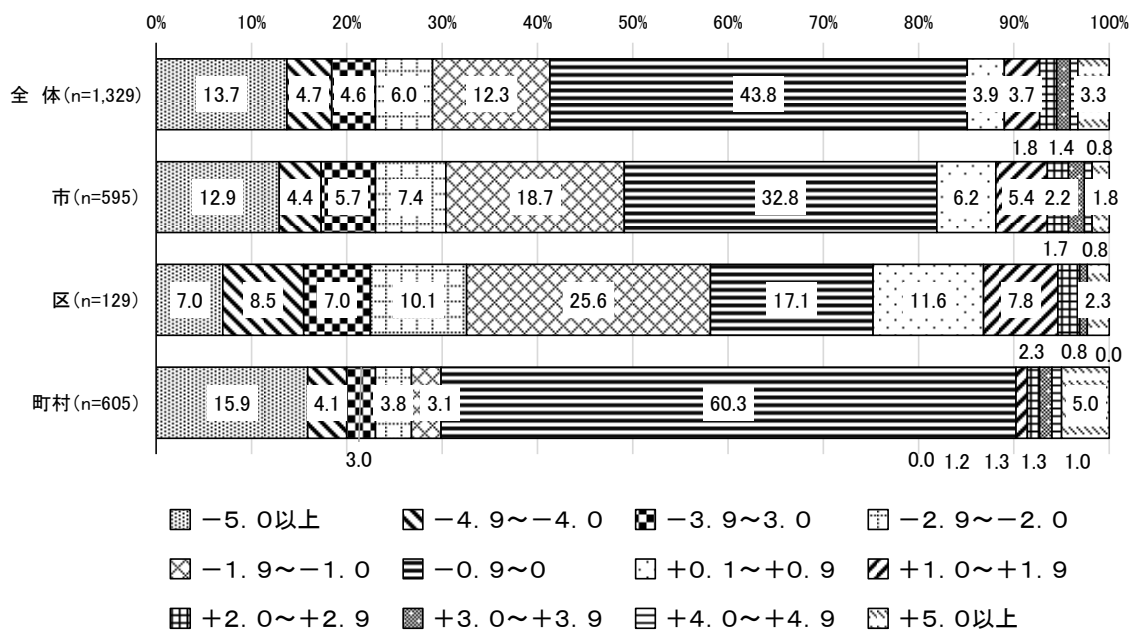


市区町村別にみると、市では、「-0.9~0」(32.8%)が最も高く、次いで「-1.9~-1.0」(18.7%)、「-5.0以上」(12.9%)となっている。

区では、「-1.9~-1.0」(25.6%)が最も高く、次いで「-0.9~0」(17.1%)、「+0.1~+0.9」(11.6%)となっている。

町村では、「-0.9~0」(60.3%)が最も高く、次いで「-5.0以上」(15.9%)、「+5.0以上」(5.0%)となっている。

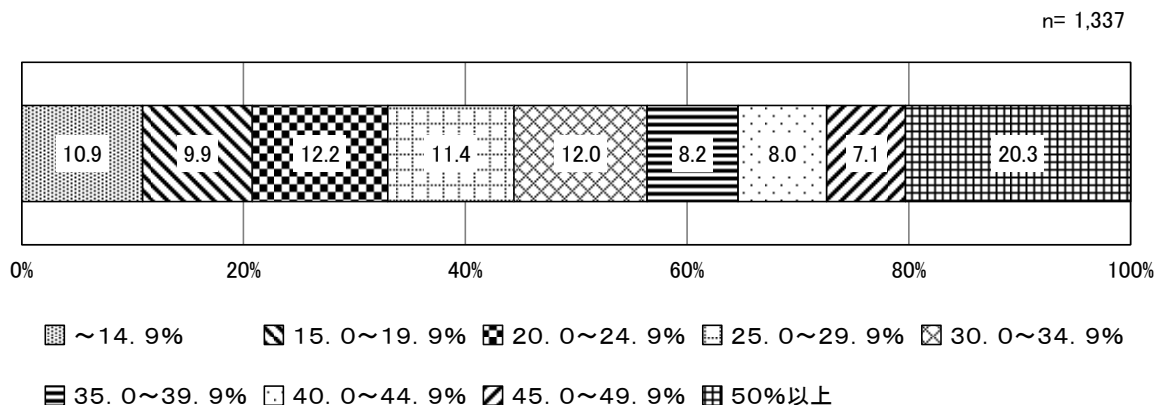
図表 12-4 令和4年12月と令和元年12月の一斉改選後の充足率の増減比較 (市区町村別)



(2) 一斉改選で委嘱された委員の新任委員率

一斉改選で委嘱された委員の新任委員率は、「50.0%以上」(20.3%)が最も高く、次いで「20.0~24.9%」(12.2%)、「30.0~34.9%」(12.0%)となっている。

図表 12-5 一斉改選で委嘱された委員の新任委員率

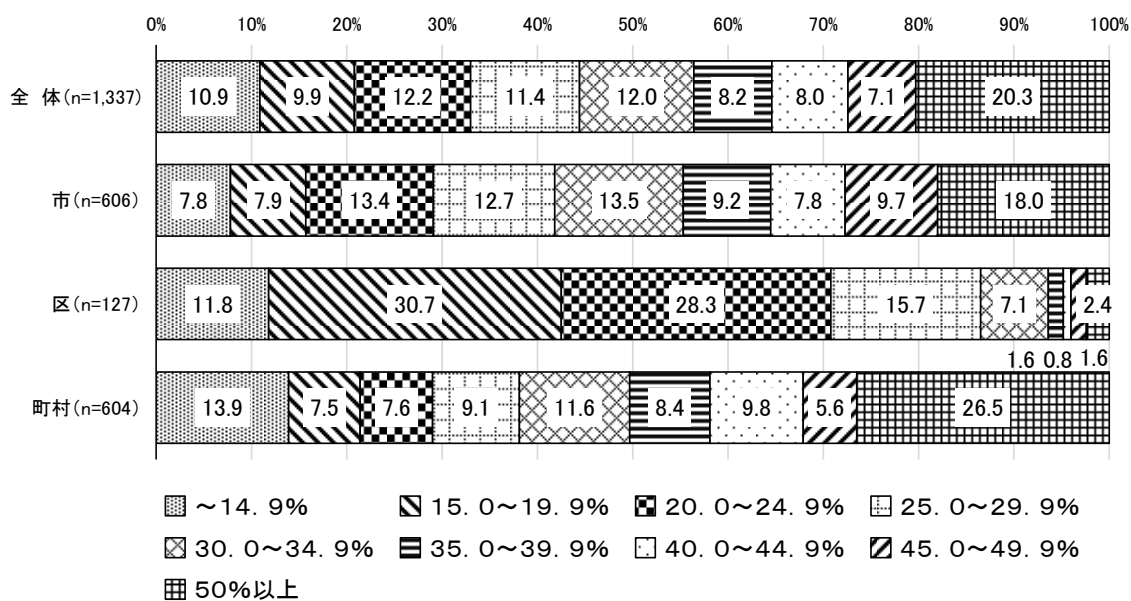


市区町村別にみると、市では、「50%以上」(18.0%)が最も高く、次いで「30.0~34.9%」(13.5%)、「20.0~24.9%」(13.4%)となっている。

区では、「15.0~19.9%」(30.7%)が最も高く、次いで「20.0~24.9%」(28.3%)、「25.0~29.9%」(15.7%)となっている。

町村では、「50%以上」(26.5%)が最も高く、次いで「~14.9%」(13.9%)、「30.0~34.9%」(11.6%)となっている。

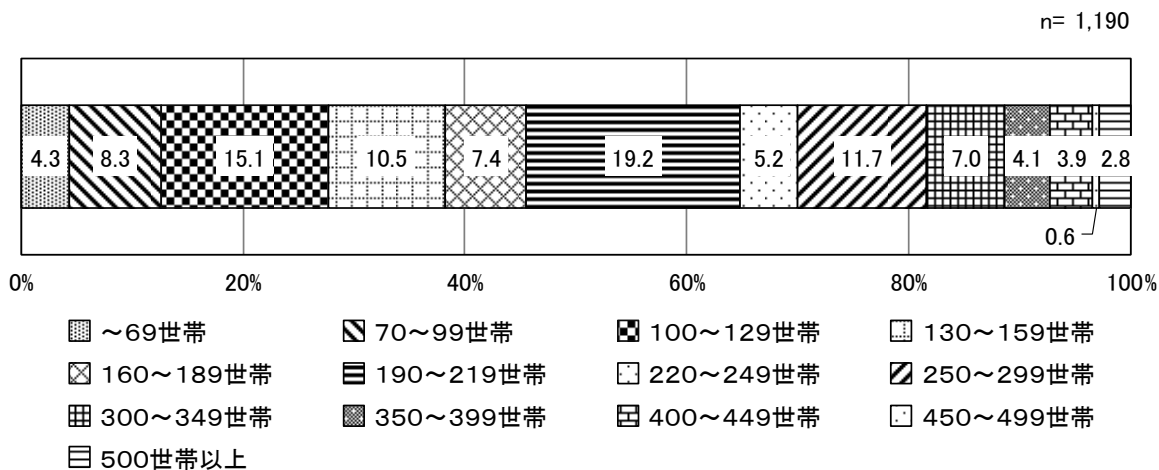
図表 12-6 新任委員率 (市区町村別)



(3) 民生委員・児童委員の担当世帯数

民生委員・児童委員1人に対する担当世帯数は、「190～219世帯」(19.2%)が最も高く、次いで「100～129世帯」(15.1%)、「250～299世帯」(11.7%)となっている。

図表 12-7 民生委員・児童委員の担当世帯数



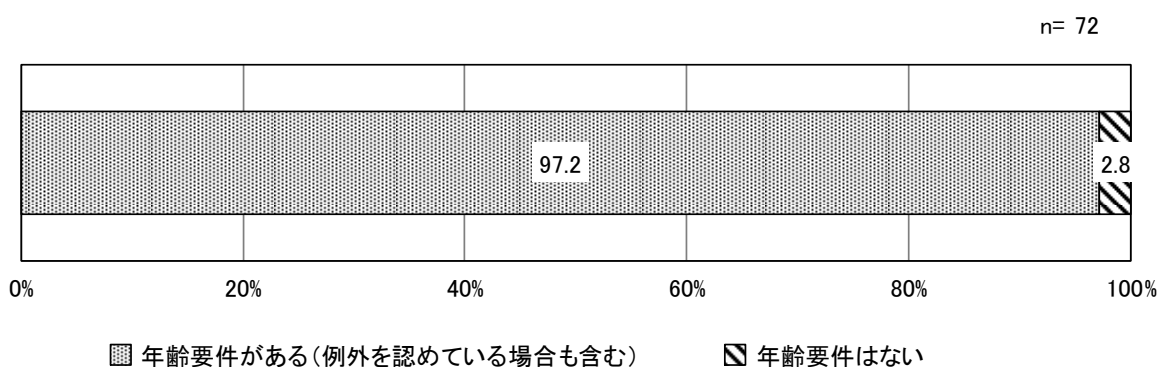
(4) 民生委員・児童委員の選任要件 (政令指定都市、中核市のみ回答)

1) 年齢要件の有無

① 区域担当/新任

区域担当/新任は、「年齢要件がある (例外を認めている場合も含む)」(97.2%)、「年齢要件はない」(2.8%)となっている。

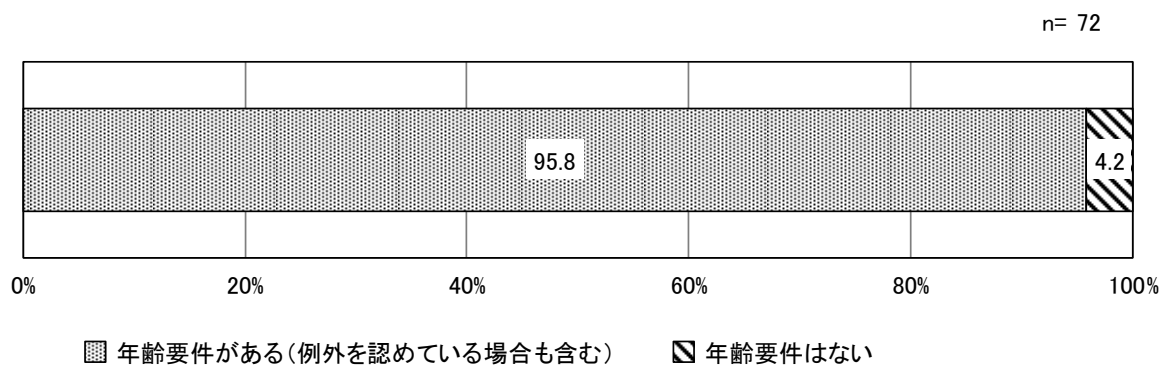
図表 12-8 年齢要件の有無/区域担当/新任



② 区域担当／再任

区域担当／再任は、「年齢要件がある（例外を認めている場合も含む）」（95.8%）、「年齢要件はない」（4.2%）となっている。

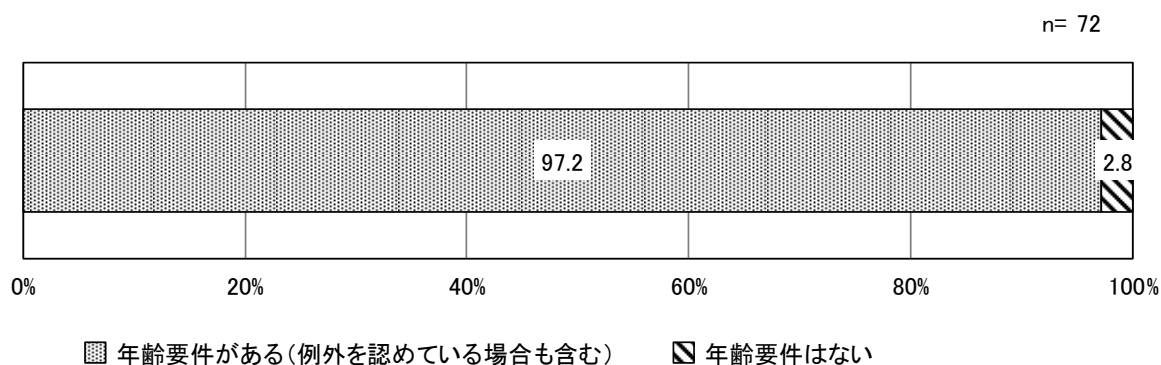
図表 12-9 年齢要件の有無／区域担当／再任



③ 主任児童委員／新任

主任児童委員／新任は、「年齢要件がある（例外を認めている場合も含む）」（97.2%）、「年齢要件はない」（2.8%）となっている。

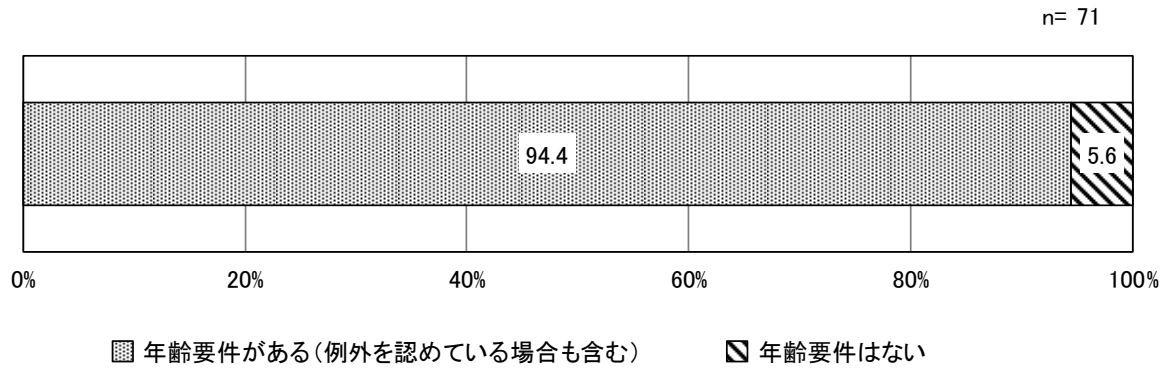
図表 12-10 年齢要件の有無／主任児童委員／新任



④ 主任児童委員／再任

主任児童委員／再任は、「年齢要件がある（例外を認めている場合も含む）」（94.4%）、「年齢要件はない」（5.6%）となっている。

図表 12-11 年齢要件の有無／主任児童委員／再任



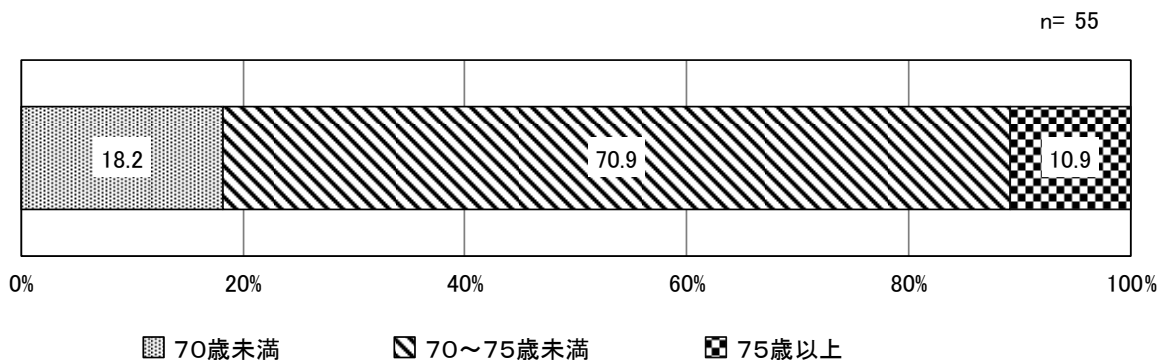
(5) 年齢要件の詳細（政令指定都市、中核市のみ回答）

1) 区域担当民生委員・児童委員の年齢要件

① 新任委員の年齢要件

区域担当民生・児童委員の新任委員の年齢要件は、「70～75歳未満」（70.9%）が最も高く、次いで「70歳未満」（18.2%）、「75歳以上」（10.9%）となっている。

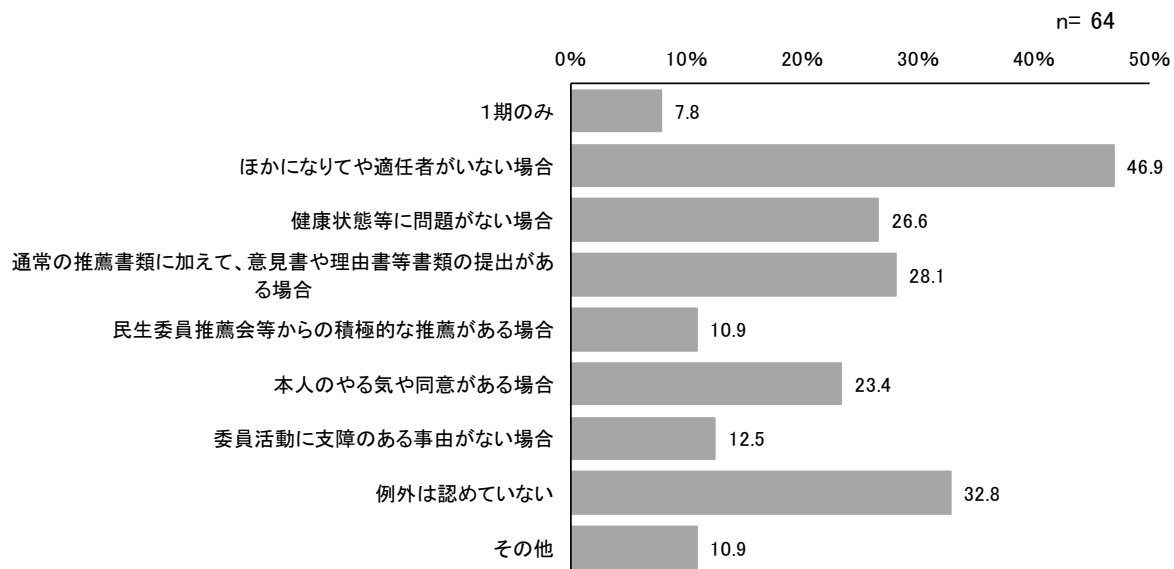
図表 12-12 区域担当民生委員・児童委員の年齢要件／新任委員



② 新任委員の年齢要件に関する例外的取扱い

区域担当民生・児童委員の新任委員の年齢要件に関する例外的取扱いは、「ほかになりてや適任者がいない場合」（46.9%）が最も高く、次いで「例外は認めていない」（32.8%）、「通常の推薦書類に加えて、意見書や理由書等書類の提出がある場合」（28.1%）となっている。

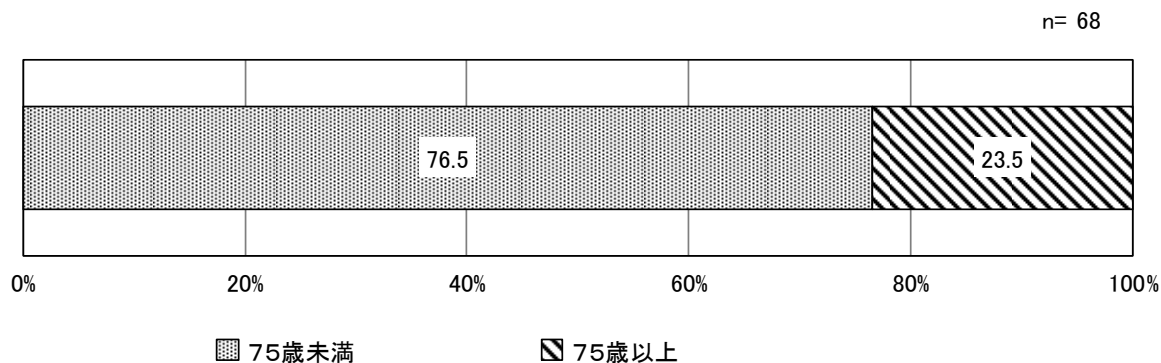
図表 12-13 区域担当民生委員・児童委員の年齢要件／新任委員の例外的取扱い



③ 再任委員の年齢要件

区域担当民生・児童委員の再任委員の年齢要件は、「75歳未満」(76.5%)、「75歳以上」(23.5%)となっている。

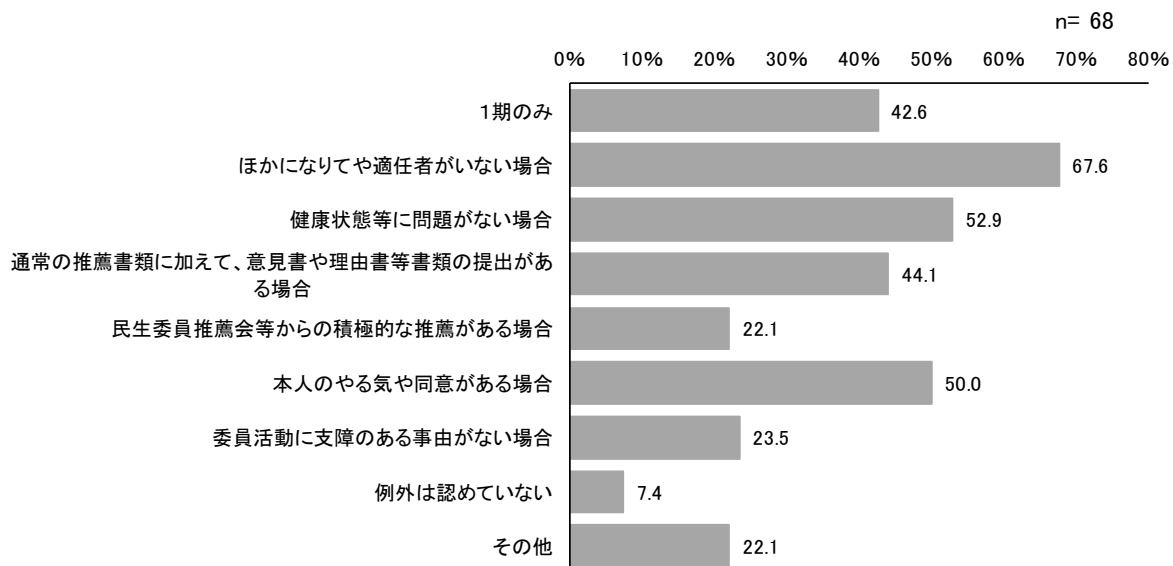
図表 12-14 区域担当民生委員・児童委員の年齢要件／再任委員



④ 再任委員の年齢要件に関する例外的取扱い

区域担当民生・児童委員の再任委員の年齢要件に関する例外的取扱いは、「ほかになりてや適任者がいない場合」(67.6%)が最も高く、次いで「健康状態等に問題がない場合」(52.9%)、「本人のやる気や同意がある場合」(50.0%)となっている。

図表 12-15 区域担当民生委員・児童委員の年齢要件／再任委員の例外的取扱い

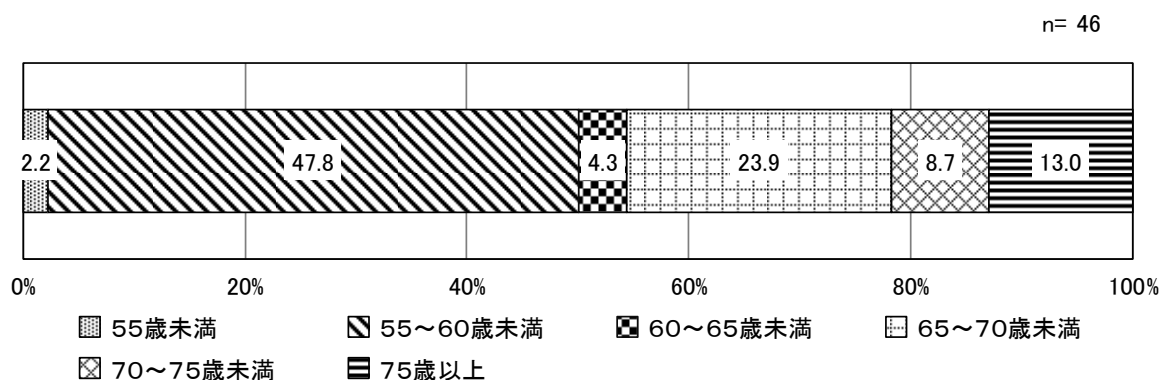


2) 主任児童委員の年齢要件

① 新任委員の年齢要件

主任児童委員の新任委員の年齢要件は、「55～60歳未満」(47.8%)が最も高く、次いで「65～70歳未満」(23.9%)、「75歳以上」(13.0%)となっている。

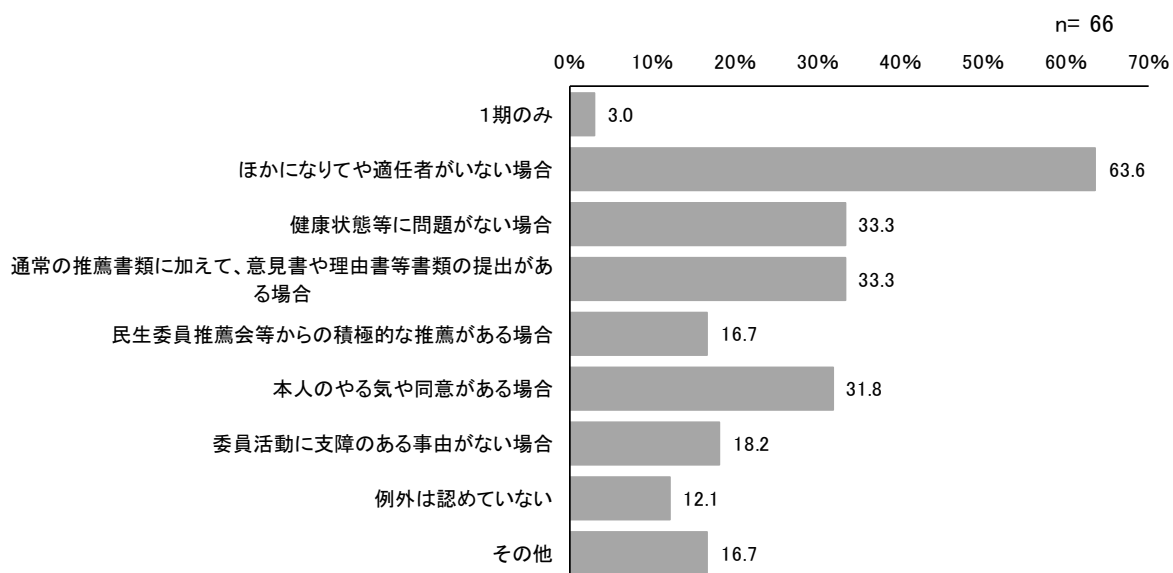
図表 12-16 主任児童委員の年齢要件／新任委員



② 新任委員の年齢要件に関する例外的取扱い

主任児童委員の新任委員の年齢要件に関する例外的取扱いは、「ほかになりてや適任者がいない場合」(63.6%)が最も高く、次いで「通常の推薦書類に加えて、意見書や理由書等書類の提出がある場合」(33.3%)、「健康状態等に問題がない場合」(33.3%)となっている。

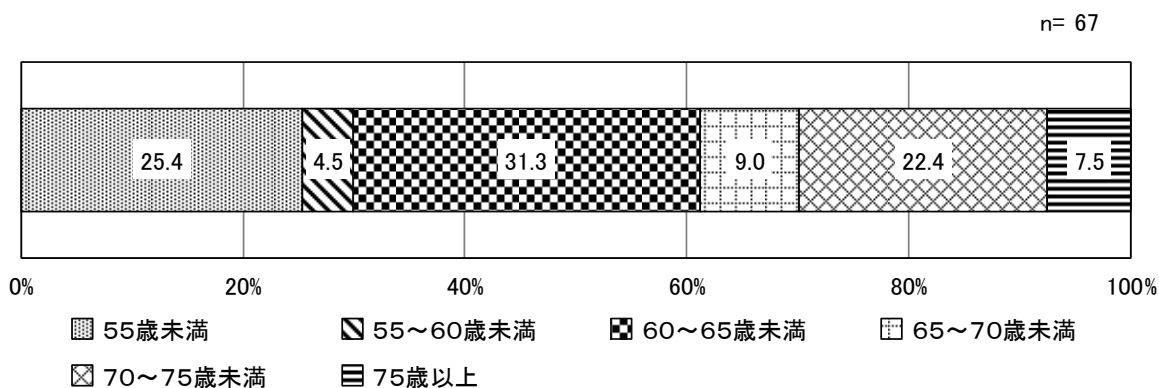
図表 12-17 主任児童委員の年齢要件／新任委員の例外的取扱い



③ 再任委員の年齢要件

主任児童委員の再任委員の年齢要件は、「65～70歳未満」(31.3%)が最も高く、次いで「55～60歳未満」(25.4%)、「75歳以上」(22.4%)となっている。

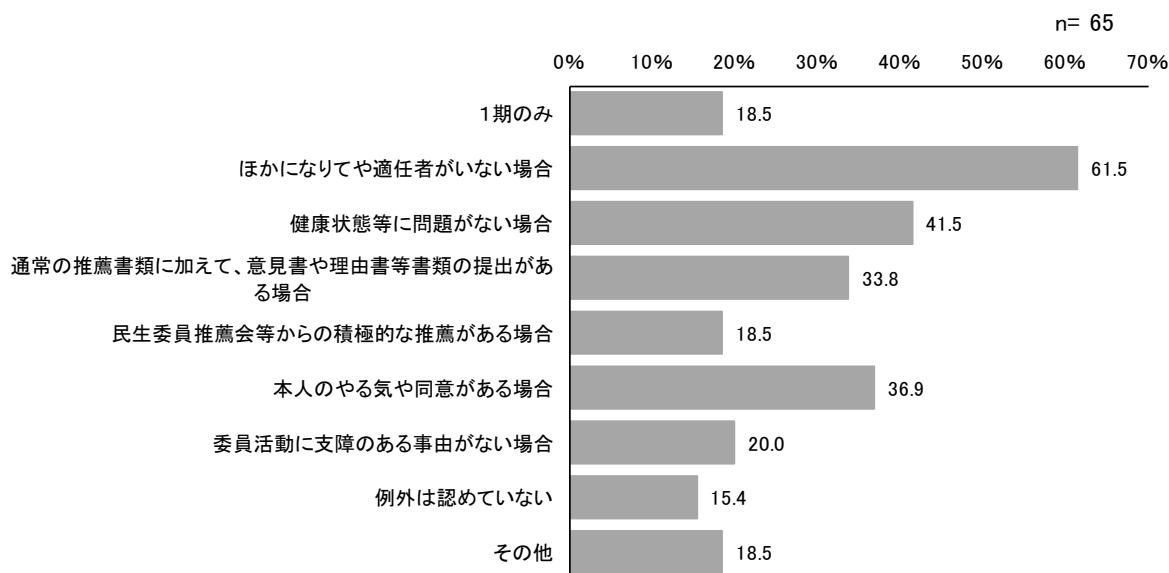
図表 12-18 主任児童委員の年齢要件／再任委員



④ 再任委員の年齢要件に関する例外的取扱い

主任児童委員の再任委員の年齢要件に関する例外的取扱いは、「ほかになりてや適任者がいない場合」(61.5%)が最も高く、次いで「健康状態等に問題がない場合」(41.5%)、「本人のやる気や同意がある場合」(36.9%)となっている。

図表 12-19 主任児童委員の年齢要件／再任委員の例外的取扱い

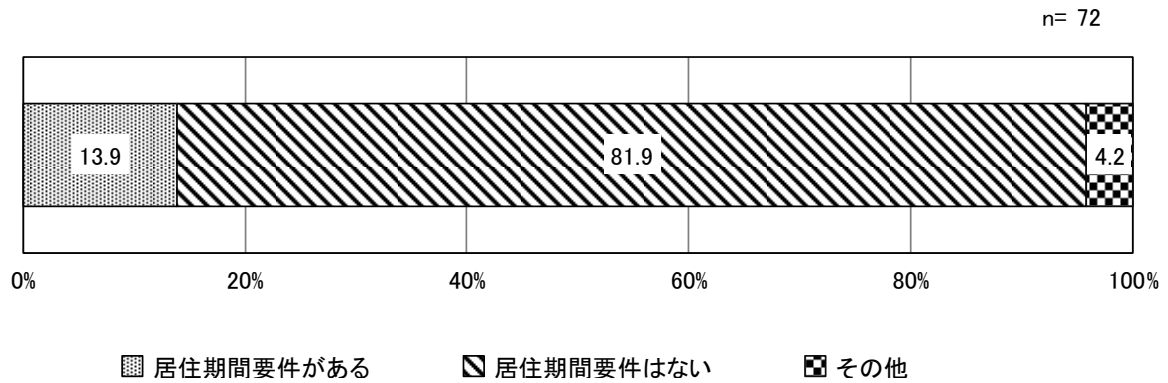


(6) 居住要件（政令指定都市、中核市のみ回答）

1) 区域担当民生委員・児童委員

区域担当民生委員・児童委員は、「居住期間要件がある」(13.9%)、「居住期間要件はない」(81.9%)となっている。

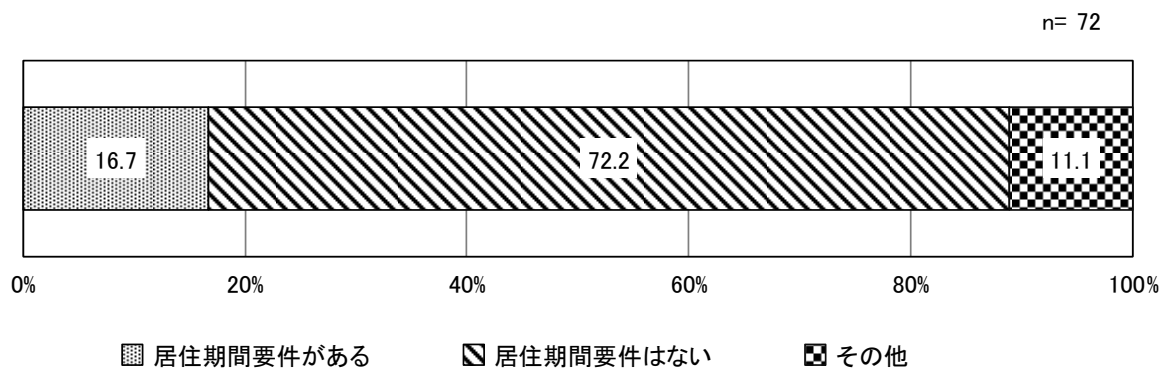
図表 12-20 区域担当の居住要件



2) 主任児童委員

主任児童委員は、「居住期間要件がある」(16.7%)、「居住期間要件はない」(72.2%)となっている。

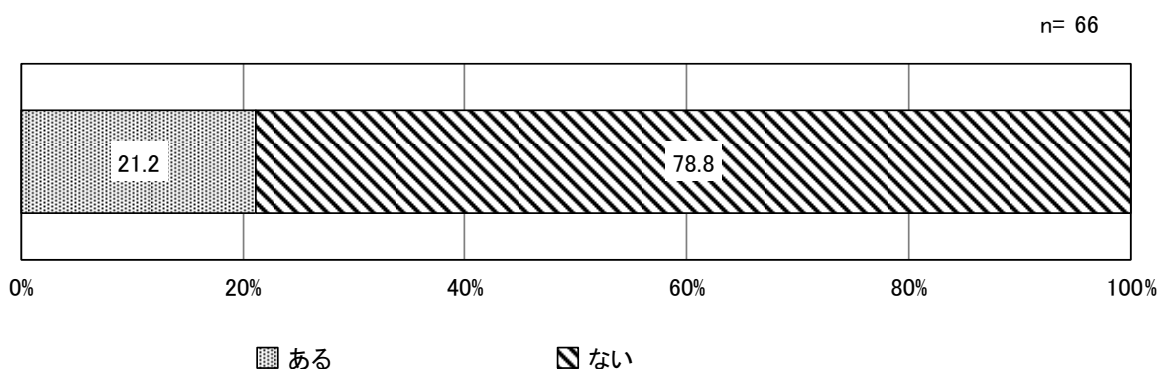
図表 12-21 主任児童委員の居住要件



(7) その他要件の有無（政令指定都市、中核市のみ回答）

その他要件の有無は、「ある」(21.2%)、「ない」(78.8%)となっている。

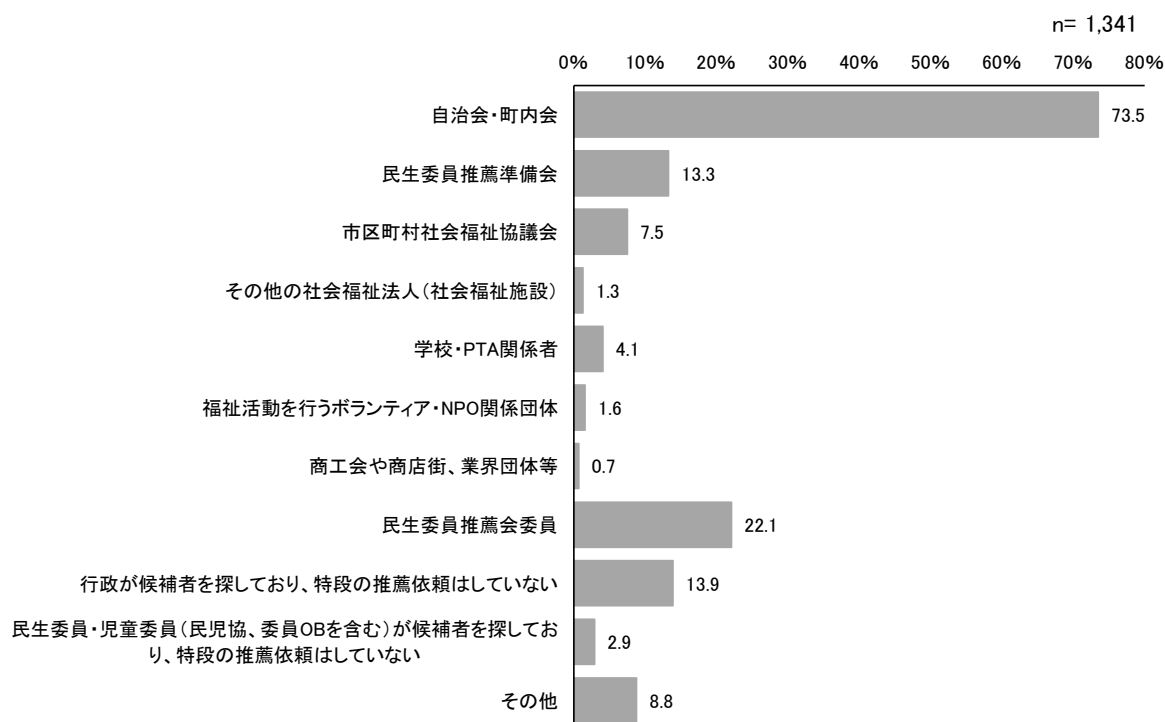
図表 12-22 その他要件の有無



(8) 民生委員・児童委員候補者の推薦を依頼している機関・団体

民生委員・児童委員候補者の推薦を依頼している機関・団体は、「自治会・町内会」(73.5%)が最も高く、次いで「民生委員推薦会委員」(22.1%)、「行政が候補者を探しており、特段の推薦依頼はしていない」(13.9%)となっている。

図表 12-23 民生委員・児童委員候補者の推薦を依頼している機関・団体



(9) 新任民生委員・児童委員や候補者への委員活動に関する説明の実施状況

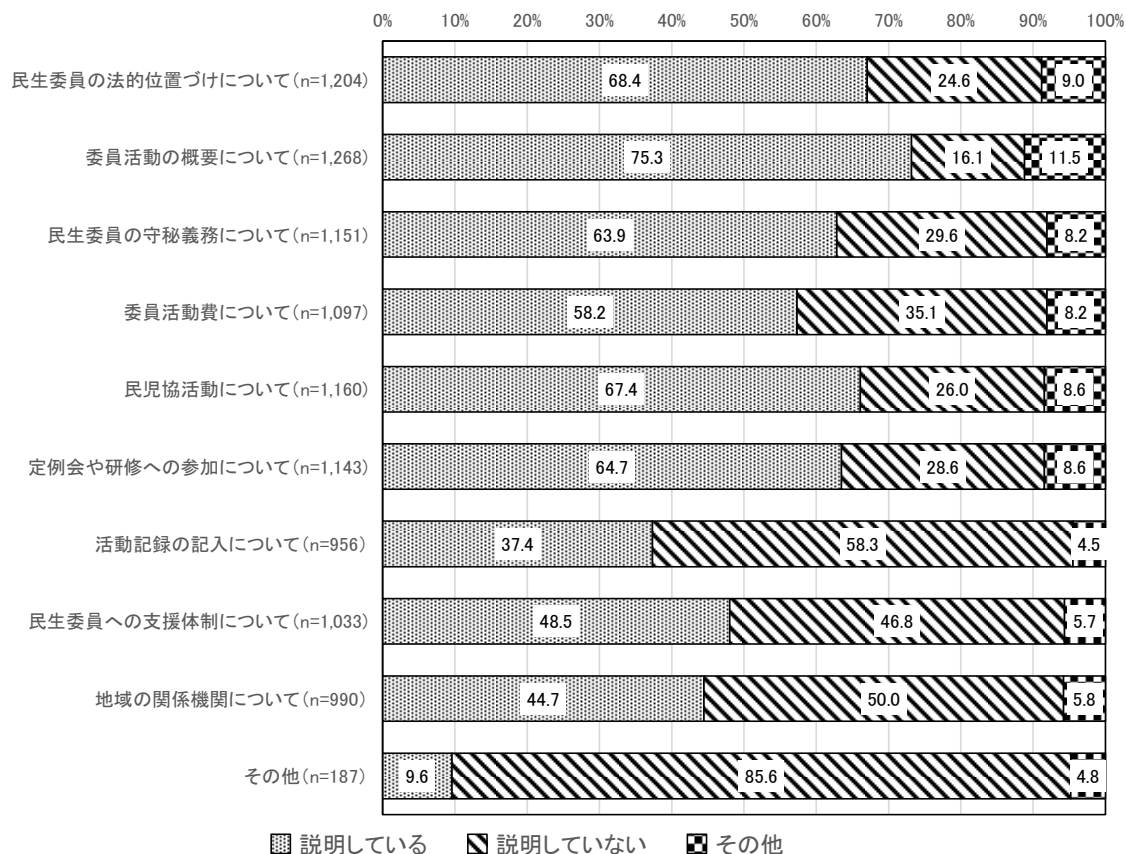
1) 推薦前

① 委員活動に関する説明の有無

委員活動に関する説明の有無についてみると、

「説明している」の割合は「委員活動の概要について」(75.3%)が最も高く、次いで「民生委員の法的位置づけについて」(68.4%)、「民児協活動について」(67.4%)、「定例会や研修への参加について」(64.7%)、「民生委員の守秘義務について」(63.9%)となっている。

図表 12-24 新任民生委員・児童委員や候補者への委員活動に関して推薦前に実施している説明



② 委員活動に関する説明の説明者

委員活動に関する説明の説明者について、

民生委員の法的位置づけについては、「行政」(43.2%)が最も高く、次いで「市区町村民児協事務局」(25.3%)、「説明していない」(24.6%)となっている。

委員活動の概要については、「行政」(43.7%)が最も高く、次いで「市区町村民児協事務局」(27.5%)、「前任の委員」(22.6%)となっている。

民生委員の守秘義務については、「行政」(37.8%)が最も高く、次いで「説明していない」(29.6%)、「市区町村民児協事務局」(23.9%)となっている。

委員活動費については、「説明していない」(35.1%)が最も高く、次いで「行政」(32.7%)、「市区町村民児協事務局」(22.8%)となっている。

民児協活動については、「行政」(35.9%)が最も高く、次いで「市区町村民児協事務局」(26.0%)、「説明していない」(26.0%)となっている。

定例会や研修への参加については、「行政」(34.0%)が最も高く、次いで「説明していない」(28.6%)、「市区町村民児協事務局」(26.1%)となっている。

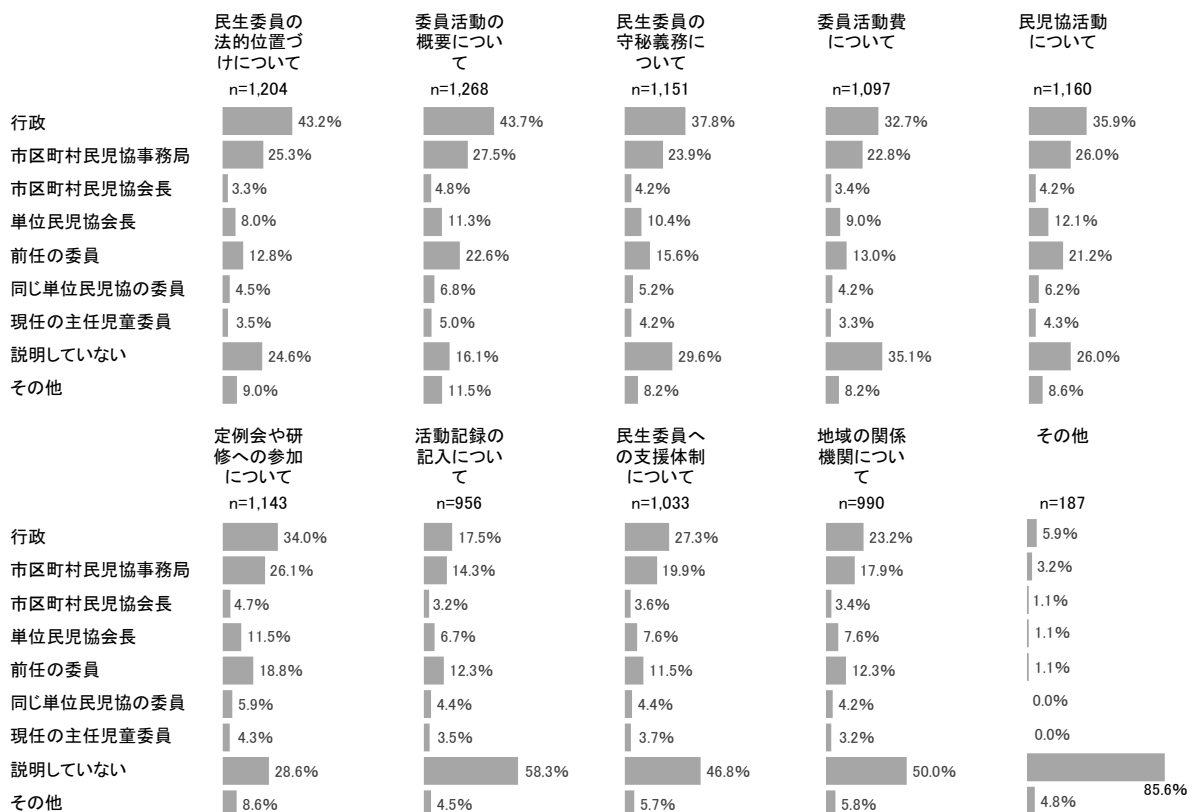
活動記録の記入については、「説明していない」(58.3%)が最も高く、次いで「行政」(17.5%)、「市区町村民児協事務局」(14.3%)となっている。

民生委員への支援体制については、「説明していない」(46.8%)が最も高く、次いで「行政」(27.3%)、「市区町村民児協事務局」(19.9%)となっている。

地域の関係機関については、「説明していない」(50.0%)が最も高く、次いで「行政」(23.2%)、「市区町村民児協事務局」(17.9%)となっている。

その他は、「説明していない」(85.6%)が最も高く、次いで「行政」(5.9%)となっている。

図表 12-25 委員活動に関する説明の説明者



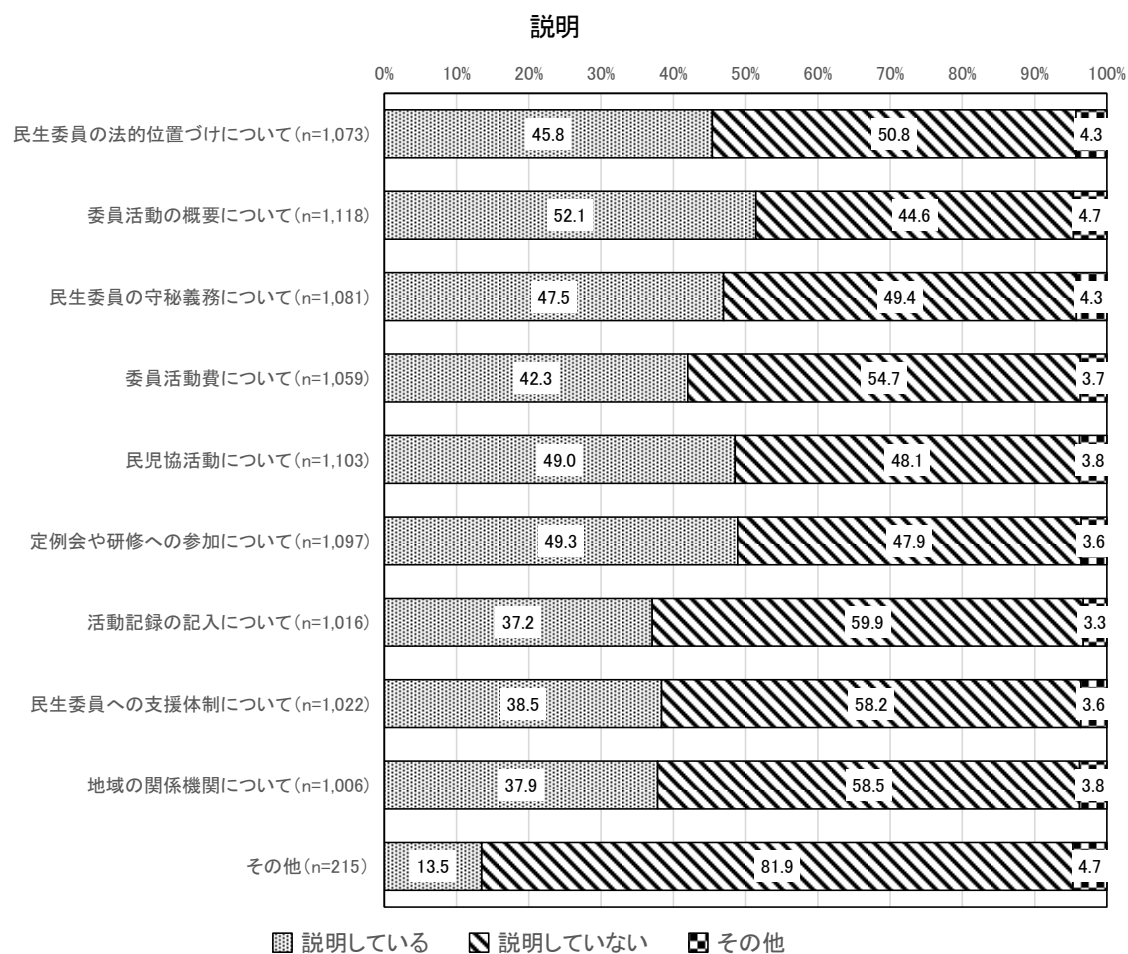
2) 推薦後～委嘱前

① 委員活動に関する説明の有無

委員活動に関する説明の有無についてみると、

「説明している」の割合は「委員活動の概要について」(52.1%)が最も高く、次いで「定例会や研修への参加について」(49.3%)、「民児協活動について」(49.0%)、「民生委員の守秘義務について」(47.5%)、「民生委員の法的位置づけについて」(45.8%)となっている。

図表 12-26 新任民生委員・児童委員や候補者への委員活動に関して推薦後～委嘱前に実施している



② 委員活動に関する内容の説明者

委員活動に関する説明の説明者について、

民生委員の法的位置づけについては、「説明していない」(50.8%)が最も高く、次いで「行政」(25.3%)、「市区町村民児協事務局」(17.0%)となっている。

委員活動の概要については、「説明していない」(44.6%)が最も高く、次いで「行政」(24.8%)、「前任の委員」(20.0%)となっている。

民生委員の守秘義務については、「説明していない」(49.4%)が最も高く、次いで「行政」(22.8%)、「市区町村民児協事務局」(17.5%)となっている。

委員活動費については、「説明していない」(54.7%)が最も高く、次いで「行政」(19.2%)、「市区町村民児協事務局」(16.1%)となっている。

民児協活動については、「説明していない」(48.1%)が最も高く、次いで「行政」(20.1%)、「前任の委員」(19.9%)となっている。

定例会や研修への参加については、「説明していない」(47.9%)が最も高く、次いで「行政」(20.9%)、「市区町村民児協事務局」(19.0%)となっている。

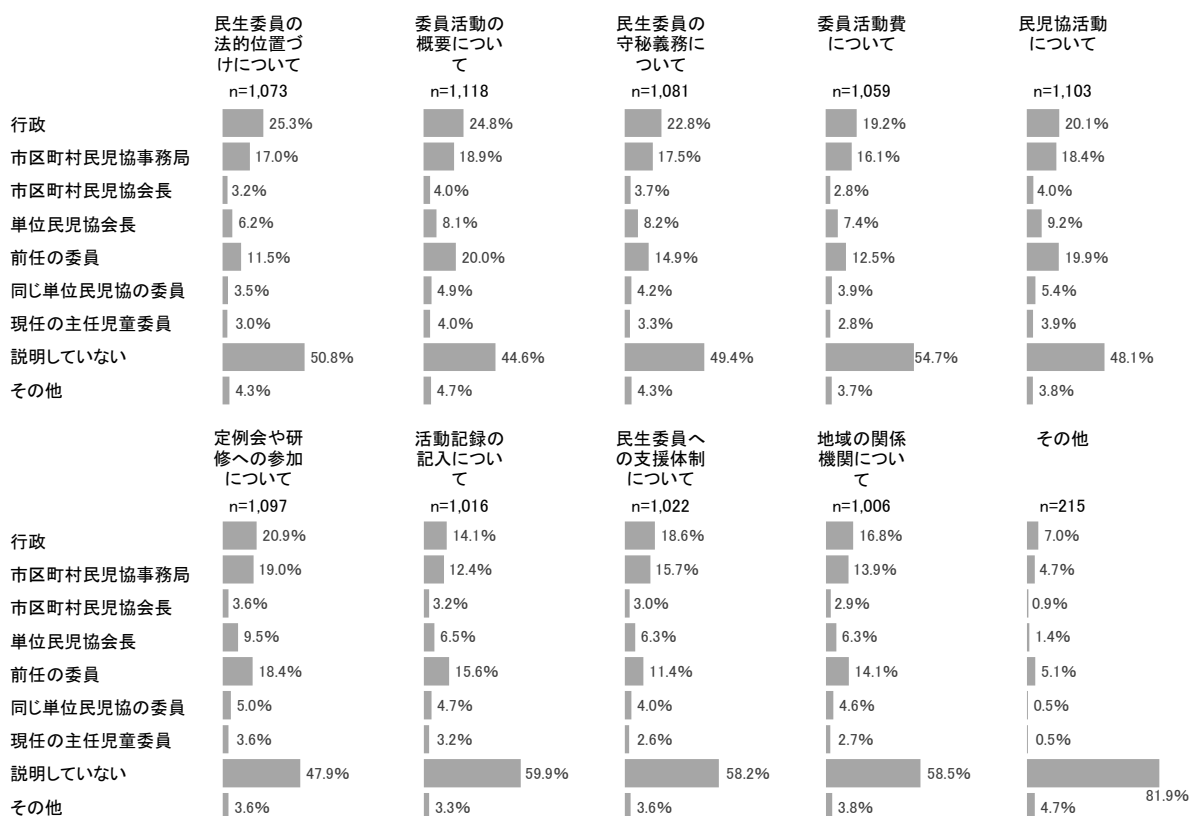
活動記録の記入については、「説明していない」(59.9%)が最も高く、次いで「前任の委員」(15.6%)、「行政」(14.1%)となっている。

民生委員への支援体制については、「説明していない」(58.2%)が最も高く、次いで「行政」(18.6%)、「市区町村民児協事務局」(15.7%)となっている。

地域の関係機関については、「説明していない」(58.5%)が最も高く、次いで「行政」(16.8%)、「前任の委員」(14.1%)となっている。

その他は、「説明していない」(81.9%)が最も高く、次いで「行政」(7.0%)、「前任の委員」(5.1%)となっている。

図表 12-27 委員活動に関する内容の説明者



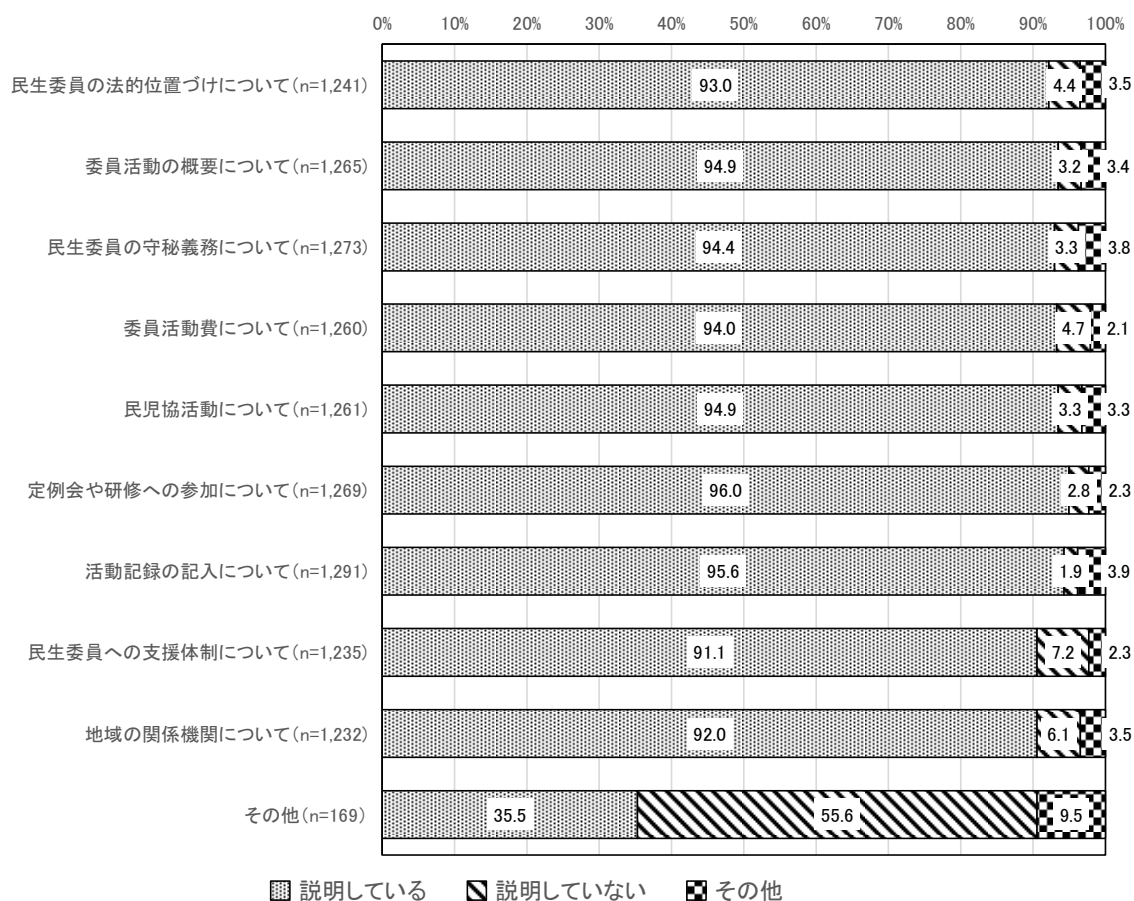
3) 委嘱後

① 委員活動に関する説明の有無

委員活動に関する説明の有無についてみると、

「説明している」の割合は「定例会や研修会への参加について」(96.0%)が最も高く、次いで「活動記録への記入について」(95.6%)、「民児協活動について」および「委員活動の概要について」(94.9%)、「民生委員の守秘義務について」(94.4%)となっている。

図表 12-28 新任民生委員・児童委員や候補者への委員活動に関して委嘱後に実施している説明



② 委員活動に関する内容の説明者

委員活動に関する説明の説明者について、

民生委員の法的位置づけについては、「行政」(53.4%)が最も高く、次いで「市区町村民児協事務局」(50.4%)、「単位民児協会長」(12.2%)となっている。

委員活動の概要については、「市区町村民児協事務局」(53.4%)が最も高く、次いで「行政」(51.1%)、「単位民児協会長」(18.8%)となっている。

民生委員の守秘義務については、「市区町村民児協事務局」(53.2%)が最も高く、次いで「行政」(52.5%)、「単位民児協会長」(18.2%)となっている。

委員活動費については、「市区町村民児協事務局」(55.9%)が最も高く、次いで「行政」(44.0%)、「単位民児協会長」(16.4%)となっている。

民児協活動については、「市区町村民児協事務局」(56.6%)が最も高く、次いで「行政」(41.3%)、「単位民児協会長」(24.7%)となっている。

定例会や研修への参加については、「市区町村民児協事務局」(58.7%)が最も高く、次いで「行政」(39.7%)、「単位民児協会長」(24.5%)となっている。

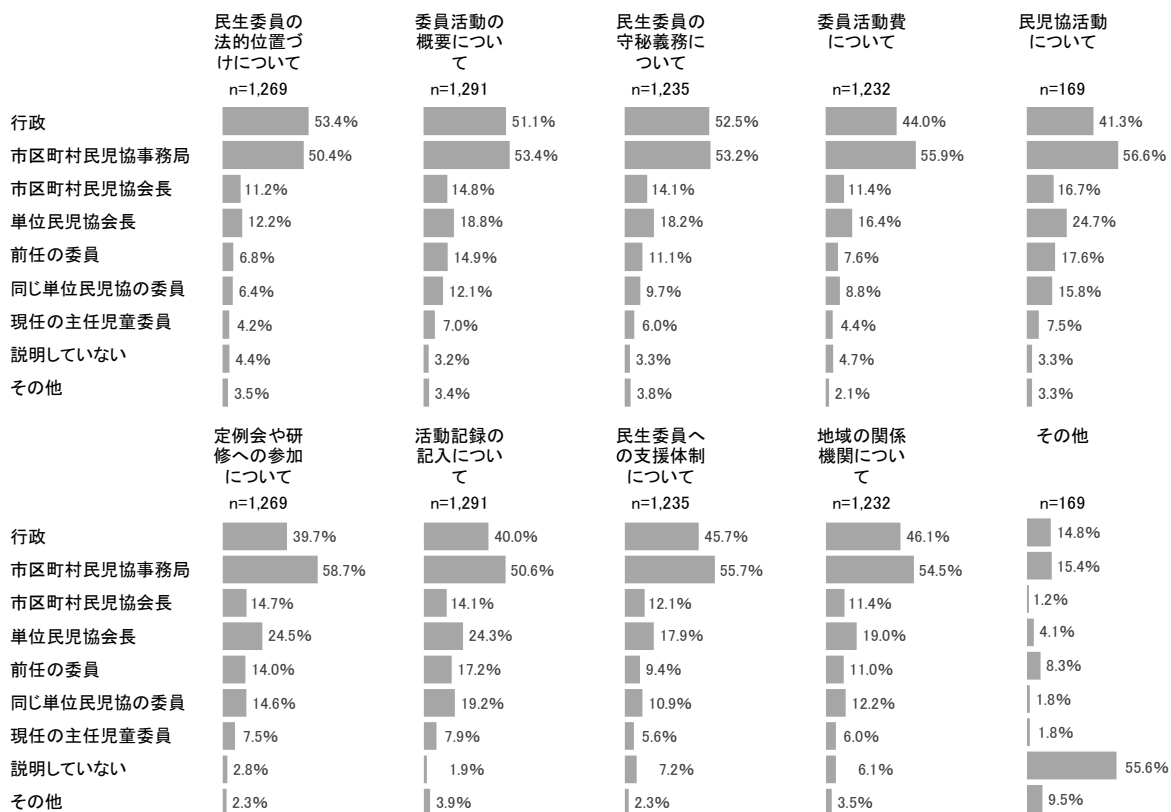
活動記録の記入については、「市区町村民児協事務局」(50.6%)が最も高く、次いで「行政」(40.0%)、「単位民児協会長」(24.3%)となっている。

民生委員への支援体制については、「市区町村民児協事務局」(55.7%)が最も高く、次いで「行政」(45.7%)、「単位民児協会長」(17.9%)となっている。

地域の関係機関については、「市区町村民児協事務局」(54.5%)が最も高く、次いで「行政」(46.1%)、「単位民児協会長」(19.0%)となっている。

その他は、「説明していない」(55.6%)が最も高く、次いで「市区町村民児協事務局」(15.4%)、「行政」(14.8%)となっている。

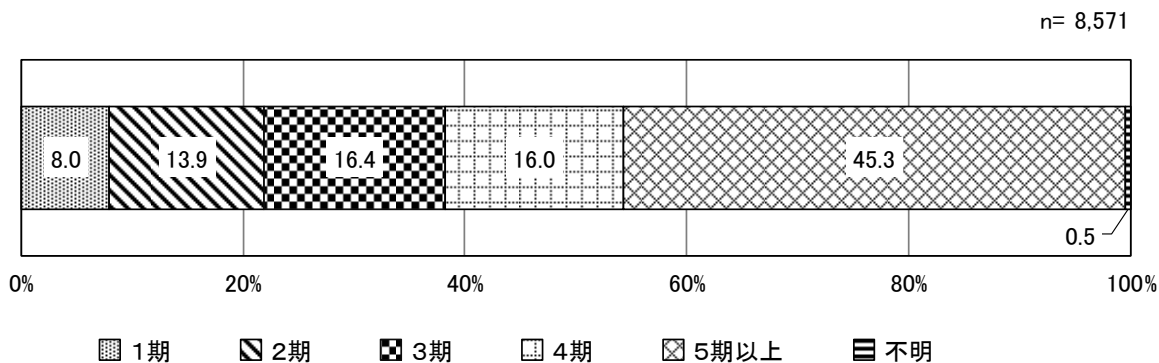
図表 12-29 委員活動に関する内容の説明者



(10) 管内にある単位民児協会長の民生委員・児童委員経験期数

管内にある単位民児協会長の民生委員・児童委員経験期数は、「5期以上」(45.3%)が最も高く、次いで「3期」(16.4%)、「4期」(16.0%)となっている。

図表 12-30 管内にある単位民児協会長の民生委員・児童委員経験期数



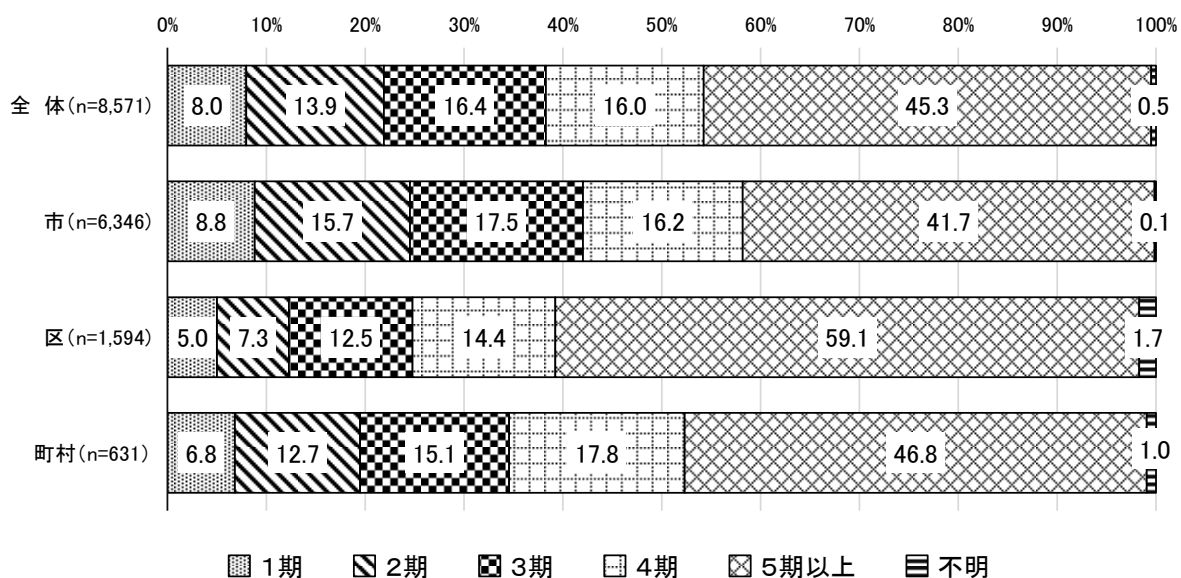
※n数は、各期の人数の合計

市区町村別にみると、市では、「5期以上」(41.7%)が最も高く、次いで「3期」(17.5%)、「2期」(16.2%)となっている。

区では、「5期以上」(59.1%)が最も高く、次いで「4期」(14.4%)、「3期」(12.5%)となっている。

町村では、「5期以上」(46.8%)が最も高く、次いで「4期」(17.8%)、「3期」(15.1%)となっている。

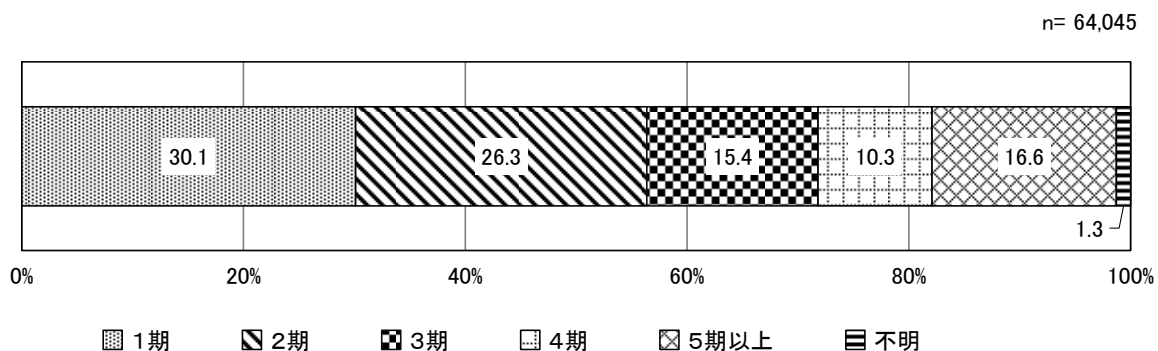
図表 12-31 管内にある単位民児協会長の民生委員・児童委員経験期数 (市区町村別)



(11) 退任までの在任期間

令和4年12月の一斉改選での退任者について、退任までの在任期間は、「1期」(30.1%)が最も高く、次いで「2期」(26.3%)、「5期以上」(16.6%)となっている。

図表 12-32 退任までの在任期間



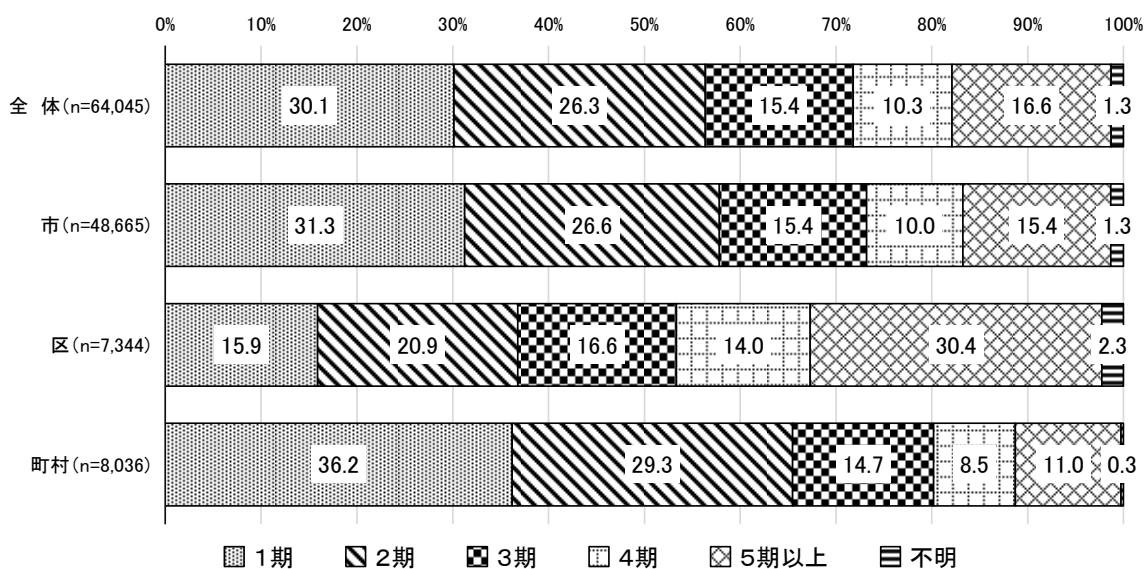
※n数は、各期の人数の合計

市区町村別にみると、市では、「1期」(31.3%)が最も高く、次いで「2期」(26.6%)、「5期以上」(15.4%)となっている。

区では、「5期以上」(30.4%)が最も高く、次いで「2期」(20.9%)、「3期」(16.6%)となっている。

町村では、「1期」(36.2%)が最も高く、次いで「2期」(29.3%)、「3期」(14.7%)となっている。

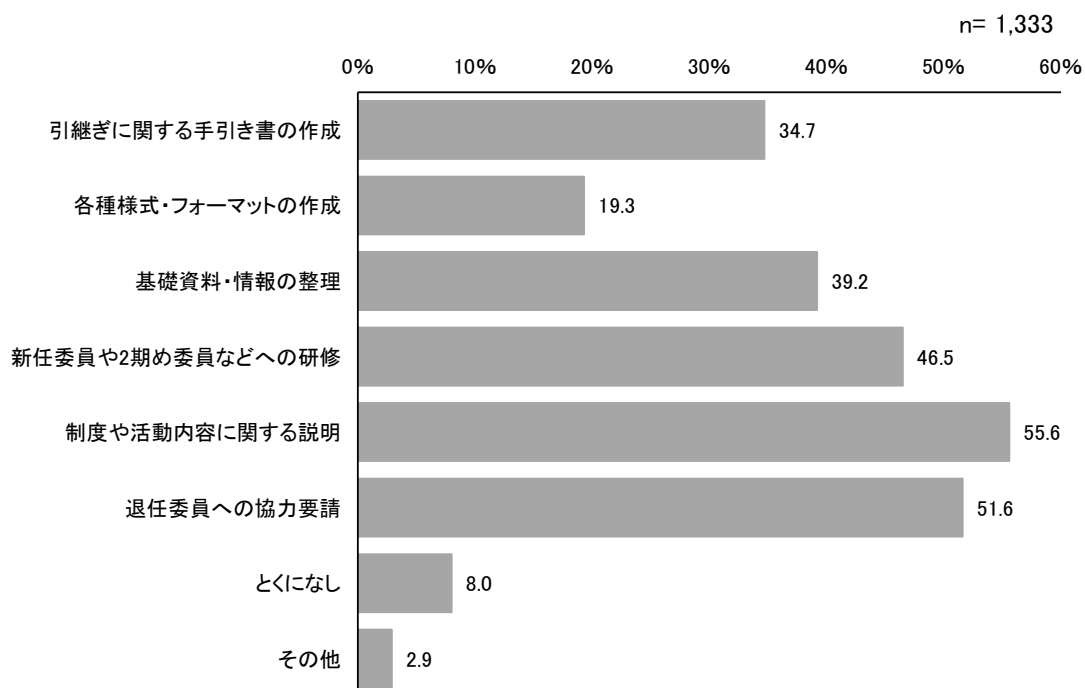
図表 12-33 退任までの在任期間 (市区町村別)



(12) 一斉改選時の引き継ぎ等に関する支援の実施状況

一斉改選時の引き継ぎ等に関する支援の実施状況は、「制度や活動内容に関する説明」(55.6%)が最も高く、次いで「退任委員への協力要請」(51.6%)、「新任委員や2期め委員などへの研修」(46.5%)となっている。

図表 12-34 一斉改選時の引き継ぎ等に関する支援の実施状況

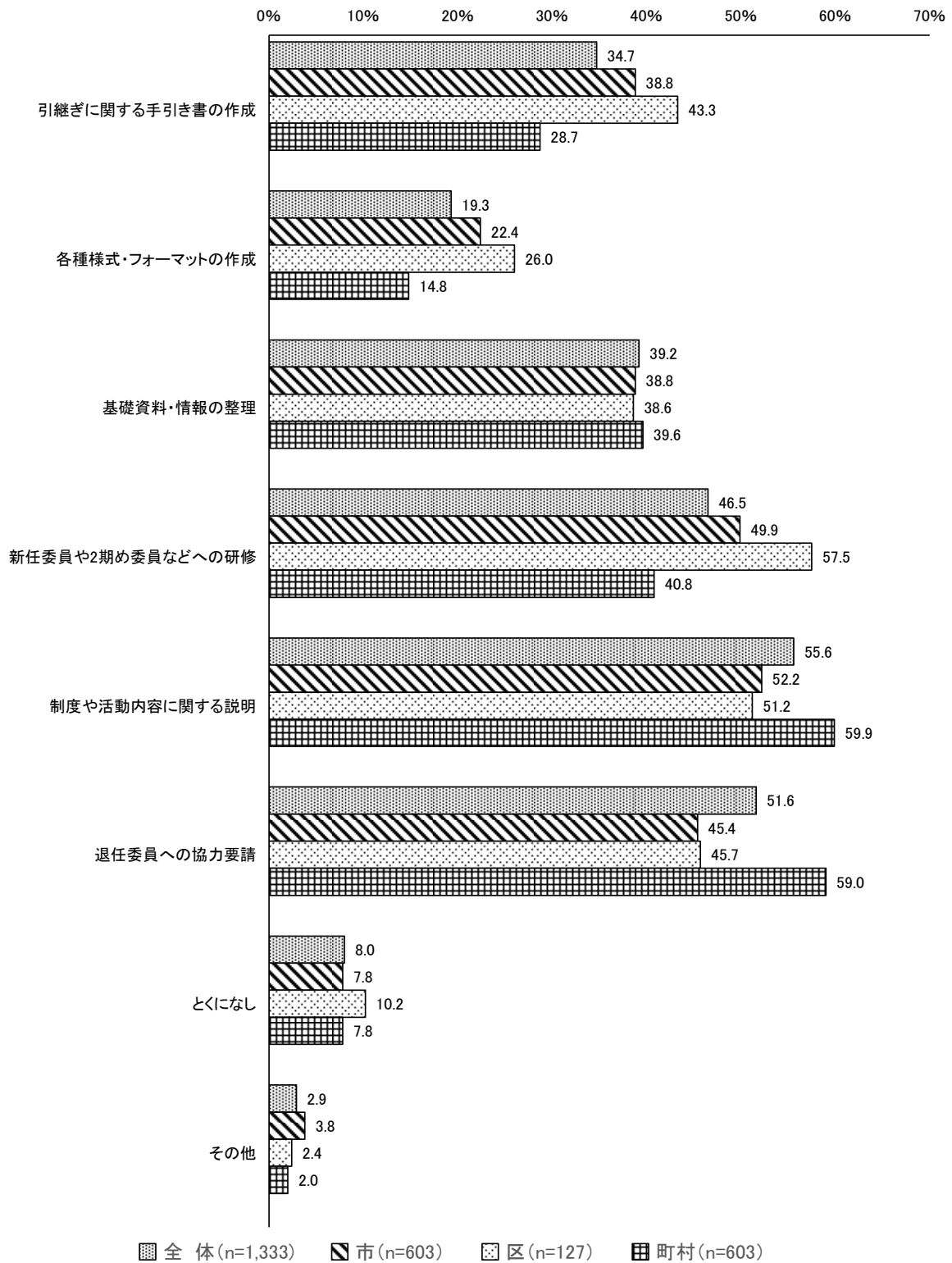


市区町村別にみると、市では、「制度や活動内容に関する説明」(52.2%)が最も高く、次いで「新任委員や2期め委員などへの研修」(49.9%)、「退任委員への協力要請」(45.4%)となっている。

区では、「新任委員や2期め委員などへの研修」(57.5%)が最も高く、次いで「制度や活動内容に関する説明」(51.2%)、「退任委員への協力要請」(45.7%)となっている。

町村では、「制度や活動内容に関する説明」(59.9%)が最も高く、次いで「退任委員への協力要請」(59.0%)、「新任委員や2期め委員などへの研修」(40.8%)となっている。

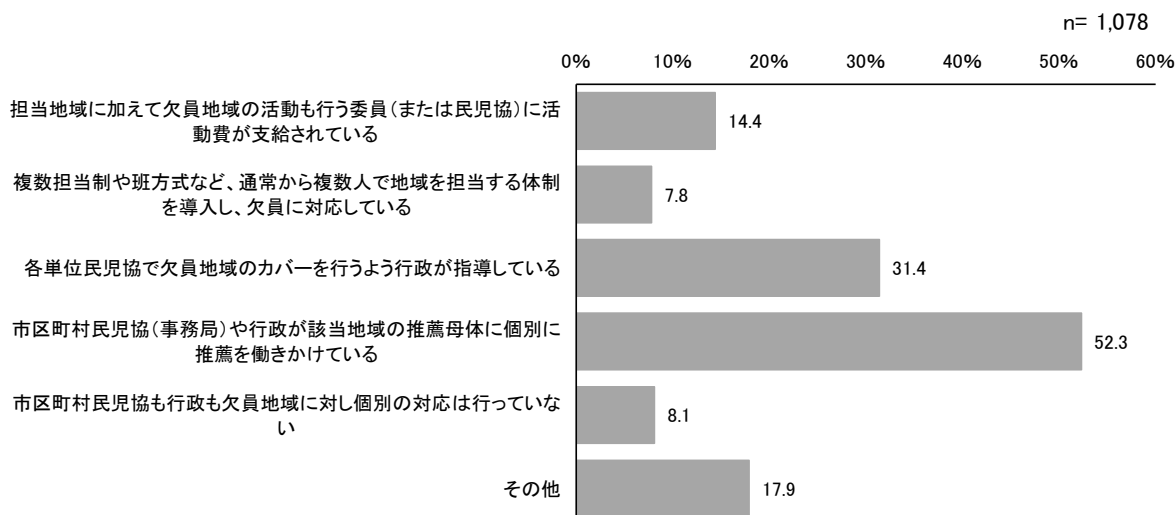
図表 12-35 一斉改選時の引き継ぎ等に関する支援の実施状況



(13) 欠員が生じている地域への対応

欠員が生じている地域への対応は、「市区町村民児協（事務局）や行政が該当地域の推薦母体に個別に推薦を働きかけている」（52.3%）が最も高く、次いで「各単位民児協で欠員地域のカバーを行うよう行政が指導している」（31.4%）、「担当地域に加えて欠員地域の活動も行う委員（または民児協）に活動費が支給されている」（14.4%）となっている。

図表 12-36 欠員が生じている地域への対応

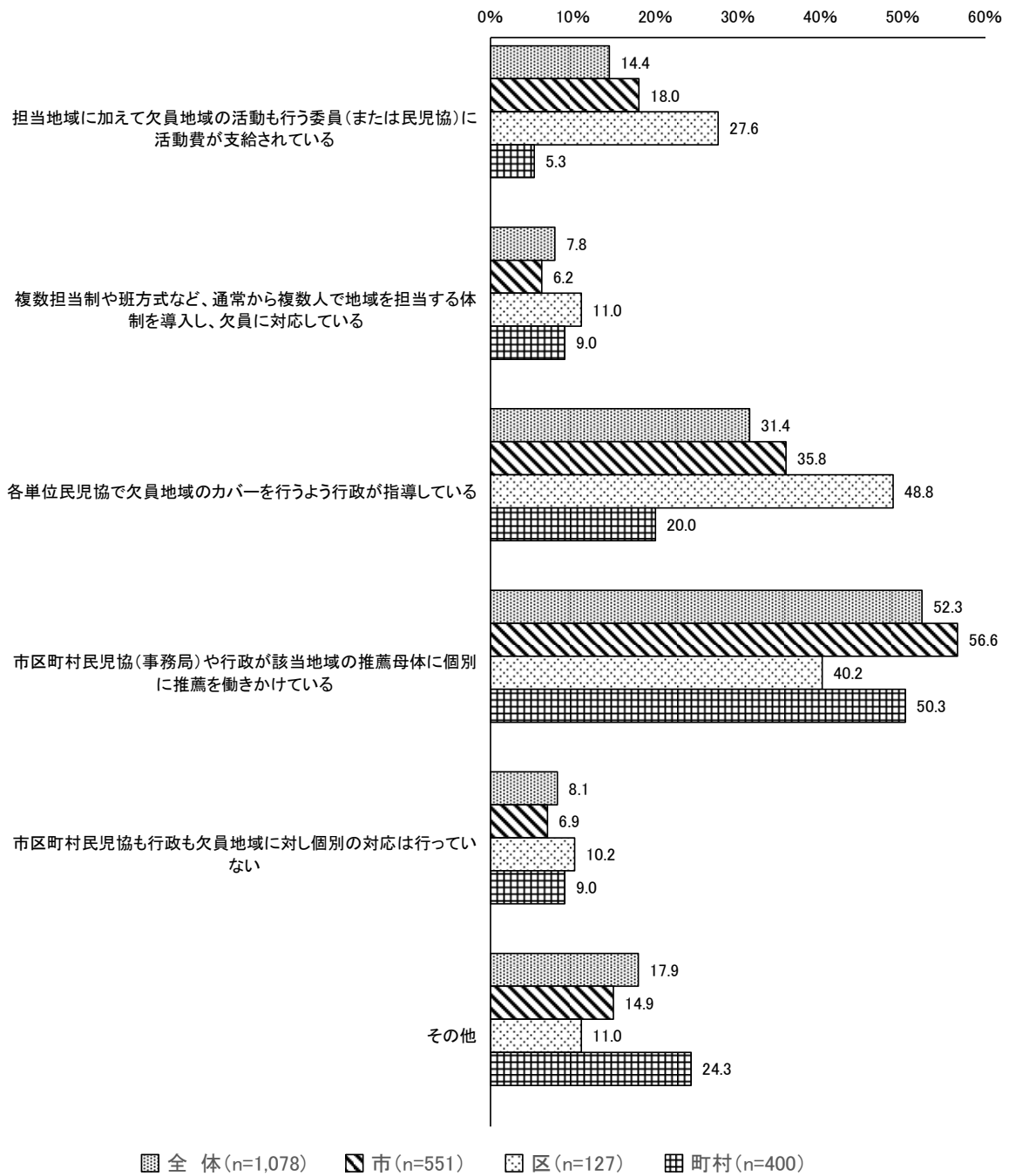


市区町村別にみると、市では、「市区町村民児協（事務局）や行政が該当地域の推薦母体に個別に推薦を働きかけている」（56.6%）が最も高く、次いで「各単位民児協で欠員地域のカバーを行うよう行政が指導している」（35.8%）、「担当地域に加えて欠員地域の活動も行う委員（または民児協）に活動費が支給されている」（18.0%）となっている。

区では、「各単位民児協で欠員地域のカバーを行うよう行政が指導している」（48.8%）が最も高く、次いで「市区町村民児協（事務局）や行政が該当地域の推薦母体に個別に推薦を働きかけている」（40.2%）、「担当地域に加えて欠員地域の活動も行う委員（または民児協）に活動費が支給されている」（27.6%）となっている。

町村では、「市区町村民児協（事務局）や行政が該当地域の推薦母体に個別に推薦を働きかけている」（50.3%）が最も高く、次いで「各単位民児協で欠員地域のカバーを行うよう行政が指導している」（20.0%）、「複数担当制や班方式など、通常から複数人で地域を担当する体制を導入し、欠員に対応している」（9.0%）、「市区町村民児協も行政も欠員地域に対し個別の対応は行っていない」（9.0%）となっている。

図表 12-37 欠員が生じている地域への対応

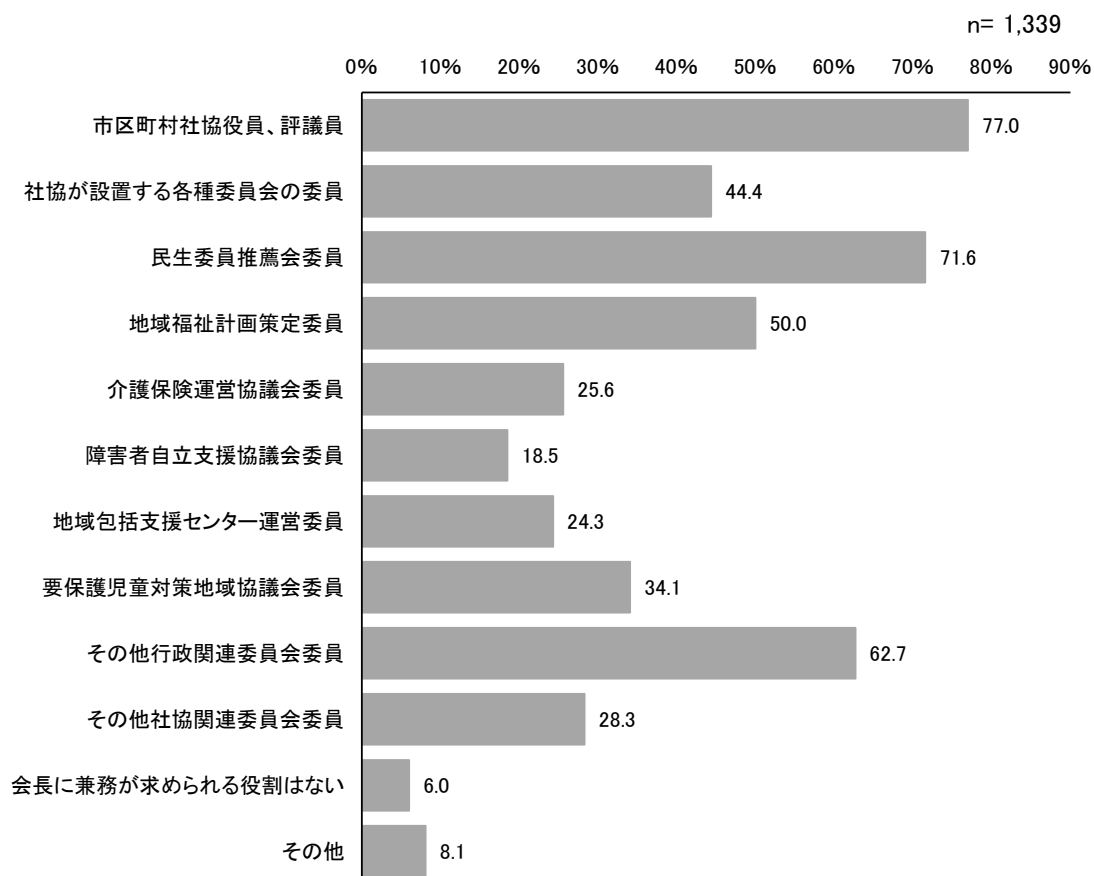


13 委員就任に伴い兼務が求められる役割について

(1) 市区町村民児協の会長に兼務が求められる役割

市区町村民児協の会長に兼務が求められる役割は、「市区町村社協役員、評議員」(77.0%)が最も高く、次いで「民生委員推薦会委員」(71.6%)、「その他行政関連委員会委員」(62.7%)となっている。

図表 13-1 市区町村民児協の会長に兼務が求められる役割

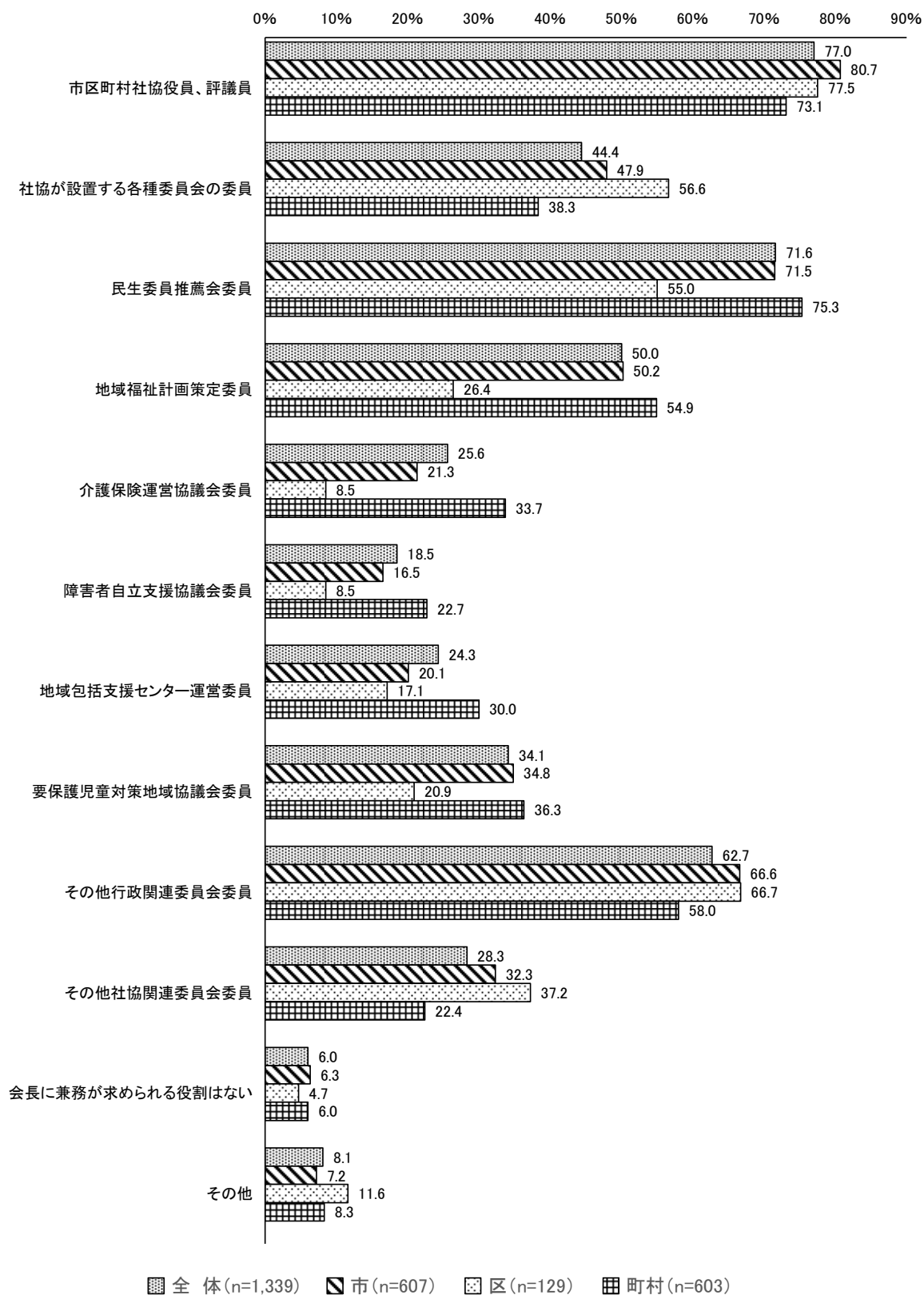


市区町村別にみると、市では、「市区町村社協役員、評議員」(80.7%)が最も高く、次いで「民生委員推薦会委員」(71.5%)、「その他行政関連委員会委員」(66.6%)となっている。

区では、「市区町村社協役員、評議員」(77.5%)が最も高く、次いで「その他行政関連委員会委員」(66.7%)、「社協が設置する各種委員会の委員」(56.6%)となっている。

町村では、「民生委員推薦会委員」(75.3%)が最も高く、次いで「市区町村社協役員、評議員」(73.1%)、「その他行政関連委員会委員」(58.0%)となっている。

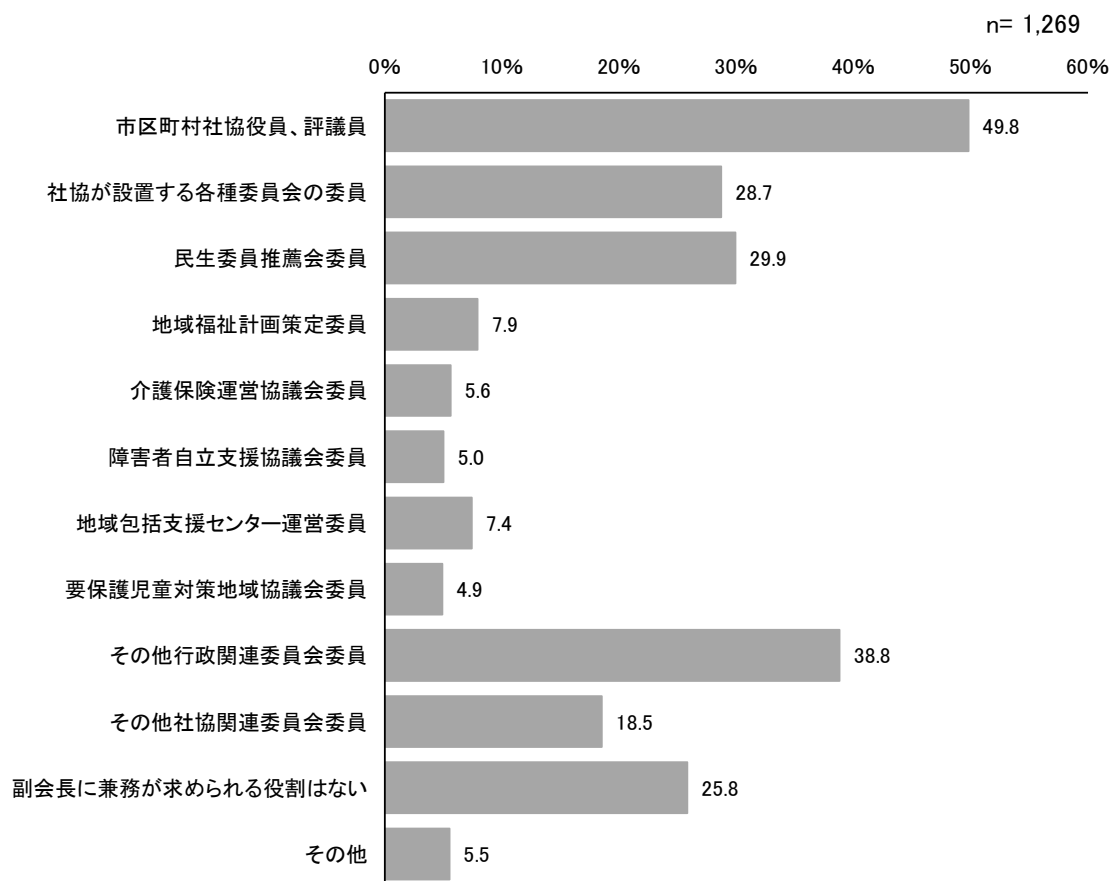
図表 13-2 市区町村民児協の会長に兼務が求められる役割（市区町村別）



(2) 市区町村民児協の副会長に兼務が求められる役割

市区町村民児協の副会長に兼務が求められる役割は、「市区町村社協役員、評議員」(49.8%)が最も高く、次いで「その他行政関連委員会委員」(38.8%)、「民生委員推薦会委員」(29.9%)となっている。

図表 13-3 市区町村民児協の副会長に兼務が求められる役割

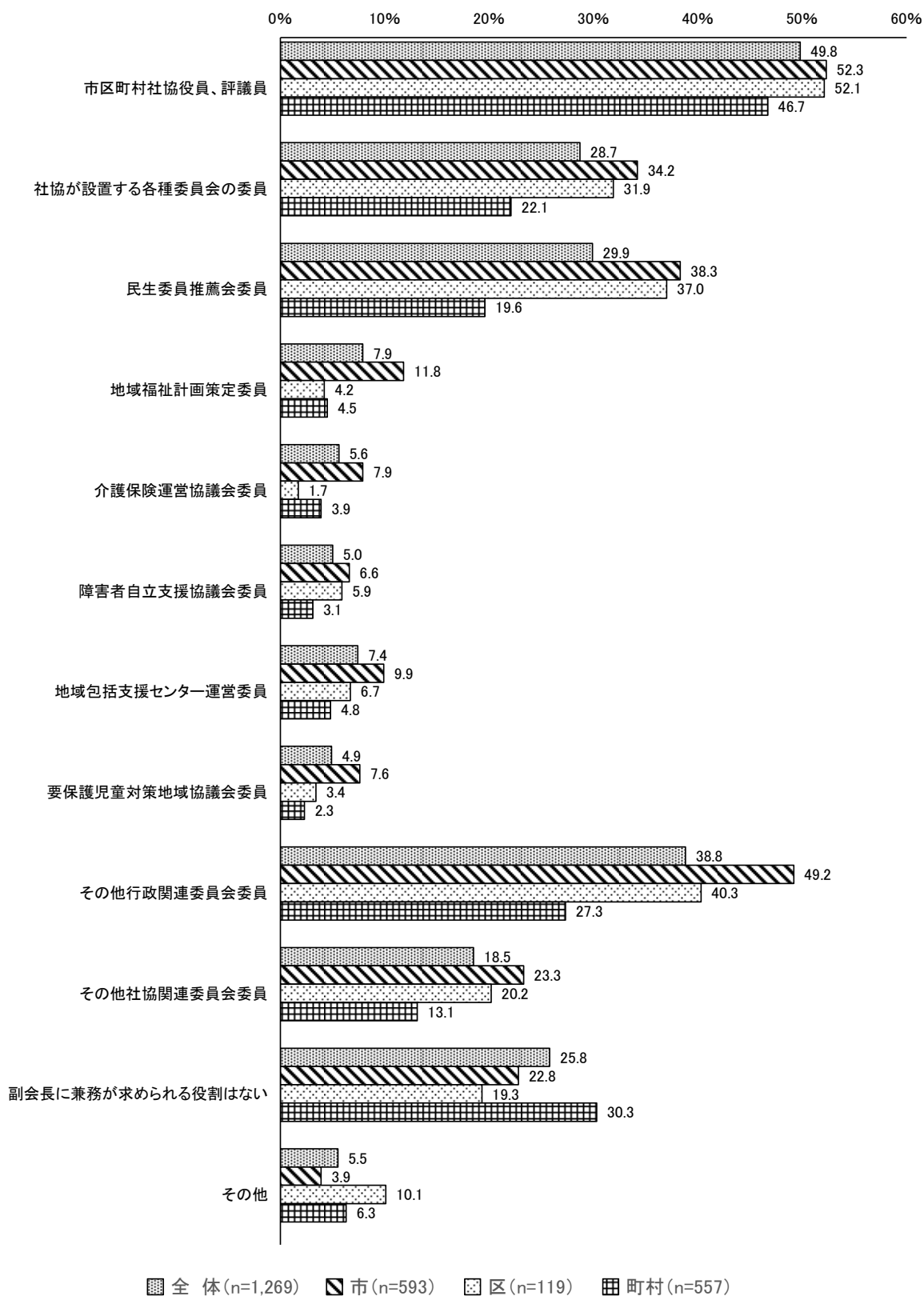


市区町村別にみると、市では、「市区町村社協役員、評議員」(52.3%)が最も高く、次いで「その他行政関連委員会委員」(49.2%)、「民生委員推薦会委員」(38.3%)となっている。

区では、「市区町村社協役員、評議員」(52.1%)が最も高く、次いで「その他行政関連委員会委員」(40.3%)、「民生委員推薦会委員」(37.0%)となっている。

町村では、「市区町村社協役員、評議員」(46.7%)が最も高く、次いで「副会長に兼務が求められる役割はない」(30.3%)、「その他行政関連委員会委員」(27.3%)となっている。

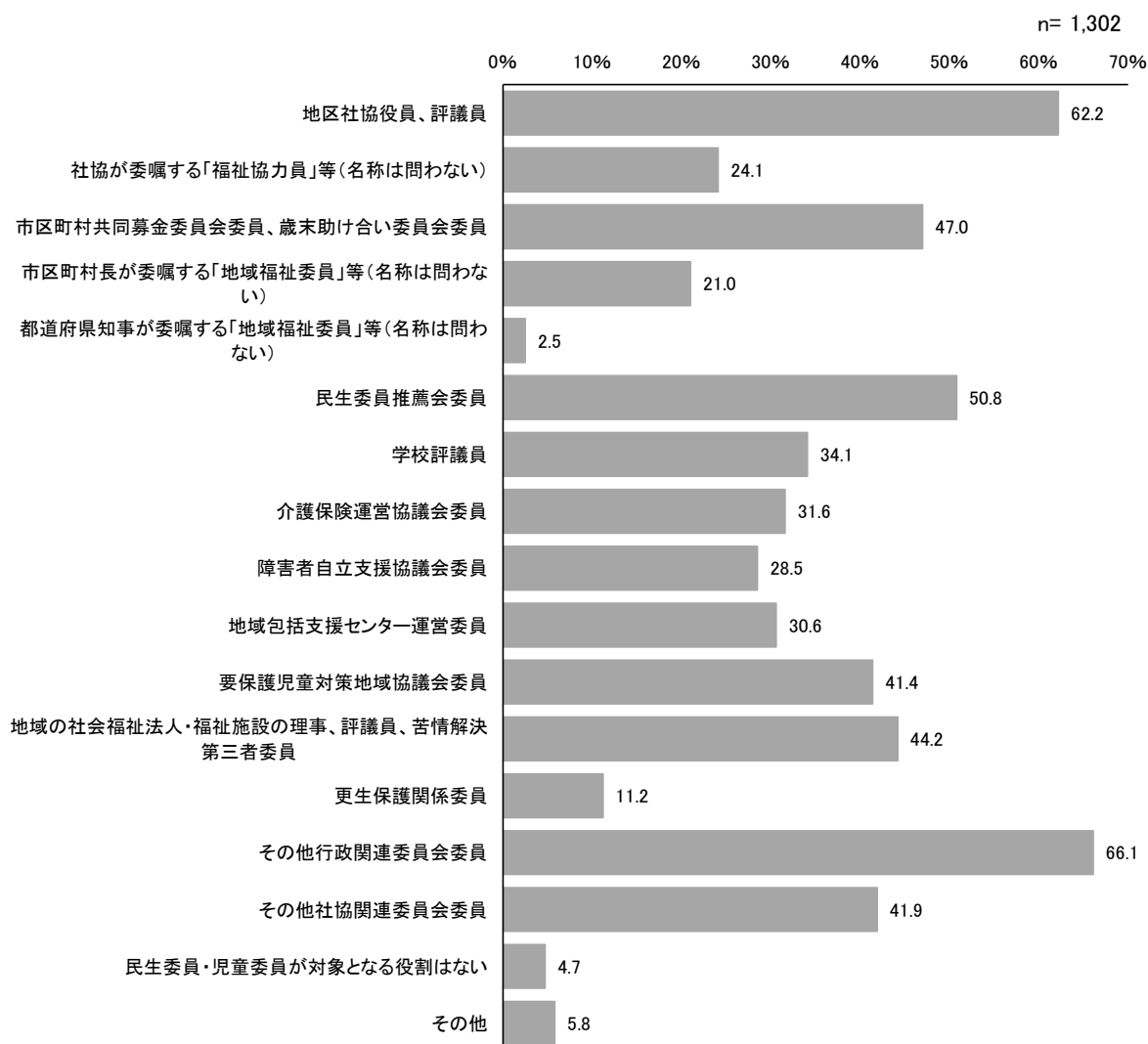
図表 13-4 市区町村児協の副会長に兼務が求められる役割（市区町村別）



(3) 民生委員・児童委員として参画してほしいと依頼がある役割

民生委員・児童委員として参画してほしいと依頼がある役割は、「その他行政関連委員会委員」(66.1%)が最も高く、次いで「地区社協役員、評議員」(62.2%)、「民生委員推薦会委員」(50.8%)となっている。

図表 13-5 民生委員・児童委員として参画してほしいと依頼がある役割

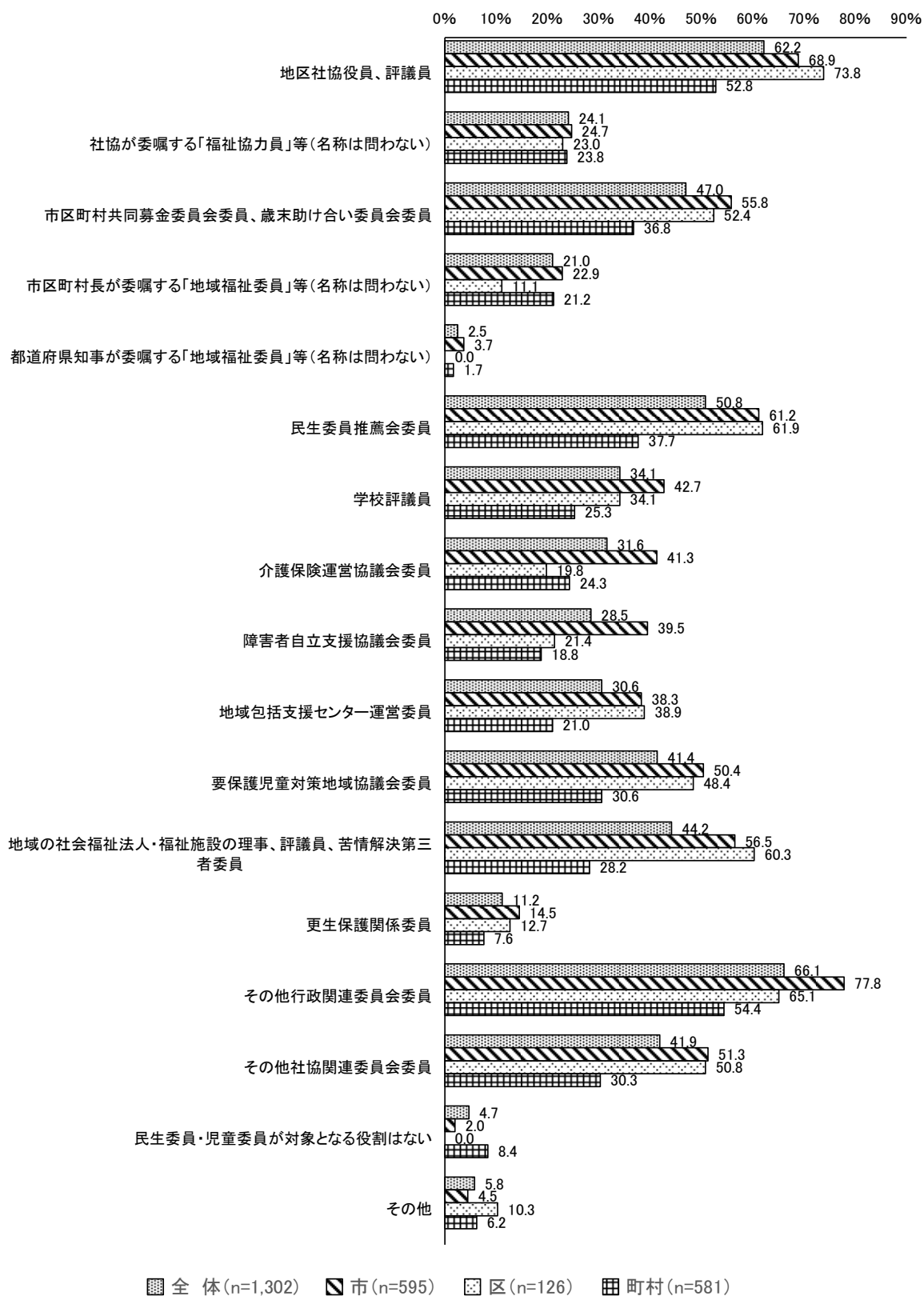


市区町村別にみると、市では、「その他行政関連委員会委員」(77.8%)が最も高く、次いで「地区社協役員、評議員」(68.9%)、「民生委員推薦会委員」(61.2%)となっている。

区では、「地区社協役員、評議員」(73.8%)が最も高く、次いで「その他行政関連委員会委員」(65.1%)、「民生委員推薦会委員」(61.9%)となっている。

町村では、「その他行政関連委員会委員」(54.4%)が最も高く、次いで「地区社協役員、評議員」(52.8%)、「民生委員推薦会委員」(37.7%)となっている。

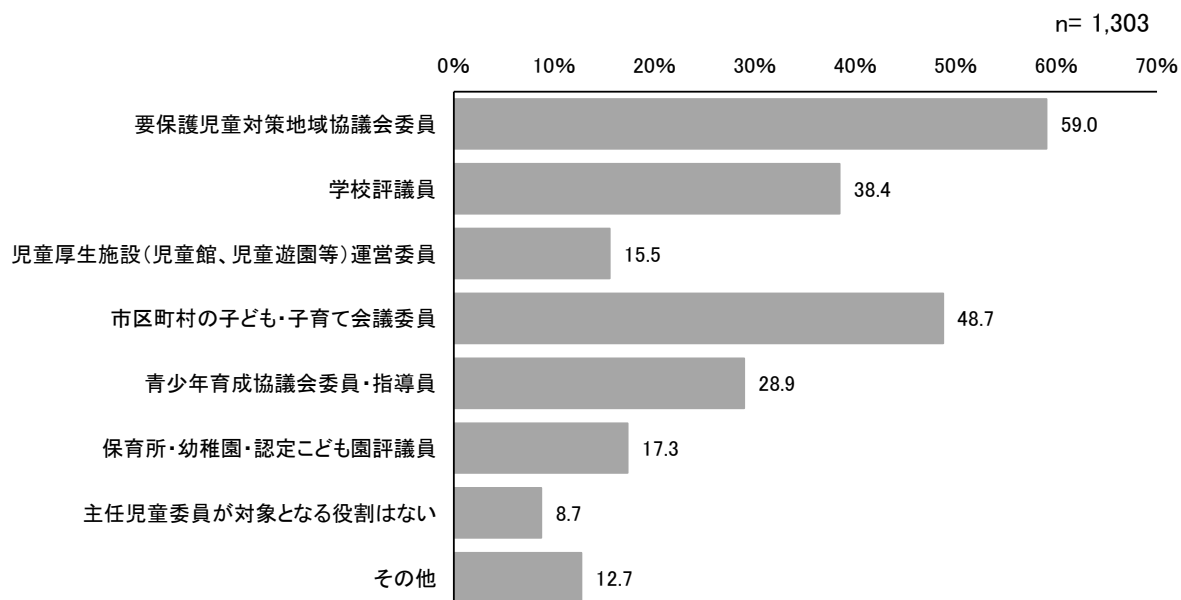
図表 13-6 民生委員・児童委員として参画してほしいと依頼がある役割（市区町村別）



(4) 主任児童委員が対象となる役割

主任児童委員が対象となる役割は、「要保護児童対策地域協議会委員」(59.0%)が最も高く、次いで「市区町村の子ども・子育て会議委員」(48.7%)、「学校評議員」(38.4%)となっている。

図表 13-7 主任児童委員が対象となる役割

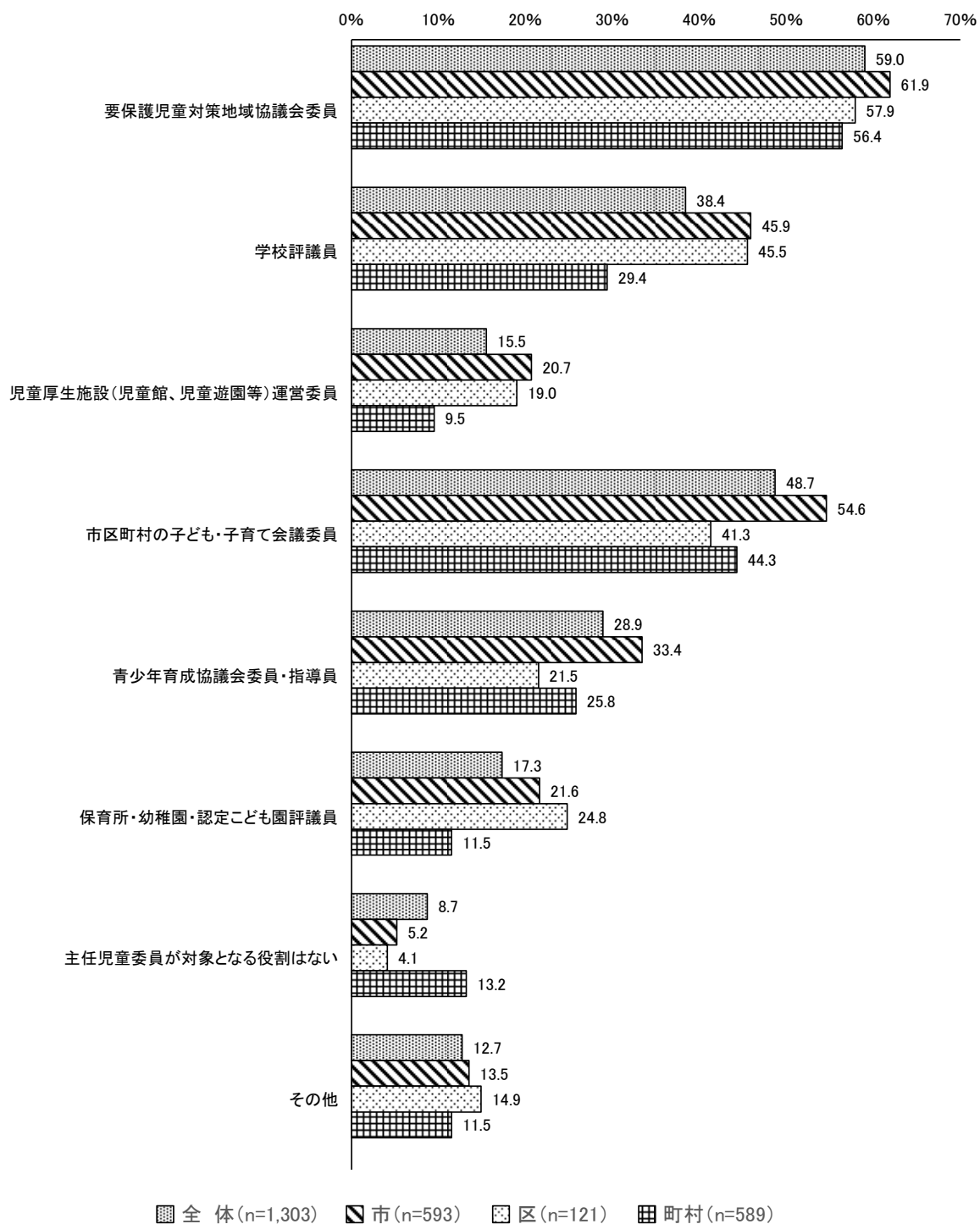


市区町村別にみると、市では、「要保護児童対策地域協議会委員」(61.9%)が最も高く、次いで「市区町村の子ども・子育て会議委員」(54.6%)、「学校評議員」(45.9%)となっている。

区では、「要保護児童対策地域協議会委員」(57.9%)が最も高く、次いで「学校評議員」(45.5%)、「市区町村の子ども・子育て会議委員」(41.3%)となっている。

町村では、「要保護児童対策地域協議会委員」(56.4%)が最も高く、次いで「市区町村の子ども・子育て会議委員」(44.3%)、「学校評議員」(29.4%)となっている。

図表 13-8 主任児童委員が対象となる役割（市区町村別）

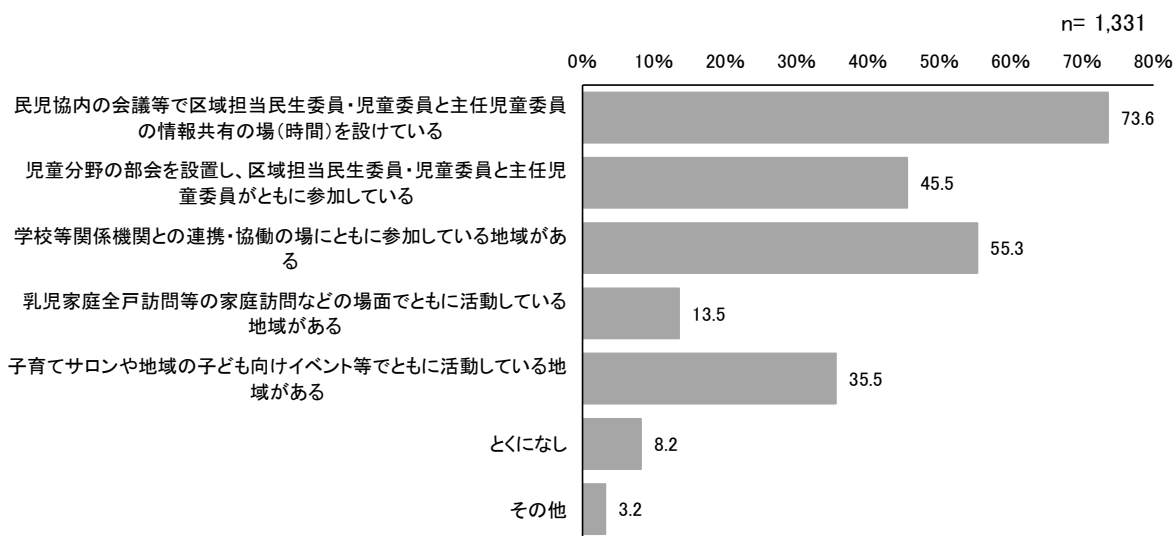


1 4 こども家庭庁創設に伴う事項

(1) 区域担当民生委員・児童委員と主任児童委員の連携状況

区域担当民生委員・児童委員と主任児童委員の連携状況は、「民児協内の会議等で区域担当民生委員・児童委員と主任児童委員の情報共有の場（時間）を設けている」（73.6%）が最も高く、次いで「学校等関係機関との連携・協働の場にも参加している地域がある」（55.3%）、「児童分野の部会を設置し、区域担当民生委員・児童委員と主任児童委員がともに参加している」（45.5%）となっている。

図表 1 4 - 1 区域担当民生委員・児童委員と主任児童委員の連携状況



市区町村別にみると、市では、「民児協内の会議等で区域担当民生委員・児童委員と主任児童委員の情報共有の場（時間）を設けている」（75.9%）が最も高く、次いで「学校等関係機関との連携・協働の場にも参加している地域がある」（65.8%）、「児童分野の部会を設置し、区域担当民生委員・児童委員と主任児童委員がともに参加している」（48.7%）となっている。

区では、「民児協内の会議等で区域担当民生委員・児童委員と主任児童委員の情報共有の場（時間）を設けている」（75.6%）が最も高く、次いで「子育てサロンや地域の子ども向けイベント等でも活動している地域がある」（74.8%）、「学校等関係機関との連携・協働の場にも参加している地域がある」（68.7%）となっている。

町村では、「民児協内の会議等で区域担当民生委員・児童委員と主任児童委員の情報共有の場（時間）を設けている」（70.7%）が最も高く、次いで「学校等関係機関との連携・協働の場にも参加している地域がある」（41.6%）、「児童分野の部会を設置し、区域担当民生委員・児童委員と主任児童委員がともに参加している」（40.7%）となっている。

図表 14-2 区域担当民生委員・児童委員と主任児童委員の連携状況（市区町村別）

